

中国共产党第十三回 全国代表大会文献集

(一九八七年)



北京 外文出版社

中国共産党第十三回 全国代表大会文献集

(1987年10月25日～11月1日)

外文出版社
北京

中国共産党第十三回全国代表大会（一九八七年十月二十五日～十一月一日）は、中国共産党の史上でも最も民主的かつ開放的な大会で、中国の改革と建設にとり歴史的な意義をもつ。

大会は、趙紫陽のおこなった中央委員会報告を討議、採択したほか、新しい中央指導機構を選出、『中国共産党規約の一部条文改正案』などを審議、採択した。

本書は大会のすべての文書を収録するほか、新しく選出された中央政治局委員、委員候補など、中央の指導者二十名の略歴をも紹介している。



1987年10月25日、十三回党大会
の開幕式に姿をみせた鄧小平

談笑する鄧小平と趙紫陽

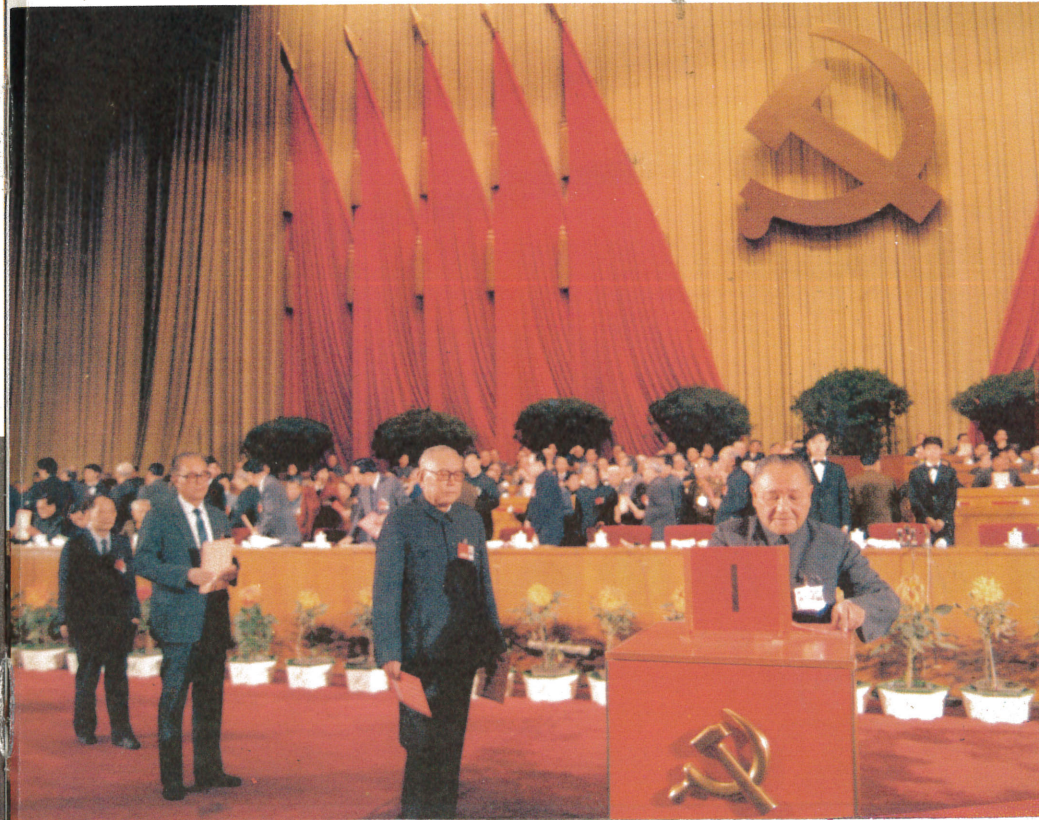


大会で第十二期中央委員会の報告をおこなう趙紫陽



大会の会場

十三期中総会で中央政治局委員と政
治局常務委員会委員が選出された。
写真は常務委員会の顔ぶれ——趙紫陽（真ん中）、
李鵬（左4）、喬石（左2）、胡啓立（左5）、姚依林（左1）



中央指導機構の選出。
写真は投票する鄧小平（左4）、
李先念（左3）、趙紫陽（左2）、胡耀邦（左1）

1987年11月2日、趙紫陽、李鵬、喬石、胡啓立、姚依林が内外の記者に会見。写真はカクテルパーティーで記者たちの質問にユーモアたっぷりと答える趙紫陽



目次

中国の特色をもつ社会主義の道に沿って前進しよう……………	趙紫陽…………… 7
——中国共産党第十三回全国代表大会における報告（一九八七年十月二十五日）	
中国共産党第十三回全国代表大会の第十二期中央委員会報告にかんする決議……………	71
（一九八七年十一月一日）	
中国共産党規約の一部条文改正案……………	73
（中国共産党第十三回全国代表大会で一九八七年十一月一日に採択）	
中国共産党第十三回全国代表大会の『中国共産党規約の一部条文改正案』にかんする決議……………	77
（一九八七年十一月一日）	
〔付録〕 中国共産党規約（中国共産党第十二回全国代表大会で一九八二年九月六日に採択）……………	79
中国共産党第十三回全国代表大会における中央顧問委員会の活動報告……………	111
（一九八七年十月三十日）	
中国共産党第十三回全国代表大会の中央顧問委員会活動報告にかんする決議……………	125
（一九八七年十一月一日）	

中国共産党第十三回全国代表大会における中央規律検査委員会の活動報告……………127
(一九八七年十月三十日)

中国共産党第十三回全国代表大会の中央規律検査委員会活動報告にかんする決議……………147
(一九八七年十一月一日)

中国共産党第十三期中央委員会委員名簿……………149

中国共産党第十三期中央委員会委員候補名簿……………151

中央顧問委員会委員名簿……………153

中央規律検査委員会委員名簿……………155

〔付録一〕

中国共産党第十三回全国代表大会主席団名簿……………157

中国共産党第十三回全国代表大会主席団常務委員会名簿……………161

中国共産党第十三回全国代表大会秘書長名簿……………163

中国共産党第十三回全国代表大会副秘書長名簿……………165

中国共産党第十三回全国代表大会代表資格審査委員会名簿……………167

〔付録二〕

中国共産党第十三期中央委員会第一回総会公報……………169
(一九八七年十一月二日)

中国共産党中央顧問委員会第一回総会公報……………173
(一九八七年十一月二日午前採択)

中国共産党中央規律検査委員会第一回総会公報……………175
(一九八七年十一月二日午前採択)

〔付録三〕

中国共産党中央指導者の略歴……………177

中国の特色をもつ社会主義の道に沿って前進しよう

——中国共産党第十三回全国代表大会における報告

(一九八七年十月二十五日)

趙紫陽

同志諸君

ここに第十二期中央委員会の委託をうけて、大会にたいし活動報告をおこなうこととする。

一 歴史的成果と今大会の任務

党の第十二回全国代表大会は、十一期三中総の路線を堅持し、発展させ、社会主義現代化建設の新たな局面を全面的に切りひらく綱領をうち出した。十二回大会いらい、党中央は中央委員会総会を七回、全国代表会議を一回招集して、一連の重要問題にかんする正しい政策決定を適時におこない、改革と開放を強力にすすめる、物質文明と精神文明の建設を強化してきた。

十一期三中総から十二回大会を経て、今大会に至るまで、すでに九年の歳月が過ぎている。この九年間に、建
国いらいの社会主義建設でかちとった大きな成果をふまえて、党の歴史に新しい発展段階が切りひらかれ、国の

様相に重要な変化が生じた。

われわれは経済建設というこの中心の一環をしつかりつかんで、国民経済の持続的な安定成長をはかった。この九年間に、国民総生産額、国家の財政収入、都市・農村住民の平均所得はいずれもほぼ倍増している。ここまできると、十二回大会のうち出した経済発展目標を今世紀末までに達成するのは、まったく問題がなさそうである。

長い間われわれを悩ませてきた重大な社会経済問題は、生産の発展にともなって、解決されはじめるか、あるいは解決の方法が見いだされている。

——十億人民の大多数は、なんとか衣食にこと欠かぬ暮らしができるようになった。一部の地区では、もう少しましな生活水準を旨ざすようになっていく。衣食の問題が完全には解決されていない地区もなお一部残っているが、それでもいくらかは改善されている。

——都市、農村をとわず、就職の機会が増えた。都市では、新たに就業した労働力が七千万人に達している。農村でも、郷鎮企業という独特の経済組織がとつじょ出現し、八千万にのぼる農民が農外産業へ転じているか、または部分的に転じている。

——市場の供給状況が様変わりし、消費物資の深刻な長期欠乏というこれまでの局面が基本的に転換されている。

——国民経済は、重要比率の深刻なアンバランスにも著しい変化が生まれ、ほぼバランスのとれた発展の軌道へ次第に移っている。

この九年間は、建国いらい、国の経済力がもっとも急速に伸び、人民がもっとも多くの実益を得た時期であった、と言うべきである。この点は、一九五〇年代の後期から十一期中総までの二十年というものの、「左」の指導思想に影響されて、「階級闘争をカナメとし」たため、経済発展がしばしば挫折をこうむり、人民の生活がごくわずかしが改善されなかったのに比べると、きわめて対照的である。

九年らい、わが国が経済建設の面であつたすべての成果は、混乱の收拾をふまえて全面改革と対外開放を断固すすめたことと切り離すことができない。

改革と開放は、硬直した経済体制を打破して、経済に活況をもたらした。社会主義の商品経済は、なにびとも阻みえない勢いで力づくよく発展している。沿海地区は、南から北へ広びろとした前線開放地帯を形成しつつある。広範な大衆が積極性を発揮したため、生産力は新たな解放をみている。

改革と開放は、民族精神の新たな解放をももたらした。長期にわたって人びとの思想をおさえつけてきた多くの古い観念は、大きくゆらぎはじめていく。積極的に変革し、大胆に開拓し、実際の効果を重視するという気風が主流となりつつある。

この九年が尋常でない時期であり、世人の注目を集めているのは、なぜなのか。それは、社会進歩の趨勢に適応する多くの新しい思想がこの時期に生まれたからであり、開拓的意義をもつ新しい体制がこの時期に基礎を置かれるようになったからである。時の歩みとともに、人びとはさらにはっきりこの点を見てとるにちがいない。社会主義の体制改革は、社会変革の幅と深度からみて、これまで一つの革命であると言つてよい。

経済建設と改革・開放の順調な進展を保証するため、わが党は人民を指導して、政治、思想、文化、国防、外

交などの諸分野で多くの仕事をおこない、めざましい成果をあげた。

——安定・団結の政治的局面が定着し、発展した。これは、四つの基本原則の堅持と建設・改革の推進をふまえて、さまざまな社会矛盾を適切に処理し、「左」と右からのさまざまな攪乱をいち早く排除した結果である。社会の治安は著しく好転した。ブルジョア自由化反対闘争の健全な発展によって人びとの自覚が高まり、政治運動によらず積極面からの教育と正しい批判によって誤った思想を是正するという経験がさらに積みあげられた。全面改革というこの徹底した変革においては、安定・団結を持続することがぜひとも必要であるが、それはまた容易なことではないのである。

——社会主義の民主と法体系の建設が逐次進展しつつある。憲法を基礎とする社会主義の法体系が初歩的に形成された。人民の政治生活は日まじに活気を呈している。愛国統一戦線が空前の拡大をみ、共産党指導下の多党合作・協商制が積極的な役割を果たすようになった。各民族間の兄弟的団結もいっそう強固になっている。

——社会主義精神文明の建設が重要な進展をみた。理想、道徳、法秩序についての教育が全社会的範囲で幅広く展開されている。教育、科学、文化、芸術、報道、出版、医療・衛生、体育などの諸事業が繁栄の一途をたどっている。九年制義務教育も逐次実施されつつある。

——国防建設は指導思想の面で戦略的転換をとげた。軍隊の再編成と改革は大きな成果をあげ、百万人の兵力削減と同時に、革命化、現代化、正規化の建設も新たな進歩をみ、防衛・作戦能力は新たに向上している。人民解放軍は、祖国防衛、応急修復・災害救済と社会主義建設への参加の面で多大の貢献をした。

——「一国二制度」の原則にもとづき、中国とイギリス、中国とポルトガルが香港と澳門の問題の解決につい

て合意に達した。われわれはなおこの原則にもとづいて、台湾問題の平和的解決につとめなければならない。「一国二制度」の原則にもとづいて国家の統一を実現するという構想と実践は、中華民族の政治的英知が生み出した偉大な創造であることを、歴史はやがて立証するにちがいない。

——国際情勢とわが国現代化建設の必要にもとづいて、わわれわれは平和と発展という二大課題をめぐり、外交のワケ組みと党の対外関係を調整し、独立自主、覇権主義反対、世界平和擁護の対外政策を発展させた。われわれは世界でより多くの友人をもつようになっている。

同志諸君 九年らしいの実践は、わが党が偉大な、光栄ある、正しい党の名に恥じないことを立証しており、十期三中総いらいの路線がマルクス主義の正しい路線であることを立証している。この路線は、党と人民の知恵の結晶であり、党中央の集団的な知恵の結晶である。この路線の形成と発展の過程で、一連の重要問題をめぐる政策決定の過程で、また建設、改革、開放という新たな局面を切りひらく過程で、鄧小平同志はマルクス主義につらぬかれたその理論的勇氣、実事求是の精神、豊富な経験、先見性にとむ識見によって重要な役割を果たした。

九年らしいの成果は、全国各民族人民の団結、奮闘のたまものである。ここに中国共産党の名において、わが党にたいする人民の信頼と支持に感謝の意を表したい。この九年の偉大な変革に際して自己の力をささげた中国のすべての人びと、祖国の運命に關心を寄せる炎黃両帝のすべての子孫は、みなわが国の歴史的变化を誇りとしてよいのである。

しかしながら、われわれとしては決して自己満足するわけにはいかない。われわれが直面している問題と困難はまだ非常に多く、それが予想以上のものであることを、はつきり見ておかなければならない。われわれの指導

にはまだ少なからぬ誤りがある。いま、新旧両体制の交代がすすめられている最中で、多くの制度もおお不健全であり、各方面の管理と監督はまだ情勢の発展に追いついていない。経済活動においては、功をあせる偏向がいまなお残っており、社会の総需要が総供給を上回るといふ矛盾もまだ根本的に緩和されていない。ブルジョア自由化思潮にはまだ市場があるし、硬直した思想もなお一部同志の頭脳をしばりつけている。わけても少なからぬ部門に程度の差こそあれ見られるさまざまな官僚主義と腐敗の現象には、全党の同志と広範な大衆が非常な不満をもっている。われわれはかならずそれを正視して、その一掃に努めるべきであり、けっして人民の負託にそむいてはならない。

なお、われわれのこれからの路程はさらに遠く、任務はさらに困難であることを、はつきり見ておかなければならない。われわれはもとの基礎がひじょうに薄弱であるうえ、これまで余りにも時間をムダにしてきたのであり、いまなおずいぶん立ち遅れている。こんにちの世界は新しい技術革命が急速に発展し、市場競争が日まじに激化し、国際政治の雲行きもまことに目まぐるしい。われわれはいまやきびしい挑戦をうけているのだ。もしもこのような情勢を十分に認識せず、いつそうの努力をしないなら、わが国とわが民族はさらに立ち遅れ、世界における市民権を失うことになろう。われわれの世代と次の数世代の中国人、まずもって共產主義者は、自覚を高め、一致団結し、奮起して、追いつかなければならない。これは歴史の要請である。

今大会の中心任務は、改革を速め、改革を深めることである。改革は中国の振興をはかる唯一の活路であり、人心の向かうところ、大勢のおもむくところであって、その逆行は許されない。われわれは経験を総括して、第一期三中総いらいの路線を堅持し、発展させ、今後の経済建設と経済体制改革、政治体制改革の基本方針をさら

に明確に規定し、また改革・開放の過程で党建設を強化する基本方針をさらに明確に規定しなければならない。この任務を正しく遂行すれば、全党の団結、党と各民族人民との団結が大いに促進され、中国の特色をもつ社会主義の道を確実に前進することができよう。

二 社会主義の初級段階と党の基本路線

わが国の社会が現在おかれている歴史的段階を正しく認識すること、これは中国の特色をもつ社会主義を建設するうえで最も重要な問題であり、われわれが正しい路線と政策を決定、実行するうえでの根本的なよりどころである。

この問題については、わが党はすでに明確な回答をあたえている。わが国はいま社会主義の初級段階にある、というのがそれである。この論断には、二重の意味が含まれている。第一に、わが国の社会はすでに社会主義社会である。われわれは社会主義を堅持すべきであって、それから離れてはならない。第二に、わが国の社会主義社会はまだ初級段階にある。われわれはこの実際状況から出発すべきであって、この段階を飛びこえてはならない。近代中国の具体的な歴史的条件的ものでは、中国人民は資本主義の十分発展した段階を経なくても社会主義の道へ踏み込めるということ、もしもこの点を認めないなら、それは革命発展問題における機械論であり、右よりの誤りの、重大な認識上の根源である。また、生産力の大規模な発展を経なくても社会主義の初級段階を飛びこえられるということ、もしもそのように思いこむなら、それは革命発展問題における空想論であり、「左」よりの誤りの、重大な認識上の根源である。

わが国はもと半植民地・半封建の大国であった。前世紀の中葉らしい百余年、さまざまな政治勢力が再三の抗争を繰り返しかえた結果、また旧民主主義革命のたび重なる失敗と新民主主義革命の最終的な勝利の結果、中国では資本主義の道は通用せず、共産党の指導のもとに帝国主義、封建制、官僚資本主義の反動支配をくつがえして、社会主義の道を歩む以外に、活路はないことが立証された。しかし、われわれの社会主義は半植民地・半封建社会から抜け出したものであるからこそ、その生産力の水準は、発達した資本主義諸国よりもはるかに低い。そのため、他の多くの国が資本主義の条件のもとで達成した工業化と生産の商品化、社会化、近代化をわれわれが達成するには、どうしても非常に長い初級段階を経なければならぬのである。

三十余年にわたる社会主義の発展を経て、いま、わが国はどのような状況にあるのであろうか。一方では、生産手段の公有制を基礎とする社会主義経済制度、人民民主主義独裁の社会主義政治制度、イデオロギーの領域におけるマルクス主義の指導的地位がすでに確立し、搾取制度と搾取階級がすでに廃絶され、国の経済力が大いに伸張し、教育・科学・文化事業もかなりの発展をみている。だが、他方では、人口が多く、基礎が薄弱で、一人あたりの国民総生産額はいまなお世界各国のなかで下位に甘んじている。とくに目だつのは次の諸点である。

——十億あまりの人口のうち、八億が農村に住み、基本的には手作業によって暮らしを立てている。一部の現代化した工業が、現代の水準から数十年、さらには百年も立ち遅れた大量の工業と併存している。経済のわりあい発達した一部の地区が、広大な未発達地区および貧困地区と併存している。世界の先進レベルに達した科学技術もわずかながら存在するが、そうした状態が、科学技術レベルのおしなべて低く、文盲、半文盲がなお人口の四分の一を占める状態と併存している。このように生産力が立ち遅れているため、生産関係の面では、社会主義

公有制の発展に欠かせない生産社会化の水準がまだ非常に低く、商品経済と国内市場が非常に未発達で、自然経済と半自然経済がかなりの比重を占め、社会主義経済制度はまだ未成熟で、完べきなものとはなっていない。また、上部構造の面では、高度の社会主義民主政治を建設するのに欠かせない一連の経済的、文化的条件がまだ十分でなく、封建制と資本主義の腐敗した思想、小商品生産の習慣の力がいまなお社会に幅ひろい影響力をもち、それが党の幹部と国家公務員の隊列をつねにむしばんでいる。ここからも明らかなように、われわれはいまなお社会主義の初級段階をまだまだ抜け出してはいないのである。

中国のように立ち遅れた東方の大国で社会主義を建設するのは、マルクス主義の発展史上における新たな課題である。われわれの直面している状況は、マルクス主義の創始者が思い描いたような、高度に発展した資本主義をふまえての社会主義建設でもなければ、他の社会主義国とそっくり同じものでもない。本の丸写しではダメであり、外国の丸写しでもダメである。ぜひとも国情から出発して、マルクス主義の基本原則と中国の実状とを結びつけ、実践のなかで中国の特色をもつ社会主義の道を切りひらかなければならない。この問題で、わが党は有益な模索をおこない、重要な成果をあげたが、また、いくたの曲折を経て、多大の代価をも支払った。一九五〇年代の後期から、われわれは「左」よりの誤りの影響を受けて、功をせりすぎ、むやみに純粋性を求めた結果、主観的な願望と大衆運動に依拠しさえすれば、生産力を急速に高めることができると考え、また社会主義の所有制形態は大規模であればあるほどよく、公有制であればあるほどよいと考えるようになった。われわれはまた、長期にわたって生産力発展の任務を副次的な位置におき、社会主義の改造が基本的に達成されたあとも、依然として「階級闘争をカナメとし」ていた。このため、もともと社会主義の本質的属性をもたないか、ある特定の歴

史的條件にしか適しないような、生産力の発展を制約する多くのものが、「社会主義の原則」として頑固に守られてきた。また、社会主義の条件のもとで生産力の発展と生産の商品化、社会化、近代化に役だつ多くのものが、「資本主義の復活」として攻撃されてきた。これによって生み出された、あまりにも画一的な所有制構造と硬直した経済体制、また、この経済体制と結びつく、あまりにも権力の集中しすぎた政治体制、この二つが生産力と社会主義商品経済の発展をはなだしく制約してきたのである。こうした状況が教えているように、基本的国情を冷静に認識し、わが国社会主義のおかれている歴史的段階を冷静に認識することは、きわめて重要な問題である。

では、わが国社会主義の初級段階とはどのような歴史的段階であろうか。それは、いかなる国が社会主義に入ったときにもかならず通る最初の段階を一般的に指すのではなく、とくにわが国が生産力の立ち遅れ、商品経済の未発達という条件のもとで社会主義を建設するとき、どうしても通らねばならぬ特定の段階を指すのである。わが国は、一九五〇年代に生産手段私有制の社会主義的改造を基本的に達成したときから、将来、社会主義現代化を基本的に達成するまで、少なくとも百年もの歳月を必要とするが、この期間はすべて社会主義の初級段階に属する。この段階は、社会主義の経済的土台がまだ築かれていない過渡期とも異なるし、社会主義現代化がすでに達成された段階とも異なる。われわれが現段階で直面している主要な矛盾は、人民の日まじに増大する物質的・文化的需要と立ち遅れた社会的生産とのあいだの矛盾である。階級闘争は一定の範囲でなお長期にわたり存在するが、もはや主要な矛盾ではない。現段階の主要な矛盾を解決するには、商品経済を大いに発展させ、労働生産性を高め、工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現しなければならず、そのためには、生産関係と

上部構造のなかの、生産力の発展に照応しない部分を改革しなければならない。

要するに、わが国における社会主義の初級段階とは、貧困と立ち遅れから次第に抜け出す段階であり、農業人口が多数を占める、手作業を基礎とした農業国から、農外産業人口が多数を占める現代化した工業国へ逐次移り変わる段階であり、自然経済と半自然経済が大きな比重を占める状態から、商品経済が高度に発展した状態へ移り変わる段階である。それはまた、改革と模索を通じて、活力に満ちた社会主義の経済・政治・文化体制を確立、発展させる段階であり、全国人民が奮起して、刻苦創業につとめ、中華民族の偉大な復興を実現する段階である。

社会主義初級段階の実際状況に立脚するなら、われわれはどのような長期的指導方針を確立すべきであろうか。

第一、現代化建設に全力をあげる。社会主義社会の根本任務は、生産力を発展させることである。初級段階においては、貧困と立ち遅れから抜け出すために、わけても生産力の発展を全活動の中心に据えなければならぬ。生産力の発展に有利であるかどうか、これはわれわれがすべての問題を考慮する出発点、すべての活動を点検する根本基準でなければならない。われわれは一貫して刻苦奮闘の精神を発揚し、勤儉を旨として国家を建設し、勤儉を旨としてすべての事業にとりくむべきである。

第二、全面改革を堅持すること。社会主義は、改革のなかで前進する社会である。初級段階、わけても当面の時期においては、長期にわたって形成された硬直した体制が生産力の発展をはなだしく束縛しているため、改革はなおさら切実な歴史的要求となっている。改革は、社会主義の生産関係と上部構造の自己完成であり、すべ

ての活動を推進する原動力である。

第三、対外開放を堅持すること。現代の国際経済関係はますます緊密になっており、いかなる国も閉鎖された状態のもとで発展することは不可能である。立ち遅れた土台のうえに社会主義を建設するには、とくに経済・技術面の対外的な交流と協力を発展させ、世界文明の成果を吸収することに努め、発達諸国との距離を次第に縮めなければならぬ。門をとぎして自己のカラにとじこめるのでは、ますます立ち遅れるだけである。

第四、公有制を主体として、計画的な商品経済を大いに発展させること。商品経済の十分な発展は、社会経済の発展の飛びこえることのできない段階であり、生産の社会化、近代化のための欠くことのできない基本的条件である。所有制と分配の面では、社会主義社会は、いやがうえにも純粹であるとか、絶対的に均等であるとかを決して求めない。わけても初級段階においては、公有制を主体とする前提のもとで、さまざまな経済構成要素を発展させることが必要であり、また、労働に応じた分配を主体とする前提のもとで、さまざまな分配方法を実行に移し、ともに豊かになる目標のもとに、一部の人が誠実な労働と合法的な経営によって先に豊かになるよう奨励することが必要である。

第五、安定・団結を前提として、民主政治の建設に努めること。社会主義には、高度の民主、完備した法体系、安定した社会環境がなくてはならない。初級段階では、不安定な要素が非常に多いので、安定・団結を守ることがとくに重要であり、人民内部の矛盾をかみ砕かず正しく処理しなければならない。人民民主主義独裁を弱めなくてはならない。社会主義民主政治の建設は、封建的専制主義の影響が深いため、とくに緊急を要するが、にもかかわらず歴史的、社会的条件の制約があるため、秩序正しく、段どりを追って進めるよりほかはない。

第六、マルクス主義を指針として、精神文明の建設に努めること。十二期六中総の精神文明建設にかんする決議の主旨にもとづき、「理想もあれば、道徳もあり、教養もあれば、規律も守る」という要求に照らして、全民族の思想・道徳面の資質と科学・文化面の資質の向上をはからなければならない。われわれのすすめている現代化建設と改革・開放は、社会主義精神文明の建設を大いに促進するとともに、その建設にたいしきわめて高い要求を提起している。われわれは、現代化建設と改革・開放に有利な理論指導、世論、価値観、文化条件、社会環境を形成することに努め、小商品生産の狭隘な視野と保守的な作風を克服し、封建制と資本主義の腐敗した思想を排除し、現代化の事業に献身する全国各民族人民の大きな熱意と創意性を燃えあがらせなければならない。

同志諸君 社会主義の初級段階において、中国の特色をもつ社会主義を建設するというわが党の基本路線は次のとおりである。つまり、全国各民族人民を指導し、結集して、経済建設を中心としながら、四つの基本原則を堅持し、改革と開放を堅持し、自力更生、刻苦創業につとめて、わが国を富強・民主・文明の現代化した社会主義国にきずきあげるために奮闘する、というのがその内容である。社会主義の道を堅持し、人民民主主義独裁を堅持し、中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想を堅持するというこの四つの基本原則は、われわれの立国の根本である。改革と開放を堅持するという総方針は、十一期三中総らしいの党の路線の新たな発展であり、四つの基本原則に新時代の内容を付与するものである。四つの基本原則の堅持と、改革と開放の堅持というこの二つの基本点は、たがいに浸透し、依存し合っており、中国の特色をもつ社会主義の建設という実践に統一されている。四つの基本原則を硬直した観点で見てもならない。そんなことをすれば、改革と開放の総方針を疑い、さらには否定することとなろう。また、改革と開放を自由化の観点で見てもならない。そんなこ

とをすれば、社会主義の軌道からそれることとなる。初級段階において、われわれがまだ未発達の状態から抜け出せないうちは、社会主義制度を否定し、資本主義制度を主張するブルジョア自由化の思想が、長期にわたって存在するものと思われる。もしも思想が硬直して、改革と開放をやらなければ、社会主義の優位性をよりよく示すことも、社会主義の魅力を強めることもできず、実際にはブルジョア自由化思想の発生、蔓延を助長することとなる。硬直化と自由化というこの二つの誤った思想による妨害と影響は、社会主義初級段階の全過程を通じて排除されなければならない。だが、「左」の積弊が大きく、改革と開放の障害力は主としてこの積弊から来るのだから、総じて言えば、硬直化の思想を克服することがわれわれのかなり長期にわたる主要な任務である。要するに、経済建設を中心とし、二つの基本点を堅持すること、これがわれわれの主要な経験であり、これが社会主義の初級段階における党の基本路線の主な内容である。

三 経済の発展戦略について

社会主義の初級段階において、社会的生産力の発展のために解決すべき歴史的課題は、工業化と生産の商品化、社会化、近代化を実現することである。わが国の経済建設は、在来の産業革命を重点的にすすめるかわり、世界の新しい技術革命に早急に追いつくという二重の任務をになっている。この任務は、長期にわたり、段どりを追って、段階的にこれを達成するという努力が必要である。

党の十一期中総以後、わが国経済建設の戦略的配置は、ほぼ三つの段階に分けられる。第一段階では、国民総生産額を一九八〇年の二倍に増やして、人民の衣食の問題を解決する。この任務は基本的に達成された。第二

段階では、今世紀末までに国民総生産額をさらに二倍に増やして、人民の生活をますますの水準に引きあげる。

第三段階では、来世紀の中葉までに一人あたりの国民総生産額を中進国の水準に引きあげて、人民の生活をわりあい豊かにし、現代化を基本的に達成する。そして、このあとは、この基礎の上に前進をつづけるのである。

いま、もっとも重要なのは第二段階である。第二段階の任務が達成されれば、わが国の現代化建設は新たな大進展をとげることとなる。つまり、社会経済効果、労働生産性および製品の質が顕著に向上すること、国民総生産額と主要工農業生産物の生産量が大幅に増えること、一人あたりの国民総生産額の世界における順位が顕著に高まること、などがその内容である。工業の主要分野では、技術面で経済発達国の七〇年代または八〇年代初期の水準にほぼ近づき、農業その他の産業部門の技術水準もかなり高まるものと思われる。都市部と大部分の農村では、初級中学教育が普及し、大都市では高級中学と高級中学レベルの職業技術教育が基本的に普及する。人民大衆はわりあいゆとりのある生活を送ることができよう。わが国のように人口が多く、基礎も立ち遅れたところで、人民がみな衣食も満ち足り、生業にもいそしむという状態、それを実現するのは疑いもなく、きわめて壮大かつ困難な事業である。

第二段階の奮闘目標を達成するには、有利な条件も多いかわり、困難と矛盾も少なくない。矛盾の焦点は、経済活動の効率があまりにも低いことである。人口の膨大、資源の相対的不足、資金の深刻な欠乏といった諸矛盾を次第に緩和して、国民経済をわりあい速いテンポで持続的に発展させるには、経済効率の向上のために着実な措置をとり、年ねん進歩をからとってゆくほかはない。したがって、効率の重視、質の向上、バランスのとれた発展、安定した成長という戦略を断固貫徹しなければならぬ。この戦略の基本的要求は、製品の質の向上につ

とめ、製品の売れゆきをよくし、原燃料と労働力の消費量を引き下げ、生産要素の合理的配置をはかり、資金の運用効率と資源の利用効率を高める、などである。つきつめて言えば、粗放経営を主とする軌道から、集約経営を主とする軌道へ次第に転換することである。このためには、主として次の三つの重要問題を解決しなければならない。

(一) 科学技術と教育事業の発展を最も重要な位置におき、経済建設を科学技術の進歩と勤労者の資質向上に依拠する軌道へのせていく。

現代科学技術と現代化管理は経済効率を高める決定的要因であり、わが国の経済を新しい成長段階へ進ませる主な支柱である。立ち遅れた技術、立ち遅れた管理のもと、大量に資源を消費して経済の発展をはかるのでは、活路がない。このことをはっきり認識しなければならない。科学技術の進歩と科学的管理がなければ、限られた耕地で十分な食糧とその他の農産物を生産することは不可能であり、人口がたえず増えていく状況のもとでは現在の衣食にこと欠かぬ水準を維持することも不可能である。まずまずの生活水準、さらにはより高い水準をめざすなど、なおさらお話しにならない。立ち遅れた設計、古くさい設備、粗雑な生産工程、野放図な管理を改めなければ、工業その他の諸部門の持続的な発展も期待できない。製品のレベルが低く、質が悪く、原燃料の消費量が大きく、コストが高ければ、資源がムダになり、わが国の社会生活や経済生活の矛盾をやらなければならないばかりか、国際市場における競争にも勝ち味はない。わけても、世界の新しい技術革命が急速に発展しているこの情勢のもとでは、もしもわれわれが寸刻を争って急追するのでなければ、経済技術面で発達諸国との開きを縮めることはできない。これらすべてが物語るように、科学技術の進歩と管理水準の向上は、わが国現代化建設の進歩を

根本的に決定するものであり、民族の振興にかかわる大問題なのである。

科学技術の進歩を速めるには、わが国の現実に立脚して、世界に目をむけ、発展の方向と重点を的確に選ばなければならぬ。科学技術活動のもっとも重要な任務は、国民経済の振興をはかることである。大規模生産の産業技術と設備の現代化を重点的に推進して、農業、エネルギー、素材、交通、通信、機械製造など重点産業基幹部分の技術を大いに改善しなければならない。また、普遍的に応用できる科学技術の成果を鋭意普及させて、企業の技術改造テンポを速め、農村経済の発展を目的とした「火花」計画をひきつづき実施しなければならない。同時に、すぐれた能力をもつ科学技術者を組織して、いはやく高度技術の研究、とくにマイクロ・エレクトロニクス、情報技術、バイオテクノロジー、新素材技術などの研究と開発をおこなわせるとともに、ひきつづき基礎研究を強化し、ソフト科学を大いに発展させなければならない。改革のテンポを速め、科学技術と経済を緊密に結びつけたメカニズムをつくりあげ、企業、わけても大型基幹企業の、科学技術成果を応用する原動力と圧力を強め、技術市場の発展と技術成果の商品化を推進し、科学研究の成果を生産建設に運用する周期を短縮しなければならない。国外の先進技術をひきつづき積極的に導入し、これを国内の科学技術研究と緊密に結びつけ、導入技術の消化、吸収、革新を確実に強化しなければならない。国務院が中期と長期の科学技術発展要綱を制定し、全国の科学技術の力を合理的に組織し、一致協力して、これを速やかに実施するよう提案する。

根本的に言えば、科学技術の発展、経済の振興、さらに社会全体の進歩は、勤労者の資質の向上と大量の有能な人材の養成にかかっている。百年の大計は、教育が根本である。教育事業の発展を特別の戦略的地位に位置づけるという原則を堅持し、頭脳開発を強めなければならない。経済の発展にともない、国は年ねん教育費を増や

す一方、社会の各方面が資金を集めて学校を経営するよう、これをひきつづき奨励すべきである。教育は社会主義現代化建設に奉仕するという方針を堅持し、実際の必要に応じて、教育構造の改善と教育の質の向上につとめ、教育が実際から遊離し、進学率を一方的に追求するという傾向を克服しなければならぬ。知識を尊重し、人材を尊重するという社会環境をこれまで以上につくりあげ、知識分子の仕事と生活の条件をひきつづき改善し、各人にその才能を十分に発揮させるよう努力しなければならない。広範な労働者、農民、知識分子の積極性と創意性を十分に発揮させ、現代化建設で優れた成績をあげたすべての者に報奨をあたえるべきである。さまざまなルートを通じて、勤労者にたいする職業教育、在職者にたいする再教育を強化し、資質が優秀で、規律が厳正な勤労者の大部隊をつくりあげるべく、全力をあげなければならない。わが国の科学技術者の力を十分に発揮させるとともに、国際的な人材の交流をも鋭意すすめなければならない。

(二) 社会の総需要と総供給を基本的に均衡させ、産業構造の合理的調整と改造をすすめる。

効率の向上をふまえて国民経済の安定成長をはかるには、社会の総需要と総供給をほぼ均衡させるよう努力しなければならない。これを達成するカギはふたつ、全社会における固定資産投資の規模を適切に抑制して、これを国力につり合わせる事、生活消費の増加幅を合理的に決めて、これを生産の発展につり合わせる事である。国民経済の総合均衡を確実に強化、改善して、財政、信用、外貨、物資のそれぞれの均衡と相互間の基本的均衡をはからなければならない。実際の業務のなかでは、よく情勢の変化を見きわめて、経済生活にあらわれる不均衡を意識的に、いち早く解決し、経常的な微調整をくりかえすことによって、深刻なアンバランスのもとでの受身の大幅調整を回避しなければならない。当面、国家机关、企業・事業体および社会团体には金づかいの荒い

さまざまな浪費、ぜい沢の風潮が見られるので、断固これを阻止しなければならない。今年に入ってからは物価の上昇幅が大きすぎる傾向にあるので、断固とした措置をとって、それをさらに抑制しなければならない。

経済総量の均衡は経済構造と緊密な関係がある。合理的な構造をふまえて総量の均衡をはかるのでなければ、マクロの好ましい経済効率を実現することはできない。この問題は、今後、つぎの二つの事情からますます突出してくるものと思われる。第一、まずまずの生活水準をめざす前進の過程では、農業人口の農外産業への移動の速度が速まっていること、基礎産業の発展と基盤施設（インフラ）の発展への要求がいよいよ切実となっていること、わりあい高級な消費財への需要が増えて、その選好度がいちじるしく強まっていることなど、これらすべてによって産業構造の改造にたいする多くの新しい要求が出てきている。第二、国外からは新しい技術革命の発展と産業構造の変化による影響があるし、わが国の内部には商品輸出を拡大する必要があるため、そこからわが国の産業構造にしかるべき調整と改革を加えることが要請されている。したがって、産業構造の合理化を逐次実現できるかどうか、これは今後の経済発展と効率の向上を大いに左右することとなる。

わが国は、国内市場が広いので、在来産業には大きな発展の余地がある。わが国は、対外開放のたえない拡大によって、国外の先進技術を十分に利用する大きな可能性も生まれている。この両面の有利な条件をたくみに結びつけて、先進技術の運用による在来産業の改造と発展を中心とし、同時に新興ハイテク産業の発展にもつとめて、国民経済全般の発展を促さなければならない。このような点を考慮して、今後かなり長い期間、産業構造の調整と改造はつぎの基本方向にそっておこなうべきである。つまり、農業を非常に重要な戦略的地位に位置づけ、農村経済を全面的に発展させること、消費財工業を大いに発展させるとともに基礎産業と基盤施設を十分に

重視し、電力を中心とするエネルギー産業、鉄鋼、非鉄金属、化学工業原料を重点とする素材産業、総合的輸送システムと情報伝達システムを主軸とする交通業、通信業を急速に発展させること、機械工業、電子工業の振興につとめて、現代化建設のためにいよいよ多くの先進技術設備を提供すること、住宅商品化の積極的推進を契機として、建築業を大いに発展させ、これを次第に国民経済の一大支柱にしていくこと、以上が基本方向である。

第三次産業の発展を重視するとともに、第一、第二、第三次産業のバランスのとれた発展をはからなければならぬ。われわれは基礎産業と基盤施設の建設を強めるべきであり、さもなければ、経済発展に底力を欠くこととならう。基礎産業と基盤施設も孤立して発展させるのではなく、他の分野とバランスをとりながら発展させなければならぬ。産業発展の地域的配置については、経済のかなり発達した東部沿海地帯に主として重要な役割を發揮させると同時に、中部地帯と西部地帯の開発テンポを次第に速め、こうして、各地区がそれぞれその強味を發揮し、相互の開放と平等な交換を通じて、合理的な地域的分業と地域経済構造を形成できるようにしなければならない。少数民族地区と貧困地区に必要な支援をつづけ、これらの地区の実状に即した政策をさらに研究、制定し、その発展の活力を強め、これらの地区の経済繁栄を促さなければならない。

産業構造と企業組織構造の合理化をすすめて、資源の最適配置をおこなうには、市場と自由競争の役割を發揮させるだけでなく、国が正しい産業政策と企業組織構造政策を定め、価格、財政、租税、融資などの経済槓杆を運用して介入と調整をおこなわなければならない。われわれは、改革によって経済の健全な発展をうながし、発展によって改革のよりよい経済環境を生み出すべきである。こうすれば、発展と改革、計画と市場、マクロの管理とミクロの活性化を結びつけて、計画業務に新しい道を切りひらくことができる。

なお、建設と改革の全局にかかわるきわめて重要な農業問題について、重点的に述べておく必要がある。農業の安定成長と農村の産業構造の改善は、国民経済全般の長期的な安定的発展の基礎である。社会主義の初級段階においては、わが国は農業の生産条件がなおかなり立ち遅れており、その発展もまだ非常に不安定なので、農業建設を強化することがとくに緊要である。われわれは食糧生産を十分に重視し、今後十数年のうちに食糧収穫高をかなり大幅に増やさなければならない。これは今世紀末までの戦略目標達成の基本条件の一つである。われわれはまた、都市と農村の経済配置と農村の産業構造をひきつづき合理的に調整し、多角経営と郷鎮企業を鋭意発展させ、それを食糧生産の支援、促進とたくみに結びつけて、農村経済の全面的発展と農民所得の持続的増加をはからなければならない。われわれは、家庭経営を主とするさまざまな形態の生産量連動請負責任制の定着と整備をはかり、兼業経営を鋭意奨励し、社会化したサービス体系を確立しなければならない。条件がととのっている地方では、自由意思と相互利益の原則をふまえて、さまざまな形態の合作経営と連合経営を奨励、提唱し、その経営規模を次第に合理的なものにしていく。都市と農村の改革をうまく組み合わせることに努めて、都市と農村の矛盾を適切に処理し、労農同盟を強固にしなければならない。農村の改革を深めると同時に、国家、集団、農民個人の農業への投入増加をはかるべきである。とくに地方の資金をより多く農業に投入して、農地水利基本建設や水害・干害防止に力を入れ、農業の基礎条件を改善すべきである。土地の管理を鋭意強化し、耕地面積の大幅減少を克服することに努めなければならない。化学肥料、農業用ビニール、農薬、ディーゼル油、農業機械などの農業用物資の生産と供給を大いに発展させて、農業への物的支援を強めなければならない。農業の科学技術面の研究を強化して、その成果をどしどし利用し、優良品種の育成と普及につとめなければならない。農業生産

の発展テンポを速めると同時に、人民の消費構造、とくに食品構成を正しく誘導、調整し、これをわが国の農業資源の特徴と生産水準に適應させるべきである。総じて、わが国の農村はまだ開発期にあり、多くの資源がまだ合理的に利用されていないから、その潜在力はきわめて大きく、農業、林業、畜産業、副業、漁業と郷鎮企業の発展の前途はいずれも広びろとしている。

(三) 対外開放の幅と深度をさらに拡大して、対外的な経済・技術の交流と協力をたえまなく発展させる。

こんにちの世界は、開かれた世界である。われわれは、対外開放政策を基本国策としておしすすめ、すでに大きな成果をあげた。われわれは今後とも世界経済のヒノキ舞台により敢然と登場して、輸出入戦略と外資利用戦略を正しく選択し、発達国、発展途上国をとわず世界各国との経済技術協力と輸出入貿易をさらに拡大して、わが国科学技術の急速な進歩と経済効率の向上のためによりよい条件を生み出さなければならない。

輸出には外貨獲得能力がどれほどあるのか、これはわが国の対外開放の度合いと範囲を大いに左右し、国内の経済建設の規模と進度に大いに影響する。輸出の面では、国際市場の需要とわが国の強味を念頭に置いて、輸出産業と輸出品のうち、競争力があって、効果が速くあらわれ、その利益も大きいものを鋭意発展させなければならない。また輸出品の質を大いに高め、輸出品の構成を合理的に調整し、国際市場を多くの方向に開拓して、輸出貿易のかなり速い持続的な成長をからとらなければならない。同時に、観光業を鋭意発展させ、労務輸出や技術輸出も発展させて、貿易外の外貨収入の増加につとめる。輸入の重点は、先進技術と重要設備の導入に置くべきである。およそ国内で生産するのに適した重要設備とその他の製品については、製品の質と性能の向上につとめ、国内に立脚点を置くべきである。また、輸入代替製品の生産を鋭意発展させ、必要な政策と措置をとって国

産化のテンポを速めなければならない。対外貿易をさらに拡大するには、対外貿易企業の損益自己責任、経営の規制緩和、工業と貿易の結合、代理制の推進などを促進するのには有利な方向で、対外貿易体制を断固、段どりを追って改革しなければならない。

外資の利用については、その償還能力と内資や物資の供給能力にに応じて、適正な規模と合理的な構造を保持し、外資利用の総合的経済効率を大いに高めなければならない。より多くの外商に投資してもらうためには、涉外経済立法をさらに健全化し、優遇政策を履行し、投資環境を改善し、外国の企業家がわが国で国際慣行どおり企業を経営できるようにしなければならない。

「経済特別区——沿海開放都市——沿海経済開放区——内陸部」という、すでに初歩的に形成されて、逐次展開されつつある開放のワク組みについては、これをひきつづき定着、発展させなければならない。われわれは国民経済の全局から出発して、経済特別区、開放都市および開放地区の開発・建設計画を正しく策定し、外向型経済を重点的に発展させ、内陸部とのヨコの経済連合をどしどし発展させて、これらの都市と地区に対外開放の基地および窓口としての役割をあますところなく発揮させなければならない。

同志諸君 なお指摘しておかなければならないのは、人口の抑制、環境の保護、生態系の均衡が経済と社会の発展の全局にかかわる重要問題だということである。人口抑制の面で、わが国はすでに著しい成果をあげており、計画出産の仕事にたずさわる広範な人びとはこのために重要な貢献をした。しかし、わが国は、もともと人口が多いうえ、いまはまた出産のピークを迎えているから、計画出産の仕事をいささかもゆるがせにすることは許されない。努力を怠れば、所期の奮闘目標の達成にひびくのは必至である。優生出産、優良保育を強調して、人口

の質の向上をはからなければならない。なお、人口の急速な高齢化傾向に注意をむけ、いち早く正しい対策をとるべきである。経済建設をすすめるかたわら、各種自然資源の保護とその合理的利用に力を入れ、環境汚染の総合的防止につとめ、生態環境の保護を強め、経済効果、社会効果、環境効果の三者をたくみに結びつけなければならない。

国防の現代化は、社会主義現代化建設の重要な構成部分である。ここ数年らい、人民解放軍をはじめ、国防工業と国防科学技術の分野の広範な労働者・職員は、国家建設の大局に目をむけて、経済建設への支援と参加にとめる一方、国防現代化の面でもまことに喜ばしい進展をみている。国防教育を強め、人民の国防意識を高めなければならぬ。今後は、経済発展をふまえて、さらに国防技術を高め、軍隊の装備を改善し、中国の特色をもつ国防現代化をさらに推進すべきである。

経済発展戦略を実現するには、とどのつまり、経済体制改革のテンポをはやめ、深度を増していかなければならない。同時に、改革の部署配置とその実行は、経済発展に奉仕するものでなければならぬ。こうして、改革と建設はたがいに適応し、促進しながら、わが国社会主義商品経済の健全な発展を強力に推進することができる。

四 経済体制の改革について

わが国の経済体制改革はすでに大きな成果をおさめ、社会主義に新たな活力を注ぎこんでいる。改革のテンポを速め、その内容を深めるには、わが国経済体制改革の性質について科学的な理解を深めなければならない。われわれがおこなってきた改革は、公有制を主体とするさまざまな所有制経済を発展させていることや、私营経済

の存在と発展を認めていることなど、すべて社会主義の初級段階における生産力の実際状況によって決定されたものと言ってよい。このようにしなければ、生産力の発展を促進できないのである。改革のなかでとられた一部の措置、たとえば生産財市場、金融市場、技術市場、労働市場の発展や債券、株券の発行などは、みな社会化した大規模生産と商品経済の発展にともない必然的に生まれてきたもので、資本主義に特有なものではない。社会主義はこれらのものを自己に奉仕させることができるし、また奉仕させるべきであり、さらに実践のなかでその消極的作用を規制すべきである。これまでの多くのやり方、たとえば、余りにも多くの指令的指標をちよくせつ企業におろすとか、統一買付・統一販売や現物給与式の分配を実施するといったやり方のなかには、建国初期の国内、国際環境のなかで工業化の土台を急速に打ちたてるために実施されたものもあれば、革命戦争の時代から踏襲されたものもあるが、いずれにしても社会主義制度がせひとも必要とする一定不変のものではない。これらの状況には大きな変化が起こっており、もしも改革を加えなければ、生産力発展の障害となるにちがいない。要するに、われわれがすすめてきたすべての改革は、いずれも社会主義経済の発展に有利なものである。全党の同志はさらに認識を高め、統一して、より確固とした態度で改革を推進すべきである。

党の十二期三中総で採択された『経済体制改革にかんする中共中央の決定』は、社会主義経済は公有制をふまえた計画的な商品経済である、と明確に指摘している。これは、社会主義経済にたいするわが党の科学的概括であり、マルクス主義の重要な発展であり、わが国の経済体制改革の基本的な理論的根拠である。

社会主義の計画的な商品経済の体制は、計画と市場の内在的に統一された体制である。この問題については、いくつかの基本的な考え方を明確にしておく必要がある。第一、社会主義商品経済と資本主義商品経済との本質的

區別は、所有制の土台が異なるという点にある。公有制の土台のうえに立ち立てられた社会主義商品経済は、全社会において国民経済のバランスのとれた発展を意識的に維持するための可能性を提供している。われわれの任務は、計画調節と市場調節という二つの方式と手段をたくみに利用して、この可能性を現実のものに変えることである。社会主義商品経済の発展は市場の育成と整備から離れられないが、市場調節を利用するからと言って、それは決して資本主義化と同じではない。第二、計画業務を商品交換と価値法則の土台のうえに確立しなければならぬ。指令的計画を主とする直接管理方式では、社会主義商品経済の発展という要求に 대응することができない。われわれは計画調節を指令的計画と同じものと見てはならない。国と企業との間、企業と企業との間の、等価交換の原則による発注契約その他の多くの方法を通して、指令的計画の範囲を次第に縮小していくべきである。企業にたいする国の管理は、逐次、間接管理を主とする方向へ転換させるべきである。第三、計画と市場はともに全社会的の範囲で作用する。新しい経済運行メカニズムは、總体的にみれば「国が市場を調節し、市場が企業を誘導する」というメカニズムでなくてはならない。国は経済的手段、法的手段と必要な行政手段を利用して、市場の需給関係を調節し、適切な経済環境と社会環境をつくり、これによって企業に正しい経営をおこなわせる。この目標は漸進的な過程を通じ達成されるのであって、このため積極的に条件をつくりださなければならぬ。

改革の深化という当面の任務は、主として次のようなものである。つまり、企業の経営メカニズムを改善するというこの中心の一環をめぐって、計画、投資、物資、財政、金融、貿易など諸体制のしかるべき改革を段階的におこない、計画的商品経済という新しい体制の基本的なワケ組みを次第につくりあげていく、これがその内容

である。

(一) 所有権と経営権の分離という原則にもとづいて、全人民所有制企業の活性化をはかる。

全人民所有制の企業は、人民全体で経営するわけにはゆかず、一般には国による直接経営にも適していない。無理にそんなことをすれば、企業の生氣と活力を窒息させてしまうだけである。所有権と経営権を切り離して、経営権を真に企業にあたえ、企業の所有者、経営者、生産者の関係を正しく調整し、企業の合法的な権利と利益を確実に保護して、企業を名実ともに自主経営と損益自己責任の主体にすること——これは、計画的商品経済の体制を確立するうえで内在的な要求である。だが、企業の全人民所有制としての性質を決して変えるわけではなく、企業をさらに生氣はつらつとしたものにし、公有制経済の優位性を十分に発揮させるだけである。

所有権と経営権を切り離す具体的形態は、産業の性質、企業の規模、技術の特徴によっていくらか異なってくる。だが、どのような経営責任制をとるにせよ、次の諸点は共通である——法的手段を用い、契約の形をとって、国と企業との間、企業の所有者と経営者との間の責任、権限、利益の関係を確定すること、競争を通じて有能な経営者を選び出し、資産の増殖を含む企業経営の成果を、経営者にたいする賞罰の主なものとする。と、聡明で、能力のある、開拓精神の旺盛な企業家が市場競争の荒波のなかから大量に生まれるようにすること、工場長（經理）責任制を実施し、企業内部のさまざまな経済責任制を整備し、労働規律を整頓し、科学的管理を厳しくすること、従業員に積極性と創意性を発揮させるよう心がけ、経営者の管理の権威と従業員の主人公としての地位との統一をはかり、経営者と生産者がたがいに依拠し、緊密に協力しあうような新しい型の関係をつくりあげること。いま実施されている請負、リースなど、さまざまな形態の経営責任制は、所有権と経営権の

マクロの調節、企業の活性化、市場の活性化というこの三者は統一したもので、どれひとつ欠くこともできない。

マクロの調節がなければ、市場が混乱し、企業も混乱する。だが、これまでのような直接管理の方式で生産要素を調達、配分すれば、企業には自主権がなく、市場も形成されにくいので、計画的な商品経済の体制を確立、発展させるのも無理である。したがって、社会の総供給と総需要との基本的な均衡の確保と、科学技術の進歩と産業構造の最適化の促進に有利であるという原則から出発して、マクロの经济管理方式の改革テンポを速めなければならない。計画管理の重点は、産業政策を決定し、各種経済槓杆を総合的に利用して、産業政策の実現を促進するという方向へ転換させるべきである。金融体制の改革を深めるには、マクロの経済調節体系における銀行の地位と役割を強め、通貨流通法則にもとづいて融資の規模と通貨の供給量を適切に抑制すべきである。また、中央銀行の指導のもとに、国家銀行を主体として、さまざまな金融機構を発展させ、さまざまな方式とさまざまな金融手段を利用して資金を調達し、融通し、これによってバランスのとれた経済成長と経済構造の調整をすすめるべきではない。財政・租税体制の改革では、公平な租税負担、競争の促進、産業政策の推進という原則にもとづいて、合理的な税目を設け、合理的な税率をきめるべきである。また、中央と地方の財政収支の範囲を合理的に区分する前提のもとに分税制を実施し、中央と地方、および国と企業と個人の経済利益関係を正しく処理しなければならない。

なお、ごく少数の重点建設プロジェクトと特殊企業、および一部の重要な品不足の商品については、一定の期間、国が依然として必要な直接規制をおこなうべきであるが、この場合にも各方面の利益関係を十分に考慮して、規制の方式を改善しなければならない。

完備した経済法規体系の確立を急ぐとともに、司法を強化し、法を厳正に執行しなければならない。企業、市場と各経済部門にたいしては、必要な監督、管理、整頓をおこない、財政経済規律を整頓、強化して、消費者と生産者の合法的利益を守り、国の全局的利益を守らなければならない。

(五) 公有制を主体とするという前提のもとで、さまざまな所有制経済をひきつづき発展させる。

社会主義の初級段階における所有制の構造は、公有制を主体とすべきである。いまのところ、全人民所有制以外の他の経済構成要素は、発展の結果、多くなりすぎたのではなく、まだまだ足りないものである。都市と農村の合作経済、个体経済および私营経済は、ひきつづきその発展を奨励すべきである。公有制経済自体にもさまざまな形態がある。全人民所有制と集団所有制のほかにも、全人民所有制と集団所有制が連合して設立する公有制企業、各地区、各部門、各企業が互いに株を持ち合う公有制企業などを発展させるべきである。経済分野が異なり、地区が異なるに依りて、各種所有制経済の占める比率には多少の違いがあってもよい。

私营経済は、賃労働の雇用関係が存在する経済構成要素である。だが、社会主義の条件のもとでは、優勢を占める公有制経済とかならず結びつき、公有制経済から大きな影響をうける。実践が立証しているように、私营経済があるていど発展すれば、生産を促し、市場を活気づけ、就業を拡大し、人民の多方面の生活需要をよりよく満たすのに有利であって、これは公有制経済の必要かつ有益な補完物である。私营経済に関する政策と法律をできるだけ早く制定し、その合法的利益を保護し、これにたいする指導、監督および管理を強めなければならない。

中外合資経営企業、合作経営企業および外商の単独投資企業も、わが国社会主義経済の必要かつ有益な補完物

である。国外の投資者の合法的な利益を確実に保護し、投資環境をさらに改善すべきである。

(六) 労働に応じた分配を主体とするさまざまな分配方式と正しい分配政策を実施する。

社会主義の初級段階における分配方式は、画一的ではあり得ない。われわれの堅持すべき原則は、労働に応じた分配を主体とし、これを他の分配方式で補うというものである。労働に応じた分配という主要方式と個人労働による所得という方式のほか、企業が債券を発行して資金を調達すれば、債権にたいして利子が支払われるようになるし、株式経済が生まれれば、株にたいして配当がおこなわれるようになる。また企業の経営者の所得には、リスクにたいする補償が一部ふくまれるし、私営企業が一定量の労働力を雇用すれば、企業主は不労所得を一部手に入れるようになる。これらの所得は、合法的なものであるかぎり、許されるべきである。われわれの分配政策は、たくみに経営する企業とまじめに働く個人が先に豊かになって、合理的な所得の格差が開くようにすることも必要なら、貧富の差がひどくなるのを防いで、ともに豊かになる方向を堅持し、効率の向上を促進する前提のもとで、社会の公平が具現されるようにすることも必要である。個人所得が高すぎる場合には、効果的な措置をとって調節すべきであり、不法な手段で暴利をむさばる者があれば、法によってきびしい制裁を加えるべきである。いまのところ、分配における主要な偏向は、依然として大釜の飯を食い、悪平等に走り、互いにせり合うことである。ひきつづき思想の面と実際の仕事のなかで、これを克服しなければならぬ。およそ条件のあるところでは、きびしい品質管理と定額管理の前提のもとで、出来高賃金制と定額賃金制を積極的に推進すべきである。

消費の増加が生産の増加を持続的に上回るのは、改革の初期にとかく起りやすい問題である。それは経済の安定にひびき、経済発展の底力を弱め、改革に重大な困難をもたらして、最後には人民の実質的生活水準を引きさげるようになる。消費の膨張がかならず国民経済全体の活力の消失につながることは、多くの発展途上国の経験ですでに証明済みである。われわれはかならず長期にわたり刻苦奮闘、勤儉建国の方針を堅持しなければならぬ。消費の膨張を断固防止し、それによって、社会の消費基金の増加率が分配可能な国民所得の増加率を上回らず、また労働者・職員の平均的な賃金・報酬金の増加率が労働生産性の増加率を上回らないよう、保証しなければならぬ。改革深化の過程で、企業の自己制約メカニズムを形成すると同時に、マクロの面でも一連の効果的な調節制度と調節方法を確立しなければならない。

すべて改革を深める措置は、結局、社会の経済効率を高めるのに役立つのでなければならない。いま、経済効率に悪影響をあたえている際立った問題は、多くの企業の製品の質が悪いことである。一国の製品の質の好し悪しは一つの側面からその民族の資質の高さを示していることを知らなければならない。各部門、各企業と社会のすべての人は、わが国の製品の質をたえず高めるために努力しなければならない。

経済体制改革の任務は、きわめて困難である。われわれは生産関係のなかの、生産力の発展を阻害するあれこれのものを除去または変革するとともに、生産力の発展のために必要な新しい組織、新しいメカニズム、新しい規範を根づかせ、確立しなければならない。いまは新旧両体制の交代の時期であり、経済の分野にさまざまな矛盾と問題が生まれるのを完全に避けるのは難しい。改革が深まれば、社会の各方面の利益関係にさらに深刻な調整を加えるようになり、かならず抵抗にぶつかるにちがいない。われわれは余裕のない経済環境で改革をすすめており、これまた改革をいつそう困難にしている。われわれは経験不足であり、指導面の誤りも避けられない。

幹部の隊列の体質と人びとの意識状態も、また完全には社会主義商品経済の発展の要請に適應していない。いまの状況からみると、新しい体制のワク組みを確立するのに必要な時間は、当初の見積りよりもいくらか長くなるものと思われる。われわれは、一方では、思想をさらに解放し、より大きな決意をもって、改革のテンポを速めざるべきであるが、また他方では、改革のきびしさと複雑さを十分に認識して、現実の諸条件に立脚すべきであり、経済発展の客観的要求と体制改革の内在的論理にしたがって、改革の重点をきめ、段階を分け、各方面をたがいに組み合わせながら、改革の実質的な進展をたえずちとらなければならない。

五 政治体制の改革について

経済体制改革の展開と深化にともない、政治体制の改革はいよいよ切実に要求されている。社会主義商品経済の発展過程は、同時に社会主義民主政治の建設の過程でなくてはならない。政治体制の改革をおこなわなければ、経済体制の改革も最終的には成功しないであろう。党中央は、政治体制の改革を全党の議事日程にのせる時機はすでに熟したと考えている。鄧小平同志が一九八〇年八月に中央政治局拡大会議でおこなった「党と国家の指導制度の改革について」の講話は、政治体制改革の指導的な文献である。

政治体制改革と経済体制改革の目的は、いずれも、党の指導と社会主義制度のもとで、社会的生産力をよりよく発展させ、社会主義の優位性を十分に発揮させることにある。つまり、経済面では発達した資本主義国に追いつき、政治面ではそれらの諸国よりもさらに高く、さらに適切な民主主義を生み出し、それらの諸国よりもさらに多くの、さらに優秀な人材を育てあげること、これがわれわれの最終のねらいである。われわれはこの基準で

改革の成果を検証しなければならない。

わが国は人民民主主義独裁の社会主義国で、基本的な政治制度はよいものである。だが、具体的な指導制度、組織形態、活動方式となると、ここには一部の重大な欠陥があり、過度の権力集中、深刻な官僚主義、まだまだ払拭されていない封建制の影響などが主なものである。政治体制改革とは、弊害を取り除いて長所を伸ばし、中国の特色をもつ社会主義の民主政治をうち立てることである。改革の長期的目標は、高度に民主的で、法体系の完備した、能率の高い、活力に満ちた社会主義政治体制を確立することである。この目標を達成するには、長期にわたる努力が必要である。

社会主義民主政治を建設するのは、社会主義商品経済を発展させるのと同じく、一步一步つみあげていく漸進的な過程である。われわれの現代化建設は複雑な社会矛盾に直面して、安定した社会・政治環境を必要としており、国の法秩序や社会の安定を破壊する「大民主」を絶対におこなってはならない。人民代表大会制があること、共産党指導下の多党合作・政治協商制があること、民主集中制の原則にもとづいて事を運ぶこと、これらはわれわれの特長であり、強味である。この特長と強味を放棄して、西側の「三権分立」や複数政党の政権スタイルまわしを丸写しにするようなことは、絶対に許されない。政治体制の改革では、社会主義民主の健全化、社会主義法体系の整備に逐次とりくみ、官僚主義の現象と封建制の影響の克服に努め、経済体制改革と対内対外開放を促進するのでなくてはならない。改革の当面の目標は、能率の向上、活力の増強、各分野の積極性発掘に役立つような指導体制を確立することにある。諸般の改革措置は、この目標に密着して、すでに成熟した問題の解決から手をつけるべきである。

(一) 党政分離の実施

中国共産党はわが国社会主義事業の指導的中核である。だが、新しい情勢のもとでは、党の指導制度、指導方式、指導作風を改善しなければ、党の指導的役割を強めることはできない。ここ数年、われわれは党の指導改善のためにすくなくならぬ努力をほらい、一定の成果をおさめたものの、党務と政務の混同、党による政務の一手代行という、長年らい生み出されてきた問題がまだ根本的には解決されていない。この問題が解決されないかぎり、党の指導は真に強化すべくもなく、その他の改革措置も順調に実施するのはむずかしい。したがって、政治体制改革のカギとなるのは、まずもって党政分離である。

党政分離とは、党と政府との職能を切り離すことである。党は人民を指導して、憲法と法律を制定したのだから、憲法と法律の範囲内で活動しなければならない。党は人民を指導して国家政権、大衆団体および各種の経済・文化組織をうち立てたのだから、政権組織に十分その職能を発揮させなければならず、また大衆団体、企業・事業体の仕事を十分に尊重すべきで、その一手代行をしてはならない。党の指導とは政治指導である。つまり、政治原則、政治方向、重大な政策決定について指導をおこない、国家の政権機関に重要な幹部を推薦することである。国務にたいする党の政治指導の主な方式は、党の主張を法定の手続によって国家の意志に変え、党組織の活動と党員の模範的役割によって広範な人民大衆をみらびき、党の路線、方針、政策の実現をはかることである。党と国家政権機関とは、性質が異なり、職能が異なり、組織形態と活動方式も異なる。党の指導制度を改革して、党組織と国家政権との職能をはっきり分け、党組織と人民代表大会、政府、司法機関、大衆団体、企業・事業体その他さまざまな社会組織との関係を調整して、それぞれがその職能を果たしうるようにし、それを

次第に制度化していくべきである。

中央、地方、基層はそれぞれ状況が異なるので、党政分離の具体的方式もいくらか異なるのでなくてはならない。党中央は、内政、外交、経済、国防など各分野の重大問題について政策決定をおこない、国家の最高政権機関に指導的ポストの要員を推薦し、各分野の業務について政治指導をおこなうべきである。省・市・県の地方党委員会は、中央の路線を執行し、全国的な政令の統一をはかるという前提のもとで、その地区の活動にたいする政治指導をおこなうべきである。たとえば、中央と上級党組織の指示を貫徹すること、国務院と上級政府の指示の、その地区における実施を保証すること、地域の重大問題について政策決定をおこなうこと、地方の政権機関に重要幹部を推薦すること、その地区の各種組織の活動を調整すること、などが主な職責である。地方党委員会と同クラスの地方政権機関との関係は、実践の過程で模索し、次第に規範化、制度化していくべきである。郷や鎮の段階での党政分離は、県段階の関係が調整されてから、その解決にあたればよい。企業における党組織の役割は保証と監督であって、その企業体にたいする「一元化」指導を二度とおこなってはならず、工場長や經理に全面的な指導の責任をになわせるべきである。事業体の党組織も、行政首長責任制の実施にともない、逐次、保証と監督の職能へ転換していくべきである。

党の指導方式と活動方式の転換に即応して、党の組織形態と活動の機構も調整しなければならない。今後、各級党委員会は、政府にポストがないのに政府の業務を受けもっているような専任の書記や常務委員を設けないこととする。党委員会の事務機構は簡素化と精鋭化につとめ、政府機構と重複している関連部門を廃止し、その管理している行政事務を政府の関連部門に移すべきである。政府各部門のいまある党グループは、それぞれその成

立を承認した党委員会に責任を負っているが、この事は政府の活動の統一と能率向上に不利なので、次第にこれを廃止する。党の規律検査委員会は、法規や行政規律にかかわる事件は処理せず、もっぱら党規律の管理に全力をあげ、党委員会に協力して党風を管理すべきである。現在、上級行政部門の党組織から垂直の指導を受けている企業・事業体の党組織は、次第に所在地の地方党委員会から指導を受けるようにする。

党政未分から党政分離への移行は、わが党の指導制度の重大な改革である。この点については、次のことを指摘しておかなければならない。党政未分は、実際には党の指導的地位を低め、党の指導的地位を弱めたのである。党政分離を実施してこそ、よりよく党の指導的地位を果たし、党の指導水準を高めることができる。党政未分のもとでは、党は自己の建設に手がまわらず、党政分離によってこそ、「党が党を管理する」ことができる。

党政未分のもとでは、党は行政活動の第一線に立つので、とかく矛盾の一方の側面、ひいては矛盾の焦点になりやすく、党政分離によってこそ、党は矛盾を制御し、全局を統括し、各方面の協調をはかる役割を真に発揮することができる。党政未分のもとでは、党は直接執行者としての地位に立たされ、党政分離によってこそ、党組織は監督の職能をわりによく遂行し、官僚主義を効果的に防止し、克服することができる。およそ以上が指摘すべきである。全党の同志は自覚的かつ積極的に、喜び勇んで、この改革に身を投じ、歴史的な転換の実現をはからなければならない。

(二) より一層の権限下放

過度の権力集中は、行政、経済、文化諸組織と大衆団体の権限が党委員会の指導機関に集中しすぎている点ばかりでなく、基層組織の権限が上級の指導機関に集中しすぎている点にも現われている。そのため、一方では、

指導機関がもとと管理すべきでないこと、うまく管理できないこと、管理不可能なことをいっばい抱えこんで、事務主義のどろ沼から抜け出せずにいるし、他方では、基層に自主権が欠けていて、人民大衆の積極性を十分に発揮させるのがむずかしくなっている。この弊害を克服する効果的な方法は、権限を下へおろすことである。この点は農村の改革ですでに立証された。他の部門でも、いちだんとおし進めていくべきである。

およそ下部で処理するのに適した問題は、下部で決定し、実行しなければならぬ。これは全般的な原則である。中央と地方との関係については、全国的な政令の統一をはかるという前提のもとで、中央と地方の職責を逐次区分し、地方の問題は地方が処理し、中央の責任は国政の方針提起と監督にとどめるようにすべきである。政府と企業・事業体との関係については、自主経営と自主管理の原則にもとづいて、経営管理権を企業・事業体におろし、逐次、各単位の問題は各単位がみずから処理し、政府の責任は法規と政策にもとづいて企業に服務し、監督をおこなうだけにとどめるようにすべきである。党および政府と大衆組織との関係については、大衆団体と基層の大衆自治組織の役割を十分に発揮させ、逐次、大衆の問題は大衆がみずから法規にもとづいて処理するようにはすべきである。地方、部門、各単位はいずれも全局的観念をうち立て、かならず法規と政策にもとづいて事を処理しなければならない。企業に十分な活力を持たせ、社会主義商品経済の発展における都市の役割をよりよく発揮させるためには、権限の下放にあたって、中心城市と企業・事業体の権限を拡大することに重点を置くべきである。およそ都市と企業・事業体に権限をおろすべきことが規定されている場合、これを各中間段階でさし止めるようなことは、いっさい許されない。これはタテ割りとヨコ割りの障壁を打破する重要な措置である。

権限の下放は、数多くの規程・制度の改革にかかわってくる。各級、各部門はその職能の転換、機構の改革と

結びつけて、調査・研究をすすめ、基層の意見によく耳を傾け、一つずつ、具体的な規定をもうけていくべきである。

(三) 政府の執務機構の改革

官僚主義は、わが党と国家の政治生活にいまなお存在する深刻な現象である。経済的、文化的、社会史的な諸原因から、われわれと官僚主義との闘争は長期にわたるものと思われる。党政分離の実施、より一層の権限下放、社会主義民主の発揚などは、官僚主義の克服に役立つであろう。だが、政府機構が肥大化して、屋上屋をかさね、職責の範囲が不明確で、たがいに責任をなすりつけ合うなど、これらもまた官僚主義を生む重要な原因となつておることを見ておくべきである。したがって、政府の執務機構を上から下まで改革する決意をしなければならぬ。国務院がいますぐ中央政府機構改革案の起草に着手し、第七期全国人民代表大会第一回会議に上提して審査、承認のうえ、実施するよう提案する。

「精鋭・簡素化——肥大化——ふたたび精鋭・簡素化——ふたたび肥大化」という、いつか来た道をふたたび歩む愚を繰り返さないためには、今度の機構改革では是非とも職能の転換といふこのカナメの一点をしっかりとつかまなければならない。経済体制改革の要求と、政府と企業の分離の要求にもとづいて、専門の管理部門と総合部門内部の専門機構を合併、縮小し、企業にたいする政府の管理を、直接管理を主とする状態から、間接管理を主とする状態へ転換させるべきである。機構配置の科学性と全局性という原則から出発して、政策決定の諮問機構と調節、監督、会計検査、情報部門を適切に強化すること、総合部門の活動方式を転換させること、マクロ経済にたいする政府の調節・規制能力を高めることが必要である。精鋭・簡素化、統一強化、能率向上という原則

にもとづいて、行政的性格の公司与近年昇格した機構のすべてを整理し、特定の人物のために設置した機構を廃止し、人員のたぶついた部門の人員整理をおこなわなければならない。

機構改革の順調な進展をはかるには、機構変動中の人員調整の問題をおろそかにしてはならない。業務が正常にすすめられ、人員が適切に配置されるようにすべきである。全体から見ると、今度の機構改革が人事の面で解決すべきは、人員構成の調整と資質の向上である。人員の調整と研修を緊密に結びつけ、一部の人を計画的に、段どりを追って、強化の必要がある国家機関と経済・文化組織に配置転換しなければならない。

機構改革の成果を定着させて、行政管理を法制化の軌道へ乗せるには、行政立法を強化し、行政活動のために基本的な規範と手続を定めなければならない。行政機関組織法を整備し、行政機関編成法を制定し、法規と予算によって機構の設置と人員の編成を規制すべきである。各段階ごとに行政責任制を確立して、業務の質と能率の向上をはかるべきである。行政訴訟法を制定し、行政と行政人員に対する監察を強化して、すべての行政要員の職務怠慢、瀆職、その他の法規違反、規律違反の行為を追及しなければならない。

(四) 幹部人事制度の改革

活力、能率および積極性の向上は、幹部人事制度の改革と切り離すことができない。近年、われわれは幹部人事制度の改革の面で一部の重要措置をとり、有益な経験を積んだ。だが、現行の制度にはいまなお若干の重大な欠陥がみられる。「国家幹部」というのはあまりにも大まかな概念で、分類が科学的でないこと、管理の権限があまりにも集中して、任免と考課がかみあわないこと、管理方式が旧態依然の画一的なもので、人材の成長を妨げていること、管理制度が不健全で、任用の法的規準がないこと、などがその欠陥の主なものである。このた

め、われわれは長期にわたり二つの大きな問題に直面してきた。一つには若くて優秀な人材が頭角をあらわしにくいこと、二つには人事の面で不正の風潮を避けにくいことである。幹部人事制度の改革をすすめるには、「国家幹部」を合理的に区分して、集中的な統一管理の現状を改め、科学的な類別管理体制を確立すること、党・政幹部という画一的な方式によって全要員を管理している現状を改め、それぞれ特色のある管理制度をつくりあげること、民主と法制の欠けている現状を改め、幹部人事の、法による管理と公開的な監督をおこなうことが必要である。

いま、幹部人事制度の改革の重点は、国家公務員制度を確立することにある。つまり、法律と規程を制定することにより、政府のなかで国家の行政権を行使し、国家の公務を執行する要員にたいし、法にもとづく科学的な管理をおこなうのである。国家公務員は、政務型と業務型との二種類に分けられる。政務型公務員については、憲法と組織法にもとづいて厳しく管理し、任期制を実施し、これを社会の公開的な監督のもとに置かなければならない。党中央と地方各級の党委員会は、法定の手続によって人民代表大会に各級の政務型公務員の候補者を推薦し、政務型公務員のなかの共産党員にたいする監督、管理をおこなう。業務型公務員については、国家公務員法によって管理し、常任制を実施する。およそ業務型公務員の隊列に加わろうとする者は、法定の試験を受け、公開的な競争を経なければならぬ。かれらの職責については明確な規定をもうけ、その考課は法定の基準と手続によっておこない、その昇任、降任、賞罰は勤務成績を主なよりどころとする。また、その研修、給与、福祉、定年退職などの権利は、法律によって保証するのである。国家公務員制度を実施すれば、人事にたいする党の指導を強化、改善するのに有利であり、品性と才能を兼ねそなえた政務活動家と行政管理要員を育成するのに有利

であり、政府の執務能率と国家の行政管理の安定性を高めるのにも有利である。こうした制度の確立と整備には、かなり長期の過程を必要としよう。当面は、国家公務員条例とこれに関連のある措置の制定、国家公務員の管理機構の設置、国家行政学院の創立準備に力をいれるべきである。

国家公務員制度を確立すると同時に、党と政府を切り離す原則、政府と企業を切り離す原則、人事管理と業務管理を緊密に結びつけながらも合理的に制約し合わせる原則にもとづいて、各種要員の類別管理をおこなうべきである。主なものを挙げてみると、党組織の指導者と党機関の要員は、各級の党委員会が管理する。国家権力機関、裁判所、検察機関の指導者と要員については、国家公務員の場合と類似した制度をつくらせて管理する。また、大衆団体の指導者と要員、企業・事業体の管理者については、原則としてその所属する組織または単位がそれぞれの規程または条例にもとづいて管理するのである。

どの管理制度を実施するにも、実績の重視、競争の奨励、民主的監督、公開的監督といった諸原則を貫徹しなければならぬ。競争のメカニズムが企業管理に導入されたため、優秀な企業家や各種の専門的人材が頭角をあらわすための空前の好条件が生み出された。これは企業の人事制度にすでに一連の変化をもたらしており、今後もひきつづきもたらすにちがいない。こうした情勢に応じ、たえず実践の経験を総括して、新たな企業人事制度を確立、整備すべきである。競争のメカニズムは、他の専門要員の管理にも導入すべきである。各部門、各企業とも、各種人材成長のそれぞれの法則に依拠して、それぞれの特色をそなえた管理方式と管理制度をつくりあげ、これによって各分野の専門家と事業家が大量に生まれ、各分野の中堅または中核として急速に育っていくようにすべきである。党の内外をとわず、人は合理的な移動を許され、職業は選択の余地がある、という社会条件を生み

出すとともに、年功序列その他の、向上心と創意性を抑えつける古くさい観念を打破しなければならない。このようにすれば、みながその才能と長所を存分に發揮でき、だれもが張り合いを感じ、党と国家機関および全社会はいよいよ生氣と活力にみちあふれるようになるであろう。この点については希望がある。

(五) 社会における協議対話制の確立

社会のさまざまな利害と矛盾を正しく処理し、調整するのは、社会主義の条件のもとにおける重要課題の一つである。各級指導機関の活動は、もしも大衆の意見に耳を傾けるといふ土台に立脚しなければ、実際状況に合致せず、誤りを避けることはできない。また、指導機関の活動とその直面している困難も、もしもこれを大衆に知らせなければ、大衆の理解を得ることはできない。大衆の要求、大衆の声は、いつでもそれをよみなく上部に伝えるパイプを必要としており、提案を持ち出すところ、不平を訴えるところがなくてはならない。これらの大衆とあちらの大衆では、具体的な利益と具体的な意見が必ずしも一致しないから、やはり意思を疎通する機会とパイプが必要である。したがって、社会における協議と対話を制度化して、下情も上部に伝われば、上意も下部に伝わり、たがいに意思が疎通し、理解し合えるような状態を、いちはやく、順調かつ的確に実現しなければならない。

社会における協議対話制を確立するには、「大衆のなかから大衆のなかへ」という優れた伝統を發揚して、指導機関の活動の公開度を高め、重大状況は人民に知らせ、重要問題は人民に討議させるということ、これが基本原則である。いまのところは、まずもって、この協議対話制についての若干の規定をもうけ、どの問題はどの単位、どの団体の協議と対話による解決に取りくむべきかを明確にすることである。すべて重要な問題は、それが

全国的なものであるか、地方的なものであるか、それとも基層組織内部のものであるかに応じて、それぞれ国家、地方、基層というこの三つの異なる段階で別々に協議と対話をおこなうべきである。各級の指導機関はそれを指導活動のなかの重要項目の一つとして取りくまなければならない。いまある協議対話のパイプにその役割をさらに發揮させ、新しいパイプの開拓にも意を注ぐべきである。現代的な各種マス・メディアを利用して、政務と党務に関する報道をふやし、世論に監督の役割を發揮させ、大衆がわれわれの活動の欠点や誤りを批判し、官僚主義に反対し、さまざまな不正の風潮と闘争するよう、これを支持しなければならない。

(六) 社会主義民主政治の一部制度の整備

社会主義民主政治の本質と核心は、人民が主人公として、真に公民の諸権利をもち、国家と企業・事業体を管理する権力をもつ点にある。現段階における社会主義民主政治の建設では、実際の効果に着眼し、基層と大衆の積極性を引き出すことに着眼すべきで、実際にやれる事から手をつけ、一部の基本制度の整備に力をいれなければならない。

人民代表大会制はわが国の基本的な政治制度である。近年、各級人民代表大会の活動は大きな進展をみたが、今後とも人民代表大会とその常務委員会の諸機能を整備し、立法活動と法律による監督とを強めていくべきである。各級人民代表大会と大衆との結びつきをさらに緊密化して、人民代表大会がよりよく人民を代表し、人民の監督を受けられるようにしなければならない。全国人民代表大会、とくにその常務委員会の組織建設を強化して、委員のある程度の若年化と同時に、委員の専任化をも逐次実現すべきである。全国人民代表大会常務委員会と各専門委員会の議事規則および執務手続を整備し、制度建設を強化しなければならない。

人民政治協商會議は、民主諸党派、各人民団体と社会各分野の代表をふくむ愛國統一戦線の組織である。政治協商會議自身の組織建設を強化して、国政の方針と大衆の生活の重要問題に関する政治的協議と民主的監督を次第に経常化しなければならない。「長期共存、相互監督、肝胆相照らし、榮辱をともにする」という方針を堅持し、共産党指導下の多党合作・協商制を整備し、民主党派と無党派愛國人士の国政における役割をさらに發揮させるべきである。

労働組合、共産主義青年団、婦女連合会などの大衆団体は、ゆらい、党と政府が労働者階級および人民大衆と結びつく懸け橋であり、紐帯であつて、社会主義の民主生活に重要な役割を果たしてきた。党と行政組織の、大衆団体との関係を調整して、各大衆団体が各自の特徴にもとづいて、自主的に活動し、全国人民の總体的利益を守るかたわら、各自が代表する大衆の具体的利益をよりよく主張し、擁護することができるようにならなければならない。大衆団体も組織制度を改革し、活動方式を改善し、社会における協議と対話、民主的管理、民主的監督に積極的に参加し、活動の重点を基層に置いて、「役人風」と行政化の傾向を克服し、大衆、とくに基層における大衆の信頼を獲得しなければならない。

近年、わが国の選挙における民主化の度合いはたえず高まつている。だが、選挙制度はまだそれほど整つておらず、既存の制度も全面的かつ有効に実施されているとは言えない。今後は、有権者の意志をいっそう尊重し、有権者に選択の余地をあたえるべきである。ひきつづき法律にもとづいて差額選挙制（候補者を定員よりも多くする）を堅持し、候補者の指名方式を改善し、候補者紹介の方法を整備すべきである。実践の立証するところによると、各種代表大会代表の選挙にあつて、候補者の構成比率に融通性をもたせなければ、有権者の意志を具

体化するのに不利である。候補者にかなり広い代表性をもたせるには、今後、地域別選挙をひきつづき堅持するほか、分野別選挙またはその他の方式で一部の代表を選ぶ方法によつてこれを補つてもよい。

基層における民主主義の制度化は、労働者階級と広範な大衆に主人公の地位を保証し、各分野の積極性を引きだし、全社会的の安定・団結を守る基礎である。いまも、大衆の権利を侵害する現象は時おり発生している。したがつて、報道・出版、結社、集會・行進などに関する法律の制定に力を入れ、人民の提訴制度を確立し、憲法に規定された公民の権利と自由を保障するとともに、また、権利と自由を濫用する行為を法によつて規制しなければならぬ。一部の部門と基層組織では、封建的家父長式の指導がいまなお残つてゐることを指摘しておかなければならない。こうした状況の存在をゆるす諸条件を打破するには、人員の合理的移動を促進する法規を制定し、労働仲裁制を確立し、公共福祉事業の社会化を積極的に推進しなければならない。

わが国は多民族国家である。祖国の統一を擁護し、民族の平等、民族の団結を堅持し、諸民族の共同繁榮を促進することは、国の運命にかかわる重大問題である。民族の区域自治の制度をさらに整備し、少数民族幹部を大いに育成しなければならぬ。ひきつづき諸民族大団結の定着と強化をはかり、平等・団結・相互援助の社会主義的民族関係を發展させ、党の民族政策を真剣に実行して民族工作の遂行に努力するよう、全党を教育しなければならない。

(七) 社会主義法体系建設の強化

社会主義の民主と社会主義の法体系は切り離すことができない。全社会的の安定・団結がなければ、経済建設は成功せず、経済体制の改革と政治体制の改革も成功しない。国の政治、経済、社会のどの分野でも、また民主と

独裁のどの部分でも、たんに依拠できる法があるだけでなく、法があるからには必ず依拠し、法を執行するからには必ず厳正で、法にそむくからには必ず追及するという状態をつくり出さなければならぬ。

われわれは、一方では建設と改革に力を入れ、他方では法体系の整備に力を入れるべきである。法体系の建設は改革の全過程を貫くのでなくてはならない。一方では、立法を強化し、法の執行を改善し、司法機関が法によって独自に職権を行使できるよう保障し、公民の法意識の向上をはかるべきであり、他方では法体系の整備によって建設と改革の秩序を保障し、改革の成果を定着させなければならぬ。あらたに手がけるべき事柄や改革すべき事柄は、できるだけ法律または制度の形で明文化すべきである。こうしてはじめて、政治、経済と社会生活の新しい規範を生み出し、さまざまな制度化を逐次実現することができる。つまり、党組織、政権組織とその他の社会組織との関係を制度化し、国家政権内部の活動を制度化し、中央、地方、基層の関係を制度化し、人材の育成、選抜、任用、淘汰を制度化し、基層における民主を制度化し、社会における協議と対話を制度化することができるのである。要するに、改革を通じて、わが国の社会主義民主政治を制度化、法律化の方向へ一歩一歩前進させるべきである。これは「文化大革命」の再発を防ぎ、国家の長期の安泰をはかる根本保証である。

わが国のいまの政治体制は、革命戦争の時代に生まれ、社会主義的改造の時期に基本的確立し、大規模な大衆運動と指令的計画のたえまない強化の過程で発展してきたものである。この政治体制は、平和な条件のもとで経済、政治、文化など各分野の現代化建設を進めるのに適せず、社会主義商品経済を発展させるのにも適しない。このような状況にたいしては、歴史的な分析を加えなければならぬ。この体制は過去の歴史条件の所産なのである。いまは情勢が発展し、党の事業も前進したので、こうした体制を是非とも改革しなければならぬ。こ

の改革は、困難かつ複雑な任務であるから、断固としたなかにも、周到かつ慎重な方針をとり、指導をあたえ、秩序ただしく、順を追って展開し、できるだけ平穩に進めなければならない。新旧両体制の交代の時期には、仕事がかみ合わなかったり、摩擦が起こったりするのを防ぐよう心がけなければならない。どの改革についても、テストケースを重視し、模索を提唱し、適切な過渡的措置と過渡的方法を見つけ出すよう心がけ、順を追って、徐じよに前進しなければならぬ。各地によって条件と実情が異なるため、画一的な改革をおこなってはならない。少数民族の区域自治がおこなわれている地方や辺境地区では、より穏当な、実地に即した段どりを踏んで改革をおこなうべきである。経済特別区では、改革により大きな融通性をもたせてもよい。軍隊における改革はすでに大きな成果をおさめた。軍隊の状況は地方と異なるので、その改革はすべて中央軍事委員会が別個に検討、決定し、部署配置をおこなう。

政治体制改革の当面の目標には限度がある。だが、この目標を達成すれば、社会主義民主政治のしっかりした基礎をきずき、さらにわれわれの長期の目標を逐次達成することができる。これは壮大な事業である。全党の同志はみな積極的な姿勢で、この改革に身を投じるべきである。党の各級組織は改革にたいする指導を強め、自己の改革を通じて政治体制改革の先頭に立たなければならない。

六 改革と開放の過程における党建設の強化

中国共産党は、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想で武装した党であり、長期の闘争で鍛えられた強固な党である。今大会で確定される困難かつ複雑な任務をめぐりに達成し、中国の特色をもつ社会主義の建設を指導す

るといふ偉大な歴史的責務をよりよくこなうためには、われわれは新しい条件のもとでの党建設の理論と実践を研究し、新たな情勢の要請に適しない考え方、やり方をさらに転換し、党建設を確実に強化しなければならぬ。

党建設の問題は、ゆらい、党の政治路線と緊密に結びついている。新しい時期における党のすべての活動は、党の基本路線の貫徹を保証しなければならぬ。党自体の建設も、改革と開放の新たな情勢に即応して、改革しなければならぬ。党の思想建設、組織建設、作風建設はいずれもこの指導思想を具現すべきである。

党の思想建設では、党の基本路線を全面的に宣伝し、一つの中心、二つの基本点をしっかり掌握しなければならない。党の各級組織と党学校は社会主義の初級段階の実際と緊密に結びつけて、黨員にたいする党の基本路線と党の基本知識の教育を經常的に、深く掘りさげておこない、全党員、とくに指導幹部の思想と行動を党の基本路線によって統一し、広範な共產黨員を党の任務達成のため自覚的にたたかう前衛戦士にぞだてあげ、理想もあれば、道徳もあり、教養もあれば、規律も守るといふ模範にぞだてあげなければならない。党の宣伝活動と思想教育活動を改革し、形式主義を克服して、実際の効果を重視しなければならない。われわれは以前のような閉鎖状態に逆戻りして、人びとが種々さまざまな思潮に触れるのを禁じることはできないし、また建設と改革のなかから人びとのあいだに生まれてくるさまざまな思想・認識問題を避けることはなおさらできない。したがって、空疎で無味乾燥な党八股を投げ捨て、大衆の身近な経験と親しみやすい形式で宣伝、教育をおこない、四つの基本原則の堅持と改革・開放の堅持を真に人びとの頭脳に根づかせなければならない。

改革・開放と社会主義商品経済の発展は、われわれが党の思想政治活動を重視、強化、改善することを求めている。改革と開放のなかで、人びとの思想はまれに見る活気を呈しているが、これはよいことであり、歴史の法則にかなった現象である。われわれは党の思想政治工作の優れた伝統をうけつぐとともに、新たな情勢に適したさまざまな効果的な形態と具体的方法をつくり出して、思想政治工作を建設と改革の各分野に確実に貫徹し、人びとの社会主義的積極性、創造の熱情、献身的精神を鼓舞激励し、中国の特色をもつ社会主義の建設という壮大な事業に全民族の力を凝集させるよう努めなければならない。

幹部の隊列の体質は、党の路線の貫徹にとって決定的な意味がある。十一期三中総いらいの党の政治路線に即応して、わが党は、幹部の隊列の革命化、若年化、知識化、専門化の方針をうち出したが、それが正しかったことは実践が証明している。革命化の堅持で最も重要なものは、その人が党の基本路線を断固貫徹しているかどうかを見きわめることである。才徳兼備で公正実直、つまり党の路線に忠実で、党の路線を創意的に実行できるような幹部を重用すべきで、空談義はするが、地道な仕事をせず、社会主義現代化事業に興味も責任感も示さないような者を重用してはならない。四つの基本原則の堅持と改革・開放の堅持については、いずれもその人の実績を見るべきで、これを基準として幹部の功過、是非を評定すべきである。改革・開放と社会主義現代化建設で実際的な役割を果たし、大衆から認められ、信頼されているような幹部を、大胆に起用しなければならない。そのなかでも優秀な若い幹部には、思いきって重責をになわせるべきである。改革のなかで大胆に模索し創造する幹部に援護と支持をあたえ、かれらが誤りを犯すのを許し、かれらがたえず経験を総括し、才能を伸ばし、実践のなかから学び、成長するよう助けるべきである。こうしなければ、各級指導機構に十分な活力をもたせることはできない。指導幹部の若返りについては、当面の重点は中央指導機構のメンバーの若年化をはかることにある。この

点、今大会でかなり大きな一步を踏み出すよう、提案したい。党の地方組織と基層組織でも、指導部のメンバーの若返りが必要である。しかし、省・地区・県・基層の各段階ごとに指導部の平均年齢をつぎつぎと下げるようなことを機械的に要求してはならない。指導部内の年齢構成については、梯団構造の配置を心がける必要がある。幹部の知識化、専門化の堅持では、ポストが異なれば幹部にたいする要求も異なってくることに注意しなければならない。ここ数年、新旧幹部の協力と交代は大きな成果をあげ、各級指導部は基本的に党の路線の要求を満たしている。今後は、ひきつづきその充実と向上をはかり、適切に調整を加え、同時に安定にも意をそそぐべきである。

党の制度建設を確実に強化することは、党の正しい路線の定着と発展にとっても、党の政策決定の民主化と科学化にとっても、また各級党組織と党員の積極性、創意性の十分な発揮にとっても、きわめて重要である。党内民主によって人民民主を逐次推進することは、社会主義民主政治を発展させる、実行可能で、効果的な方法である。党の集団指導制と民主集中制の健全化をはかるには、まず中央からはじめなければならない。中央政治局常務委員会は中央政治局にたいし、中央政治局は中央委員会総会にたいし、それぞれ定期的に活動状況を報告する制度を確立すること、中央委員会総会の毎年の会議回数を適宜ふやし、中央委員会に集団的政策決定の役割をよりよく発揮させること、中央政治局、政治局常務委員会、中央書記処の活動規則と組織生活会議の制度を設けて、集団指導を制度化し、党の指導者にたいする監督と制約を強めること、などがその主要なものである。地方の各級党組織も、関係のある議事規則、表決制度、組織生活会議の制度などをそれぞれ確立し、整備しなければならぬ。党内の選挙制度を改革、整備し、党内の選挙における指名手続と差額選挙の方法を明確に規定すべき

である。当面は、差額選挙の範囲をまず各級党代表大会の代表、基層党組織の委員、書記、地方の各級党委員会の委員、常務委員および中央委員会の委員に拡大すべきである。党規約の規定する党員の民主的権利を確実に保障し、党員の権利を保障する具体的条例を制定すべきである。党員の権利を侵害するのは、党規違反であって、党の規律処分を受けなければならない。党内民主のパイプの疎通をはかり、党生活の健全な民主化につとめ、党員に党内問題をより多く理解し、それに直接参加する機会をあたえるべきである。

党が権力の座にある場合には、ややもすれば大衆から浮きあがる傾向が党内に生じやすく、この傾向が人民にわたる危害は権力をにぎる前よりもはるかに大きくなる。改革と開放の新しい情勢を迎え、党の作風建設の任務はいちだんと重要になっている。十一期三中総いらい、わが党は理論と実際との結合、大衆との緊密な結びつき、批判と自己批判という優れた作風を回復し、発揚してきた。党の路線と政策は広範な人民大衆の最大の利益を代表し、社会的生産力の発展を促進した。改革と開放がすすむにともない、高すぎる指標とかデタラメな指揮といった主観主義、押しつけ命令、ともすれば吊し上げて懲罰を加えるなど、以前の悪質な傾向はいちじるしく減っている。各級党組織と広範な党員、大多数の党員幹部は、積極的かつ誠実に人民に奉仕し、地道に働く精神と創造力を大いに発揮している。これらの点から見て、いま、わが党と大衆との結びつきが大いに強まっていることは、はっきり認めるべきであろう。経済・政治体制の改革と党政分離の実施によって、党内における官僚主義の発生がさらに防止され、党は官僚主義とたたかう強固な力となるにちがいない。いま、広範な大衆のあいだでさかんに取り沙汰され、大きな不満が出ているのは、少数の党員、わけても一部の指導幹部が職権を濫用して私利をはかり、大衆の利益を損ない、改革と開放の順調な進行を妨げ、党の声望を傷つけていることである。これ

は、わけても高度に重視し、真剣に解決すべき重大問題である。

「文化大革命」による破壊をこうむったあと、ある期間、集中的に整党をおこなったのは、ぜひとも必要なことであった。ここ数年の整党工作は成果が主要なものであった。だが、同時に指摘すべきは、思想の不純、組織の不純、作風の不純という党内の問題を解決するのは長期にわたる経常的な仕事であり、一時的な整頓によってすべての問題を解決するのは不可能だということである。ふるい問題が解決をみると、また新しい問題が生まれてくる。わが党は権力を握っているのだから、権力の試練に耐えなければならぬ。わが党はいま改革と開放を指導しているのだから、改革と開放の試練にも耐えなければならぬ。これは、新時期の党建設で解決すべき最も重要な課題である。総じて言えば、わが党はきびしい試練に耐えることができ、さまざまな消極的な、腐敗した現象とたたかう力がある、と見るべきであろう。だが、少数ながら試練に耐えられない黨員が出てくることも、見ておかなければならない。ここ数年、脱税、密輸密売、贈収賄、法執行の違法、ゆすり恐喝、汚職・窃盗、国家機密と経済情報の漏洩、外事規律の違反、縁故関係による任用、個人攻撃と報復、風紀の紊乱といった現象が一部共産黨員のあいだにしばしば見られる。少数の黨員が試練に耐えられないからといって、改革と開放の総方針、総政策を変えることはできず、大掃除ばかりをしていて、建設と改革をやめることもできないのは当然であって、われわれは建設と改革のなかで腐敗反対の闘争をすすめなければならぬ。改革と開放の過程では、党内における腐敗反対闘争を避けることはできない。腐敗分子を党内に留まらせておくなら、全党を衰退させることになる。試練に耐えられない黨員にたいしては、まず、満腔の熱意をもって、教育すべきだ。だが、教育だけでは問題を完全に解決することはできず、ぜひとも党をきびしく統制し、党規律をきびしく執行すべき

ことは、経験の示すところである。党と人民の事業を損なう腐敗分子にたいしては、断固一掃の方針をとって、見つけたい処分し、一人のこらず一掃し、決して容赦してはならない。

プロレタリア政党的力と役割は、主として黨員の数で決まるのではなく、黨員の質によって決まり、かれらが党の路線を遂行する場合の確固とした態度と共産主義事業への忠誠によって決まる。長年らい、われわれの黨員獲得の仕事には質を軽視する傾向があり、一部の黨員は黨員としての基準に合わないか、完全には合っていない。したがって、党をきびしく統制する必要があるが、腐敗している少数の者を除名するほか、大多数の黨員にたいしては経常的な教育をおこない、その資質を高めることに主眼を置かなければならない。党は労働者階級の前衛であり、高度の組織性と規律性をもつ部隊である。黨員であるかぎり、かならず黨員の基準に合致し、党規によるきびしい制約をうけ、黨員としての模範的役割を果たさなければならぬ。党と政府の指導機関で活動する黨員、わけても主要な指導工作を担当する黨員幹部については、なおさらきびしい規則を設けるべきである。革命戦争の時代には、共産黨員は個人の生命を犠牲にするという試練をうけなければならなかった。いまは、権力の座にある試練、改革と開放の試練をうけなければならぬ。共産黨員は非黨員と比べて、いかなる場合にも、国と人民の利益のために、より多くの個人的利益を自覚的に犠牲にしなければならぬ。共産黨員と呼ばれることが光栄であるのは、まさにこの点にある。黨員にたいする党規約の要求は、もちろん、その遂行を非黨員大衆にまで求めることはできないが、黨員はかならず遂行しなければならない。もしもそれができず、党規約に規定された義務を履行せず、いくら教育しても立ちなおれないような者にたいしては、離党を勧告するか、あるいは党から除名しなければならない。離党勧告と除名は、労働者階級の前衛としての党の性格を保持するために是非

ともとらねばならぬ措置である。党の隊列から離れた人にたいしては、各級党組織はやはり誠意をもって団結し、差別したり、攻撃したりしてはならない。かれらは依然としてよい公民となり得るのであり、なにか長所があれば發揮させてよく、人によってはひきつづき適切な指導工作を受けもたせてもよい。われわれはまた、改革と開放のなかから輩出する、党員の資格をそなえた先進分子を、たえず党内に獲得すべきである。正しい気風を伸ばさなければ、不正の気風を抑えることはできない。確固とした党性と自覚的な献身精神をもち、誠心誠意、人民に奉仕し、何事につけても人民の利益を考え、党の政策と党の任務を模範的に遂行するような立派な同志については、積極的に、いちはやく、これを表彰すべきである。これらすべてを基層党組織の主な経常的活動としてすすめるべきであり、つねに教育をおこない、つねに監督を強め、つねに批判と自己批判をくりひろげ、つねに規律をととのえ、つねに腐敗分子を一掃し、不適格分子を適切に処置し、つねに優秀な人びとを獲得し、つねに正しい気風を発揚して、不正の気風をおさえ、このように、前衛としての党員の模範的役割を通じて、大衆を党のまわりに結集し、党の基層組織を確固とした戦闘的などりてに築きあげなければならない。党の指導機関は、基層組織がこれらの活動をりっぱにやりとげるよう、指導する責任がある。これらの経常的な活動をりっぱになしとげれば、われわれは新しい歴史的条件のもとでも党建設の面で、政治運動をやらずに、改革と制度によって建設するという新しい道を歩むことができよう。

改革、とくに政治体制の改革は、わが党の建設に新しい活力をそそぎ込むこととなる。われわれはこの偉大な変革に合わせて、われわれの偉大なマルクス主義の党をりっぱに建設しなければならない。そうすれば、わが党はまったく新たな姿勢で、改革と現代化建設の先頭に立ち、大胆に改革をすすめる、活力にみちあふれた党、

規律が厳正で、公正廉潔な党、才能のある賢人を擁して、りっぱに人民に奉仕する党となることができよう。

七 中国におけるマルクス主義の新たな勝利をかちとろう

中国の特色をもつ社会主義は、マルクス主義の基本原理と中国の現代化建設との結合の所産であり、現代中国に根づいた科学的社会主義である。それは、全党の同志と全国人民の認識を統一し、団結を強化する思想的基礎であり、われわれの事業の前進をみちびく偉大な旗じるしである。

マルクス主義は、実践の過程でたえず発展する科学である。マルクス主義が新たな大発展を必要としていること、これは現代の大きな趨勢である。世界には巨大な変化が起こっており、人類文明は飛躍的に前進している。労働者階級と勤労人民の事業には、新たな展望が開かれている。これらすべてが要請しているのは、マルクス主義者が新たな視野を開き、新たな観念を發展させ、新たな境地へ歩を進めることである。

マルクス、エンゲルスの偉大な歴史的功績は、社会主義を空想から科学に変えたことにある。科学的社会主義が学説から実践へ進み、一国における社会主義建設の実践から多くの国における社会主義建設の実践へ、さらに現在の世界での社会主義諸国における改革の実践へと進んだことは、すべて社会主義にたいする再認識の拡大、深化であり、すべて科学的社会主義の理論と各国の実践との結合、時代の発展との結合のたまものである。この過程では、歴史的条件に制約されて、なお空想的な要素をおびていた先人の個々の論断を放棄すること、マルクス主義の教条的な理解や、マルクス主義につけ加えられた誤った観点を打破すること、新たな実践にもとづいて、科学的社会主義の理論を新たに發展させること、これらがどうしても避けられない。

マルクス主義がわが国の実践と結びついてから、六十余年の歳月が過ぎたが、その過程で歴史的な飛躍が二度みられる。第一の飛躍は、新民主主義革命の時期に起きた。中国の共産主義者はいく度も模索をくりかえしたあと、成功と失敗の経験を経括して、中国の特色をもつ革命の道を見つけ出し、革命を勝利にみちびいた。第二の飛躍は、十一期中総以後に起きた。中国の共産主義者は建国後三十余年の正反両面の経験を総括し、国際的経験と世界情勢を研究して、中国の特色をもつ社会主義建設の道を模索しはじめ、社会主義建設の新たな段階を切りひらいた。

十一期中総に続いて、わが党は社会主義を再認識する過程で、哲学、政治経済学、科学的な社会主義などの分野に一連の科学的な理論観点を展開、発展させた。たとえば、思想を解放し、实事求是の態度をとり、実践を真理検証の唯一の基準とするという観点、社会主義を建設するには自国の国情にもとづき、独自の道を歩むべきであるという観点、経済、文化の立ち遅れた条件のもとで社会主義を建設するには、ひじょうに長い初級段階を経なくてはならないという観点、社会主義社会の根本任務は生産力を発展させ、現代化達成に全力をあげることであり、対外開放は社会主義現代化達成の必要条件であるという観点、改革は社会主義社会発展の重要な原動力であり、社会主義の重要な特徴であるという観点、四つの基本原則の堅持、改革・開放の堅持という総方針のなかのこの二つの基本点は、たがいに結びつき、どちらも欠かせないという観点、「一国二制度」によって国家の統一を実現するという観点、権力の座にある党の党風は党の死活にかかわるといふ観点、独立自主、完全平等、相互尊重、平等問題への相互不干渉の原則にもとづいて、外国の共産党、その他の政党との関係を発展させるという観点、平

和と発展が現代の世界の主な課題であるという観点などがそれである。これらの観点は、中国の特色をもつ社会主義建設という理論の輪郭をなすもので、わが国社会主義建設の段階、任務、原動力、条件、配置および国際環境などの基本問題に一応の回答をあたえ、われわれの前進の科学的な軌道を描きだしている。

ここで核心となる問題は、生産力を離れて抽象的に社会主義を論議する史的観念論の観点を打破し、科学的な社会主義とさまざまな空想とを根本的に峻別することである。

マルクス主義の史的唯物論は、ゆらい、生産力はすべての社会発展を最終的に決定する力であると見てきた。生産関係と上部構造は、生産力の状況に照応しないかぎり、生産力の発展を促すことができない。社会主義社会の誕生、社会主義のある段階から他の段階への移行、さらには共産主義の実現、これらはいずれも生産力の発展と切り離すことができない。早くも革命戦争の時期に、わが党は明確に指摘している。中国のすべての政党の政策とその実践が中国人民のあいだで果たす役割がよいかわるいか、大きい小さいかは、結局のところ、それが中国社会の生産力の発展にとって助けとなるかどうか、その助けが大きいかどうかによってきまり、それが生産力を束縛するか解放するかによってきまるのである、と。当時、われわれが階級闘争を中心に位置づけねばならなかったのは、まず反動階級の支配をくつがえして、勤労人民を政治的抑圧、経済的搾取から抜けさせなければ、生産力を解放することができなかつたからである。現在は違う。すでに搾取階級は消滅し、勤労人民は主人公となり、われわれは社会主義建設の時期に入って、生産力の発展が直接の中心任務となっている。国の富強、人民の富裕、教育・科学・文化事業の繁栄、公有制と人民民主主義政権の強化と発展、一言でいえば、社会主義の優位性が十二分に発揮され、その魅力がたえず強まるかどうか、これは結局のところ、生産力の発展によつ

て決まるのである。生産力の発展に有利なものはずべて、人民の根本的利益に適合するものであり、したがって、社会主義が求めるもの、あるいは社会主義が許すものである。逆に、生産力の発展に不利なものはずべて、科学的な社会主義にそむくものであり、社会主義が許さないものである。このような歴史的条件のもとでは、なおさら生産力という基準が直接の決定的意義をもってくる。

われわれはなぜ四つの基本原則を堅持するのか。現代中国では、そうしなければ、生産力の発展を根本的に保証できないからである。われわれはなぜ改革と開放を堅持するのか。そうしなければ、いまなお束縛されている生産力を解放できず、生産力の急速な発展を促進できないからである。生産力という基準を離れ、抽象的な原則や空想的モデルによって生活を裁くようなことをすれば、マルクス主義の名譽を傷つけるだけである。われわれは生産関係と上部構造の大きな反作用を認め、それを十分に重視している。しかし、生産力の決定的作用を認め、生産力が根本的な基準であることを認めてこそ、生産力と生産関係との矛盾、経済的土台と上部構造との矛盾を正しく処理し、生産関係と上部構造の変革を真に現代中国の生産力発展の状況と要求に適應させ、主観的な恣意性に陥るのを避けることができるのである。

社会主義の初級段階は、長期にわたる史的発展過程である。この段階の状況、矛盾、転化、およびその法則については、まだ多くの面で未知の部分が多く、われわれの認識の程度も深くはない。われわれの方針、政策、理論は、その多くがなお不完全であり、実践の進展にともない、たえず検証をくりかえし、補足と修正をくわえ、その向上をはからなければならない。われわれは書物のなかにある個々の論断を、自己の手足をしばるドグマとはしないし、実践のなかですでに効果のあがったものを完全無欠のモデルだとも考えない。実際の活動では摸索

と開拓を奨励し、理論研究では「百花齊放、百家争鳴」を堅持しなければならない。生活の観点、実践の観点は、認識論の第一の、基本的な観点である。摸索がなく、創造がなく、さまざまな実験による比較とさまざま意見による討議がなくては、われわれの事業に生氣はあり得ない。マルクス主義の科学的精神と創造的活力の発揚につとめ、全民族の摸索と創造の勇氣を奮起すこと、ここにこそ、われわれの理論と事業のたえまない発展の希望があるのである。

わが党の大多数の同志は、十一期三中総いらいの路線を支持し、マルクス主義を堅持し、改革と開放に賛成している。硬直した観念にこだわっている人や、マルクス主義を否定している人は、ごく少数にすぎない。だが、わが党内では、認識の面をつねに偏向が生じる。同じ一人の間でも、あれこれの状況にに応じて、あれこれの一面性が生まれる。だから、考え方が一時的に改革のテンポについていけないからといって、それを硬直化だときめつけてはならず、また思想解放の過程でいくらか行きすぎたことを言ったからといって、それをブルジョア自由化だときめつけてもならない。偏向や一面性が生じるのは、とどのつまり、主観的認識が客観的实际から離れるからである。それを克服する根本的な方法は、人びとの目を現代化建設と改革の実際に向けさせ、世界に向けさせ、未来に向けさせることである。「思想を解放し、実事求是の態度をとり、一致団結して前むきの姿勢をとる」というのは、依然としてわれわれの基本的なスローガンである。改革と開放の偉大な歴史的過程では、直面する矛盾と困難がひじょうに多いので、全党の同志が団結を強め、思想と認識を統一し、一致協力して、開拓しながら前進すること、これがとくに必要である。党の隊列が一致団結して、生氣にみちあふれるなら、われわれの社会主義の事業はかならずや隆々たる発展をとげるにちがいない。

偉大な実践は偉大な理論を必要とする。中国の十億人民はいま現代化建設と改革の偉大な事業をすすめているが、この生きいきとした豊かな実践は、われわれの創造的な理論的概括にとつて汲めどもつきぬ源泉となるものである。いま、党のすすめているマルクス主義の理論建設の状況は、われわれのすすめている偉大な事業とくらべ、非常に不つり合ひである。改革と開放に取りくんであらう多くの歳月を経ているのに、改革と開放の理論的研究と宣伝、教育はいまなおかなり弱い一環である。全党の同志、わけても高級・中級幹部の前に提起された大きな任務は、マルクス主義の立場、観点、方法を真剣に学び、身につけて、マルクス主義を中国の建設と改革の実状によりよく結びつけ、各分野と各地区の実状によりよく結びつけることである。わが党はいま、新旧交代の重要な歴史的時期にあり、多くの新しい同志が党の隊列に加わり、多くの新しい幹部が各級の指導的ポストについている。こうした時期にあつては、マルクス主義が新たな大発展を必要としているという現代のこの大きな趨勢をはっきり認識し、実践の過程でマルクス・レーニン主義と毛沢東思想を学び、豊富にするという任務を全党に提起し、しかも数多くの新生の力を含めた、創意性にとむマルクス主義の理論部隊を建設すること、これがより切実で、より深遠な意義をもっている。

同志諸君 歴史がわれわれに与えた任務は、偉大であり、かつ困難なものである。わが党は全国各民族人民、民主諸党派、各人民団体とともに、中国の特色をもつ社会主義建設の偉大な旗じるしのもと、より固く団結しようではないか。わが大大陸の同胞は香港、澳門、台湾同胞、海外華僑同胞とともに、祖国統一と中華振興をめざす偉大な愛国主義の旗じるしのもとに、より固く団結しようではないか。これは、われわれの事業がかならず勝利するための根本的な保証である。

われわれの事業は、未来をめざす事業である。党と人民はつねにその最大の希望を、未来を代表する伸びゆく青年に託している。中華民族の振興、うるわしい未来の創造、そしてまた社会主義現代化事業の勝利のためには、全人民の努力、つきつめていえば広範な青年の努力にたよって、先人の事業を受けつぎ、発展させ、着実に刻苦奮闘しなければならない。

同志諸君 当面の国際情勢はわが国の社会主義現代化建設に有利である。平和を守り、発展を求める世界各国人民の大きな努力にうながされて、軍備競争と侵略拡張を抑止し、真の軍縮実現と地域的衝突の早期解決を主張する呼び声は日ましに高まっている。このような背景があればこそ、最近、米ソが中距離ミサイル問題で原則的な合意をとげ、東西関係があるていど緩和したのである。われわれはこれを歓迎する。だが、このような原則的な合意をみたのは軍縮への第一歩にすぎないことをはっきり見ておかなければならない。軍備競争はまだまだ停止されてはいないのである。「ホット・スポット」は一つとして解消していかないばかりか、個々の地域における衝突がエスカレートする危険性さえいまなお存在する。国際情勢を真に緩和させるには、まだ長期の、困難な、ひいては曲折にみちた過程をたどるのであつて、各国人民はなおたゆみない努力をつづけなければならない。中国はひきつづき確固として独立自主の平和外交政策を実行し、平和共存の五原則をふまえて世界各国との友好・協力関係を発展させるであらう。われわれは全世界の平和を愛する国々におよび人民とともに、国際情勢を世界の人民、世界の平和に有利な方向へひきつづき発展させるよう努力する。

中国の革命と建設は、人類進歩の事業の重要な構成部分である。中華人民共和国の成立は、世界を震撼させ、世界の進歩勢力とマルクス主義の影響力を強めた。中国の社会主義現代化建設の成功は、世界平和と人類進歩の

事業に新たに寄与し、科学的社会主義の魅力をさらに強めるであろう。社会主義現代化の壮大な目標をめざす途上で、われわれはすでに勝利の第一歩をちとった。われわれはさらに第二步、第三步の新しい、より大きな勝利をちとるために奮闘しなければならない。中国の特色をもつ社会主義を建設する道は、進めば進むほど広くなるにちがいない。われわれはそう確信している。

中国共産党第十三回全国代表大会の

第十二期中央委員会報告にかんする決議

(一九八七年十一月一日)

中国共産党第十三回全国代表大会は、趙紫陽同志が第十二期中央委員会を代表しておこなった報告を承認する。

大会は、第十二期中央委員会がその活動で大きな成果をあげたことを十分に確認する。大会はこう考える——十一期三中総から十二回大会を経て、わが党はマルクス主義の正しい路線を堅持し発展させ、建国後にかちとられた社会主義建設の大きな成果をふまえて、わが党の史的発展の新たな段階を切りひらき、わが国の様相に深刻な歴史的变化をもたらした、と。

大会は、十一期三中総以来の党の路線の形成と発展にたいする鄧小平同志の大きな貢献を高く評価する。

大会は、趙紫陽同志が第十二期中央委員会を代表しておこなった報告は党と人民の集団的な英知の結晶だと考える。報告は、毛沢東同志の提唱した实事求是の思想路線を堅持し、マルクス主義の基本的原理と中国の建設・改革の具体的実践とを結びつけて、わが国はいまなお社会主義の初級段階にあることを論証した。この正しい論断は、「左」と右からの攪乱を防止し、是正して、中国の特色をもつ社会主義を建設するという偉大な事業をた

えずおしすめるうえで、重大な深い歴史的意義をもっている。

報告は、社会主義の初級段階における党の基本路線を次のように提起した——全国各民族人民を指導し、結集して、経済建設を中心としながら、四つの基本原則を堅持し、改革と開放を堅持し、自力更生、刻苦創業につとめて、わが国を富强・民主・文明の現代化した社会主義国にきずきあげるために奮闘する、と。大会はこう考える——この基本路線は十一期中総以来の路線を継続し、豊かにし、発展させるもので、わが国の国情に合致しており、完全に正しいものである、と。この路線と、この路線にもとづいて提起された、経済建設、経済体制改革、政治体制改革、党の建設などの基本方針は、わが国の建設と改革のために基本的な青写真を提供するものである。

大会は、十三回大会の中心任務は改革を速め、深めることにある、と指摘する。われわれが建設と改革の過程でからとった成果はきわめて大きい、その直面している問題と困難もまだ非常に多い。今後の道のはさらに長く、任務はさらに困難である。

大会は、全党の同志が中国の特色をもつ社会主義を建設するという偉大な旗じるしのもと、第十三期中央委員会の指導のもとに、党の基本路線を堅持し、この基本路線の規定した一つの中心・二つの基本点をしっかりと把握し、党の団結を強め、党と全国各民族人民との密接な結びつきを強め、一心同体、意気たからかに、刻苦勉勵、開拓創造につとめ、社会主義現代化の壮大な目標を達成するために奮闘努力するよう、呼びかける。

中国共産党規約の一部条文改正案

(中国共産党第十三回全国代表大会で一九八七年十一月一日に採択)

中国共産党第十三回全国代表大会は、『中国共産党規約』の一部条文をつぎのように改正することを決定した。

(一) 第十一条第一項に「予備選挙を経て、候補者名簿をつつたのち、正式の選挙をおこなってもよいし、また予備選挙を経ず、候補者数が選出者数を超える方法で選挙をおこなってもよい。」とあるのを、「候補者数が選出者数を超える差額選挙の方法によって、直接、正式の選挙をおこなってもよい。また、まず差額選挙の方法で予備選挙をおこない、候補者名簿をつつたのち、正式の選挙をおこなってもよい。」と改める。

(二) 第十六条第一項に「党組織は、問題を討議、決定する場合、かならず少数が多数に服従する原則を履行しなければならない。少数者の異なる意見にたいしては、真剣に考慮をばらうべきである。もし重要な問題について論争がおこり、双方の人数が接近している場合には、緊急状況のもとで多数の意見にしたがって実行しなければならぬとき以外は、決定をくだすことを見合わせ、一歩すすんで調査研究をおこない、意見を交換して、次回に再討議すべきである。もし依然として決定をくだすことができない場合は、その論争の状況を上級組織に報告し、決裁をおおぐべきである。」とあるのを、「党組織は、問題を討議、決定する場合、かならず少数が多数に服従する原則を履行し、重要問題を決定する場合には表決をおこなわなければならない。少数者の異なる意

見にたいしては、真剣に考慮をばらうべきである。もし重要な問題について論争がおこり、双方の人数が接近している場合には、緊急状況のもとで多数の意見にしたがって実行しなければならぬとき以外は、決定をくだすことを見合わせ、一歩すすんで調査研究をおこない、意見を交換して、次回に再表決すべきである。特殊な状況の場合には、その論争の状況を上級組織に報告し、決裁をあおいでもよい。」と改める。

(三) 第十九条の末尾につきの項をつけくわえる。「党の全国代表会議の職権は、重要問題を討議し、決定すること、中央委員会、中央顧問委員会および中央規律検査委員会の一部委員を調整、または補充選出することである。調整または補充選出する中央委員および中央委員候補の数は、党の全国代表大会で選出された中央委員および中央委員候補のそれぞれの総数の五分の一を超えてはならない。」

(四) 第二十一条第一項に「党の中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処と中央委員会総書記は、中央委員会総会がこれを選挙する。」とあるのを、「党の中央政治局、中央政治局常務委員会および中央委員会総書記は、中央委員会総会がこれを選挙する。」と改める。

第二十一条第三項に「中央書記処は、中央政治局とその常務委員会の指導のもとに、中央の日常活動を処理する。」とあるのを、「中央書記処は、中央政治局とその常務委員会の事務機構である。その構成員は中央政治局常務委員会が指名し、中央委員会総会で可決する。」と改める。

第二十一条第五項に「党の中央軍事委員会の構成員は、中央委員会がこれを決定する。中央軍事委員会主席は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなから選出されなければならない。」とあるのを、「党の中央軍事委員会の構成員は、中央委員会がこれを決定する。」と改める。

(五) 第二十二条第二項に「中央顧問委員会の毎期の任期は、中央委員会と同じである。その常務委員会および主任、副主任は、中央顧問委員会総会が選出し、党の中央委員会に報告し、その承認を得る。中央顧問委員会の主任は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなから選出されなければならない。」とあるのを、「中央顧問委員会の毎期の任期は、中央委員会と同じである。その常務委員会および主任、副主任は、中央顧問委員会総会が選出し、党の中央委員会に報告し、その承認を得る。」と改める。

(六) 第三十条第一項に「工場、商店、学校、機関、町内、人民公社、合作社、農場、郷、鎮、人民解放軍の中隊およびその他の基層単位で、およそ正式の党員が三名以上いるところには、すべて党の基層組織をつくるべきである。」とあるのを、「工場、商店、学校、機関、町内、合作社、農場、郷、鎮、村、人民解放軍の中隊およびその他の基層単位で、およそ正式の党員が三名以上いるところには、すべて党の基層組織をつくるべきである。」と改める。

(七) 第三十三条第一項の前の一項をつけくわえる。「企業および行政首長責任制を実施する事業体における党の基層組織は、当該単位における党と国家の方針、政策の貫徹について、これを保証し、監督する。これらの基層組織は、党の建設の強化に主な精力をそそぎ、思想政治工作と大衆工作をりっぱにすすめ、行政責任者が規定にもとづいて十分に職権を行使できるよう支持するとともに、重要問題について、意見と提案を提出すべきである。」

第三十三条のもの第一項に「企業・事業体における党の基層委員会、および基層委員会を設けていない総支部委員会あるいは支部委員会は、当該部門の活動を指導する。」とあるのを、「行政首長責任制をまだ実施して

いない事業体における党の基層委員会、および基層委員会を設けていない総支部委員会あるいは支部委員会は、当該部門の活動を指導する。」と改める。

(八) 第四十三条第三項に「党の中央規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、党の中央委員会に報告して、その承認を得る。党の地方各級の規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、同級の党委員会で可決されたのち、上級の党委員会に報告し、その承認を得る。党の中央規律検査委員会の第一書記は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。」とあるのを、「党の中央規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、党の中央委員会に報告して、その承認を得る。党の地方各級の規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、同級の党委員会で可決されたのち、上級の党委員会に報告し、その承認を得る。」と改める。

(九) 第四十六条に「中央と地方の国家機関、人民団体、経済組織、文化組織あるいはその他の党外組織の指導機関には、党グループを設ける。」とあるのを、「中央と地方の各級人民代表大会、政治協商会議、人民団体とその他の党外組織の、選挙によって成立する指導機関には、党グループを設けてもよい。」と改める。

(十) 第四十八条に「所管の下級部門にたいし高度に集中した統一的指導をおこなう必要がある国家の諸部門においては、党グループの職権、任務をどうするか、それらの部門の党グループを党委員会に改めるかどうかについては、中央が別にこれを規定する。」とあるのを、「所管の下級部門にたいし高度に集中した統一的指導をおこなう必要がある国家の諸部門において、党委員会を設けるかどうか、党委員会の職権と任務をどうするかについては、中央が別にこれを規定する。」と改める。

中国共産党第十三回全国代表大会の

『中国共産党規約の一部条文改正案』にかんする決議

(一九八七年十一月一日)

中国共産党第十三回全国代表大会は、第十二期中央委員会の提出した『中国共産党規約の一部条文改正案』を採択し、この改正案が採択の日から効力を生ずることを決定した。

〔付録〕

中国共産党規約

（中国共産党第十二回全国代表大会で一九八二年九月六日に採択）

総 綱

中国共産党は中国労働者階級の前衛であり、中国各民族人民の利益の忠実な代表であり、中国社会主義事業の指導的の中核である。党の最終目的は、共産主義の社会制度の実現にある。

中国共産党はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想をその行動の指針とする。

マルクスとエンゲルスは、弁証法的唯物論と史的唯物論を運用して資本主義社会の発展法則を分析し、科学的社会主義の理論を創造した。この理論にもとづけば、プロレタリアートによる革命闘争の勝利をつうじて、ブルジョアジー独裁は必然的にプロレタリアート独裁にとって代われ、資本主義社会は必然的に、生産手段を共有し、搾取を廃絶し、各人が能力に応じて働き、労働に応じて分配をうける社会主義社会に改造される。そして社会主義社会は、生産力の大きな発展と思想、政治、文化の大きな進歩をつうじて、究極的には、必然的に各人が能力に応じて働き、必要に応じて分配をうける共産主義社会に発展する。二〇世紀にはいつてのち、レーニン

は、資本主義がすでに帝国主義の段階に発展したため、プロレタリアートの解放闘争は必然的に全世界の被抑圧

民族の解放闘争と結びつき、まず帝国主義支配の弱い一環で社会主義革命の勝利をかちとる可能性があり、と指摘した。この半世紀あまりの世界史の過程、とりわけ一部の国における社会主義制度の樹立と発展は、科学的社会主義の理論の正しさを立証している。

社会主義制度の発展と充実、長期にわたる歴史的過程である。根本的にいえば、社会主義制度は、資本主義制度それ自体では克服できない固有の矛盾をとりのぞき、資本主義制度とは比較にならない優位性を有している。社会主義では、人民が真に国の主人公となり、搾取制度と生産手段の私有制によってもたらされた旧い思想、旧い習慣から日ごとに脱却し、共産主義的自覚を日まじに高め、共通の理想、共通の道徳、共通の規律を日まじに形成する。社会主義は、人民の積極性と創意性を十分に発揮させ、計画的に、つり合いをとって、速いテンポで社会的生産力を発展させ、社会の構成員の日まじに増大する物質・文化面の生活の必要を満たすのである。社会主義事業は発展しており、かならずや各国人民がその意志によって選んだ、自国の特徴に合致した道をつうじて、一步一步と全世界で勝利をかちとるであろう。

毛沢東同志を主要な代表とする中国の共産主義者は、マルクス・レーニン主義の普遍的原理を中国革命の具体的実践に結びつけて、毛沢東思想を創造した。毛沢東思想は、マルクス・レーニン主義の中国における運用と発展であり、実践によって立証された、中国の革命と建設についての正しい理論の原則と経験の総括であり、中国共産党の集団的な英知の結晶である。

中国共産党は全国各民族人民を指導して、帝国主義・封建主義・官僚資本主義に反対する長期の革命闘争を経て、新民主主義革命の勝利をかちとり、人民民主主義独裁の中華人民共和国をうちたてるとともに、建国後も、

社会主義的改造を順調にすすめ、新民主主義から社会主義への移行を達成して、社会主義制度を確立し、社会主義の経済、政治と文化を発展させてきた。

階級としての搾取階級が消滅したのち、わが国の社会に存在する矛盾はその大部分が階級闘争の性格を帯びず、階級闘争はもはや主要な矛盾ではなくなった。国内的要因と国際的影響によって、階級闘争はなお一定の範囲で長期にわたって存在し、ある種の条件のもとでは激化することもありうる。わが国の社会の主要な矛盾は、人民の日まじに増大する物質・文化面の必要と立ちおくれた社会的生産とのあいだの矛盾である。その他の矛盾は、この主要な矛盾の解決とあわせて解決すべきである。敵味方のあいだの矛盾と人民内部の矛盾という性質の異なった二種類の矛盾を厳格に区別し、正しく処理しなければならない。

現段階における中国共産党の全般的任務は、全国各民族人民を結集し、自力更生、刻苦奮闘して、工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国に築きあげることである。

中国共産党の活動の重点は、全国各民族人民を指導して、社会主義現代化の経済建設をすすめることにある。社会的生産力を大いに発展させ、しかも生産力の現実の水準と発展の要求にもとづいて、社会主義の生産関係を逐次完全なものにしていかなければならない。生産の発展と社会の富の増大をふまえて、都市と農村の人民の物質・文化面の生活水準を逐次高めていかなければならない。

中国共産党は人民を指導して、高度の物質文明を建設するとともに、高度の社会主義的精神文明をも建設する。教育・科学・文化事業の発展に大きな力をいれ、共産主義の思想で党員と人民大衆を教育し、腐敗したブル

ジョア思想、残存する封建思想やその他の非プロレタリア思想を排除、克服して、わが国人民が理想、道徳、教養、規律のある人民となるよう努力しなければならない。

中国共産党は人民を指導して、社会主義的民主を發展させ、社会主義的法秩序の健全化をはかり、人民民主主義独裁を強固なものにしていく。国政と社会の事柄を管理し、経済と文化事業を管理する人民の権利を確実に保障し、わが国の社会主義制度を破壊しようとする敵対分子や社会の安全にゆゆしい危害をもたらす者に断固たる打撃をあたえなければならない。人民解放軍の建設を強化し国防を強固にするよう努めて、侵入する敵を迎撃、殲滅する準備をつねにととのえていなければならない。

中国共産党は国内各民族の平等、団結、相互援助の関係をまもり、發展させ、民族区域自治政策の実行を堅持し、各少数民族地区の経済・文化の發展を援助し、積極的に少数民族の幹部を育成、選抜しなければならない。

中国共産党は全国各民族の労働者、農民、知識分子と団結し、各民主党派、無党派の民主人士、各民族の愛国的勢力と団結して、すべての社会主義的勤労者、社会主義を支持する愛国者、祖国の統一を支持する愛国者からなるもつとも広範な愛国的統一戦線をいつそう發展させ、これを拡大する。台湾同胞、香港・澳門同胞および海外の華僑同胞をふくむ全国人民とともに、祖国統一の大業を達成しなければならない。

国際関係にたいする中国共産党の基本的な立場は、つぎのとおりである。プロレタリア国際主義を堅持し、全世界のプロレタリアート、被抑圧民族、被抑圧人民および平和を愛し正義を主張するすべての組織と人士との団結を堅持して、ともに帝国主義、覇権主義、植民地主義に反対し、世界の平和をまもり、人類の進歩を促進する。主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互恵、平和共存の五原則をふまえて、わが

国と世界各国との関係を發展させる。マルクス主義の基礎のうえに、独立自主、完全平等、相互尊重、内部問題の相互不干涉の原則にもとづいて、わが党と各国の共産党およびその他の労働者階級の政党との関係を發展させる。

中国共産党が全国各民族人民を指導して社会主義現代化の壮大な目標を実現するには、党の建設を強化し、党のすぐれた伝統を發揚し、党の戦闘力を高め、つぎの三つの基本的要求を断固実現しなければならない。

第一、思想面、政治面で高度の一致をたもつこと。中国共産党は共産主義の実現をその最高綱領とするもので、すべての共産黨員はかならずこのために終生奮闘しなければならない。現段階においては、社会主義の道を堅持し、人民民主主義独裁を堅持し、党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持し、力を集中して社会主義現代化の建設をすすめることが、全党の団結、統一の政治的基礎である。党の思想路線は、なにごととも實際から出発し、理論と實際を結びつけ、実事求是の態度をとり、実践のなかで真理を検証し真理を發展させることである。全党は、かならずこの思想路線にもとづいて歴史的經驗を科学的に総括し、現実の状況を調査、研究し、国内や国際関係のなかで提起される新しい問題を解決し、「左」と右の誤ったいっさいの傾向に反対しなければならない。

第二、誠心誠意人民に奉仕すること。党には、労働者階級ともつとも広範な人民大衆の利益以外に、自己の特殊な利益がない。党の綱領と政策は、まさに労働者階級ともつとも広範な人民大衆の根本的利益を科学的に表現したものである。党は、大衆を指導して共産主義理想の実現のために奮闘する全過程において終始大衆と苦楽をともにし、もつとも密接なつながりをたもつものであり、いかなる黨員も大衆から遊離し、大衆の頭上に君臨す

ることは許されない。党は、共産主義思想によって大衆を教育することを堅持するとともに、自己の活動においては、大衆路線を實行し、なにことも大衆のために、なにことも大衆に依拠し、党の正しい主張を大衆の意識的な行動に変えていかなければならない。

第三、民主集中制を堅持すること。党内で民主を十分に発揚し、民主の基礎のうえに高度の集中を實行し、組織性と規律性をつよめて、全党の行動の一致を保証し、党の決定が迅速かつ効果的に貫徹されるよう保証する。党は、自己の政治生活のなかで批判と自己批判を正しくくりひろげ、原則的な問題において思想闘争をすすめ、真理を堅持し、誤りを是正する。党の規律の前では誰もが平等であるという原則を實行し、規律に違反した党員にはしかるべき批判あるいは処分をくわえ、かたくなに党に反対し、党に危害をもたらす者を党から一掃しなければならぬ。

党の指導は主として政治面、思想面と組織面の指導である。党は正しい路線、方針と政策を制定、実行し、党の組織活動と宣伝教育活動をりっぱにおこない、全党員にあらゆる活動と社会生活における前衛としての模範的役割を發揮させなければならない。党はかならず憲法と法律の範囲内で活動しなければならない。党はかならず国の立法・司法・行政機関、経済・文化組織と人民団体が積極的かつ主動的に、独自に責任をもって、一致協力して活動できるよう保証しなければならない。党はかならず労働組合、共産主義青年団、婦女連合会などの大衆組織にたいする指導を強化し、その役割を十分に發揮させなければならない。共産党員は、全国人口の少数を占めるにすぎず、最終的に共産主義を實現するまで、かならず党外の大衆と緊密に協力し、ともに社会主義祖国が日ましに繁榮し、強大になるよう促さなければならない。

第一章 党 員

第一条 満十八歳に達した中国の労働者、農民、軍人、知識分子およびその他の革命者で、党の綱領と規約を認め、党の一つの組織に参加し、そのなかで積極的に活動し、党の決議を實行し、期限どおりに党費をおさめることを希望する者は、中国共産党への加入を申請することができる。

第二条 中国共産党の党員は、中国労働者階級の共産主義的自覚をもつ前衛戦士である。中国共産党の党員は、かならず誠心誠意人民に奉仕し、個人のすべてを犠牲にするのをかえりみず、共産主義の實現のために終生奮闘しなければならない。

中国共産党の党員は、永遠に勤労人民の普通の一員である。制度と政策に規定される範囲内での個人の利益と職務上の権限以外に、すべての共産党員は、いかなる私的利益と特権も求めてはならない。

第三条 党員は、つぎの義務を履行しなければならない。

(一) 真剣にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学習し、党の基本知識および党の路線、方針、政策と決議を学習し、科学、文化と業務を学習すること。

(二) あくまで党と人民の利益を最高におき、個人の利益を党と人民の利益にしたがわせ、人に先だって苦勞し、人におかれて楽しみ、己れを抑えて公に奉仕し、絶対に、公にかこつけて私腹をこやし、公を損ねて私利をはかるようなことがあってはならないこと。

(三) うまずたゆまず党の決定を實行し、組織の配置に服従し、積極的に党の任務を完遂し、自覚をもって党

の規律と国家の法律を遵守し、党と国家の機密を厳守し、党と国家の利益を断固としてまもること。

(四) 党の団結と統一をまもり、断固として、派閥性に反対し、すべての分派組織と小集团的活動に反対し、面従腹背の二面派的行為とすべての陰謀詭計に反対すること。

(五) 党にたいして忠誠かつ誠実であり、言行一致し、自己の政治観点をかくしたり、事実の真相をゆがめたりしないこと、また、批判と自己批判を確実にくりひろげ、仕事のうえでの欠点や誤りを勇敢に摘発、是正し、善人・善行を支持し、悪人・悪事に反対すること。

(六) 大衆と密接なつながりをたもち、大衆に党の主張を宣伝し、事あるごとに大衆と相談し、大衆の意見と要求に虚心に耳をかたむけるとともに、遅滞なくこれを党に伝え、大衆が自覚を高めるのを援助し、大衆の正当な権利と利益をまもること。

(七) 生産、仕事、学習と社会生活のなかで前衛としての模範的役割を果たし、率先して社会の秩序をまもり、社会主義の新しい気風を発揚し、共産主義の道徳を提唱すること。

(八) 祖国と人民の利益をまもるために、あらゆる困難と危険に臨んでは、身を挺して勇敢にたたかい、一に苦しみをおそれず、二に死をおそれぬ精神を発揚すること。

第四条 党員にはつぎの権利がある。

- (一) 党の関係ある会議に参加し、党の関係ある文書を読出し、党の育成と訓練をうけること。
- (二) 党の会議または党の新聞・雑誌で、党の政策問題についての討議に参加すること。
- (三) 党の活動について提案および発議を提出すること。

(四) 党のいかなる組織、いかなる党員についても、党の会議で根拠のある批判をくわえ、党のいかなる組織、いかなる党員の規律・法律に背いた事実についても、責任をもって党に摘発、告発し、規律・法律に背く党員の処分を要求し、職務に不適任である幹部の罷免あるいは更迭を要求すること。

(五) 表決権、選挙権を行使し、被選挙権をもつこと。

(六) 党組織が党員にたいする規律処分を討議、決定するか、評定をおこなう場合、本人は会議に出席し、弁明する権利をもち、その他の党員はそのための証言と弁護ができること。

(七) 党の決議と政策にたいして異議がある場合、その決議と政策を断固実行する前提のもとで、自己の意見の留保を声明でき、また党の上級組織、さらには中央にまで、それを提出できること。

(八) 党の上級組織、さらには中央にまで、要求、訴願と告訴を提出し、また関係ある組織に責任ある返答を要求すること。

党のいかなる段階の組織、さらには中央にも、すべて党員の上述の権利を剝奪する権限はない。

第五条 党員を拡大するさいには、かならず党の支部を経て、個別に吸収する原則を堅持しなければならぬ。いかなる方式によっても、党員の条件をそなえていない者を党内に引き入れることは許されぬし、また党員の条件をそなえた者の入党を拒んではならない。

入党を申請する者は、入党志願書に記入し、正式党員二名の推薦をうけ、支部大会での可決と上級の党組織の承認を経なければならず、そのうえで予備期間の査察を経て、はじめて正式党員になることができる。

推薦者は申請者の思想、品性と経歴を真剣に掌握し、申請者に党の綱領と党の規約について解説し、党員の条

件、義務と権利を説明し、また党組織にたいして責任ある報告をおこなう必要がある。

党の支部委員会は、入党申請者について、党内党外の関係ある大衆から意見を求めることに意をそそぎ、厳密な審査をおこなって適格と認めたのちに、支部大会の討議にかけなければならない。

上級の党組織は、申請者の入党を承認するにさきだち、担当者指定して本人と面談させ、一步すすんで状況を掌握するとともに、入党申請者の党にたいする認識を高めるのを援助しなければならぬ。

特殊な状況のもとでは、党の中央と省、自治区、直轄市の委員会は、黨員を直接吸収する権限をもつ。

第六条 予備黨員はかならず党旗に向かつて、入党宣誓をおこなわなければならない。誓詞はつぎのとおりである——わたくしは、中国共産党に加入することを志願し、党の綱領を擁護し、党の規約を遵守し、黨員の義務を履行し、党の決定を実行し、党の規律を厳守し、党の機密をまもり、党に忠誠をつくし、積極的に活動をすすめ、共産主義のために終生奮闘し、いつでも党と人民のためにすべてを犠牲にする用意があり、永遠に党を裏切るようなことをしない。

第七条 予備黨員の予備期間は一年とする。党組織は予備黨員にたいし、真剣に教育と査察をおこなうべきである。

予備黨員の義務は正式黨員と同じである。予備黨員の権利は、表決権、選挙権、被選挙権を有しないほか、正式黨員と同じである。

予備黨員の予備期間がおわれれば、党の支部は、予備黨員が正式黨員となりうるかどうかについて遲滞なく討議すべきである。黨員の義務を真剣に履行し、黨員の条件をそなえた者にたいしては、規定された時期に正式黨員

とすべきである。ひきつづき査察し、教育する必要のある者にたいしては、その予備期間を延長することができ。ただし一年をこえてはならない。黨員の義務を履行せず、たしかに黨員の条件をそなえていない者にたいしては、予備黨員の資格をとりけすべきである。予備黨員から正式黨員になる場合、または予備期間を延長する場合、あるいは予備黨員の資格をとりけす場合は、いずれも支部大会で討議、可決し、上級の党組織の承認を経なければならぬ。

予備黨員の予備期間は、支部大会が予備黨員にすることを可決した日から起算する。黨員の党歴は、予備期間をおえて正式黨員になった日から起算する。

第八条 すべての黨員は、職務の高低をとわず、かならず党の一つの支部、一つの班あるいはその他の特定組織に編入されて、党の組織生活に参加し、党内党外の大衆からの監督をうけなければならない。党の組織生活に参加せず、党内党外の大衆からの監督をうけないかなる特殊黨員の存在も許されない。

第九条 黨員には離党の自由がある。黨員が離党を要求する場合、支部大会で討議にかけたのち除籍するとともに、上級の党組織に報告して記録に留める。

黨員で革命の意志に欠け、黨員としての義務を履行せず、黨員の条件に合致せず、度重なる教育を経てもなお立ちなおらない者にたいしては、離党を勧告すべきである。黨員にたいする離党の勧告は、支部大会で討議、決定するとともに、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならない。もし離党の勧告をうけた黨員があくまで離党しない場合には、支部大会にかけて討議し、期限付で誤りを是正させるか除籍を公布するかを決定するとともに、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならない。

党員で正当な理由もなく、六カ月にわたって、党の組織生活に参加せず、または党費をおさめず、あるいは党のあたえた仕事をしない者は、党から自動的に離脱したものと認める。支部大会は、このような党員の除籍を決定するとともに、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならない。

第二章 党の組織制度

第十条 党は、みずからの綱領と規約にもとづき、民主集中制によって組織された統一団体である。党は、高度の民主の基礎のうえに高度の集中を実行する。党の民主集中制の基本原則は、つぎのとおりである。

(一) 党員個人は党の組織に服従し、少数は多数に服従し、下級組織は上級組織に服従し、全党のあらゆる組織とすべての党員は党の全国代表大会と中央委員会に服従する。

(二) 党の各級指導機関は、それらが派出した代表機関および党外組織における党グループを除き、いずれも選挙によって生みだされる。

(三) 党の最高指導機関は、党の全国代表大会とそれによって選出された中央委員会である。党の地方各級指導機関は、党の地方各級代表大会とそれらによって選出された委員会である。党の各級委員会は、同級の代表大会にたいして責任を負うとともに、その活動を報告する。

(四) 党の上級組織は、つねに下級組織と党員大衆の意見に耳をかたむけ、かれらの提出する問題を遅滞なく解決しなければならない。党の下級組織は、上級組織に指示をおおぎ、その活動を報告しなければならないし、また独自に責任をもって自己の職責範囲内の問題を解決しなければならない。上級組織と下級組織のあいだで

は、たがいに情報を知らせあい、支持しあい、監督しあうようにしなければならない。

(五) 党の各級委員会は、集団指導と個人分担責任制とを結びつける制度を実行する。およそ重大な問題は、すべて党委員会での民主的討議によって決定されなければならない。

(六) 党は、いかなる形態の個人崇拜をも禁止する。党の指導者の活動が党と人民の監督のもとに置かれるとともに、党と人民の利益を代表するすべての指導者の威信がまもられるよう保証しなければならない。

第十一条 党の各級代表大会の代表と委員会の選出は、選挙人の意志を具現するものでなければならない。選挙は、無記名投票の方式をとる。候補者名簿は、党組織と選挙人による十分な準備と討議がなされなければならない。予備選挙を経て、候補者名簿をつくれたのち、正式の選挙をおこなってもよいし、また予備選挙を経ず、候補者数が選出者数を超える方法で選挙をおこなってもよい。選挙人は、候補者の状況を知り、候補者の変更を要求し、いずれの候補者をも選挙せず、また、他の者を選挙する権利をもつ。いかなる組織と個人も、いかなる方式にせよ、選挙人に特定の者を選挙し、もしくは選挙しないように強制してはならない。

党の地方各級代表大会の選挙において、もし党規約に違反する状況がおこった場合には、一級上の党委員会は調査、確認ののち、選挙の無効とそれに応じた措置をとる決定をおこなうとともに、さらに一級上の党委員会に報告し、その審査と承認を得て、正式に実行を宣告すべきである。

第十二条 党の県段階および県段階以上の委員会は、必要ある場合には、代表会議を招集して、遅滞なく解決を必要とする重大問題を討議、決定することができる。代表会議の代表の定数とその選出方法は、代表会議を招集する委員会によって決定される。

第十三条 およそ党組織の新設、または既存の党組織の廃止は、かならず上級の党組織によって決定されなければならぬ。

党の県段階および県段階以上の委員会は、代表機関を派出することができる。

党の地方各級代表大会の閉会中、上級の党組織は、必要と認める場合、下級の党組織の責任者を転動させ、または派遣することができる。

第十四条 党の各級指導機関は、下級組織と関係ある重要な問題について決定をおこなう場合、一般的な状況のもとでは、下級組織の意見を求めなければならない。下級組織の正常な職権行使を保証しなければならない。およそ下級組織の処理すべき問題については、特殊な状況がないかぎり、上級の指導機関はこれに干与してはならない。

第十五条 全国的な性格をもった重大な政策問題については、党中央のみが決定する権限をもち、各部門、各地方の党組織は中央に提案することができるが、勝手に決定をくだしたり、党外に主張を發表したりしてはならない。

党の下級組織は、かならず上級組織の決定を断固実行しなければならない。下級組織は、もし上級組織の決定がその地区、その部門の実際状況にあわないと認めた場合、変更を求めることができる。もし上級組織が依然としてその決定を固持する場合、下級組織は、かならずその決定を実行すべきであって、異なる意見は公然と発表してはならない。ただしさらに一級上の党組織に報告する権利をもつ。

党の各級組織の新聞・雑誌とその他の宣伝手段は、かならず党の路線、方針、政策と決議を宣伝しなければならない。

らない。

第十六条 党組織は、問題を討議、決定する場合、かならず多数が多数に服従する原則を実行しなければならない。少数者の異なる意見にたいしては、真剣に考慮をほらうべきである。もし、重要な問題について論争がこり、双方の人数が接近している場合には、緊急状況のもとで多数の意見にしたがって実行しなければならないとき以外は、決定をくだすことを見合わせ、一步すすんで調査研究をおこない、意見を交換して、次回に再討議すべきである。もし依然として決定をくだすことができない場合は、その論争の状況を上級組織に報告し、決裁をおおぐべきである。

党員個人が党組織を代表して重要な主張を發表するさい、もしそれが党のすでおこなった決定の範囲をこえる場合には、所属する党組織がそれを討議にかけて決定するか、または上級の党組織の指示をおおがなければならない。いかなる黨員も、その職務の高低をとわず、個人で重大問題を決定してはならない。もし緊急状況のもとで個人が決定をくださなければならない場合には、事後すみやかに党組織に報告しなければならない。いかなる指導者であつても、個人が独断専行したり、個人を組織の上に君臨させたりすることは許されない。

第十七条 党の中央、地方と基層組織はすべて、かならず党の建設を重視し、党の宣伝活動、教育活動、組織活動、規律点検活動、大衆活動、統一戦線の活動などについてつねに討議、点検し、党内党外の思想・政治状況の検討に意をそそがなければならない。

第三章 党の中央組織

第十八条 党の全国代表大会は、五年ごとに一回ひらかれ、中央委員会がこれを招集する。中央委員会が必要と認めるか、あるいは三分の一以上の省段階の組織が要求を提出した場合、全国代表大会を繰り上げてひらくことができる。非常の場合をのぞき、繰り延べてひらくことはできない。

全国代表大会の代表の定数とその選出方法は、中央委員会によって決定される。

第十九条 党の全国代表大会の職権は、つぎのとおりである。

- (一) 中央委員会の報告を聴取し、審議する。
- (二) 中央顧問委員会、中央規律検査委員会の報告を聴取し、審議する。
- (三) 党の重大問題を討議し、決定する。
- (四) 党の規約を改正する。
- (五) 中央委員会を選出する。
- (六) 中央顧問委員会と中央規律検査委員会を選出する。

第二十条 党の中央委員会の任期は、毎期五年とする。もし全国代表大会が繰り上げ、もしくは繰り延べてひらかれた場合、その任期はそれに応じて変更される。中央委員会の委員と委員候補は、五年以上の党歴をもっていなければならない。中央委員会の委員と委員候補の定数は、全国代表大会がこれを定める。中央委員会の委員に欠員が生じた場合は、中央委員会の委員候補のなかから、得票数にもとづき順次これを補う。

中央委員会総会は、中央政治局によって招集され、毎年少なくとも一回ひらかれる。

中央委員会は、全国代表大会の閉会中、全国代表大会の決議を実行し、党の活動全般を指導し、対外的に中国共産党を代表する。

第二十一条 党の中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処と中央委員会総書記は、中央委員会総会がこれを選挙する。中央委員会総書記は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。

中央政治局とその常務委員会は、中央委員会総会の閉会中、中央委員会の職権を行使する。

中央書記処は、中央政治局とその常務委員会の指導のもとに、中央の日常活動を処理する。

中央委員会総書記は、中央政治局会議と中央政治局常務委員会会議を責任をもって招集し、また中央書記処の活動を主宰する。

党の中央軍事委員会の構成員は、中央委員会がこれを決定する。中央軍事委員会主席は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。

毎期の中央委員会によって選出された中央の指導機構および中央の指導者は、次期の中央委員会が新しい中央の指導機構および中央の指導者を選出するまでは、次期の全国代表大会の開会中においても、ひきつづき党の日常活動を主宰する。

第二十二条 党の中央顧問委員会は、中央委員会の政治面における助手であり、参謀である。中央顧問委員会の委員は、四十年以上の党歴をもち、党にしかるべき貢献をなし、豊富な指導活動の経験をそなえ、党内党外に

おいて信望が厚い者でなければならない。

中央顧問委員会の毎期の任期は、中央委員会と同じである。その常務委員会および主任、副主任は、中央顧問委員会総会が選出し、党の中央委員会に報告し、その承認を得る。中央顧問委員会の主任は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。中央顧問委員会の委員は、中央委員会総会に列席することができる。その副主任は、中央政治局総会に列席することができる。中央政治局が必要と認めた場合、中央顧問委員会の常務委員も中央政治局総会に列席することができる。

中央顧問委員会は、中央委員会の指導のもとに活動をすすめる。党の方針、政策の制定と実行について提案し、諮問をうける。中央委員会に協力して、一部の重要な問題を調査し、処理する。党内党外において、党の重要な方針、政策を宣伝する。また、中央委員会から委託されたその他の任務を担う。

第二十三条 中国人民解放軍の党組織は、中央委員会の指示にもとづいて活動をすすめる。中国人民解放軍総政治部は、中央軍事委員会の政治工作機関であり、軍隊における党の活動と政治活動の管理に責任をもつ。軍隊における党の組織の体制と機構は、中央軍事委員会がこれを規定する。

第四章 党の地方組織

第二十四条 党の省、自治区、直轄市、区を設けている市と自治州の代表大会は、五年ごとに一回ひらかれる。党の県（旗）、自治県、区を設けていない市と市の直轄区の代表大会は、三年ごとに一回ひらかれる。

党の地方各級代表大会は、同級の党委員会によって招集される。特殊な状況のもとでは、一級上の委員会の承認を経て、それを繰り上げ、もしくは繰り延べてひらくことができる。

党の地方各級代表大会の代表の定数とその選出方法は、同級の党委員会がこれを決定するとともに、一級上の党委員会に報告し、その承認を得る。

第二十五条 党の地方各級代表大会の職権は、つぎのとおりである。

- (一) 同級の委員会の報告を聴取し、審議する。
- (二) 同級の規律検査委員会の報告を聴取し、審議する。
- (三) 当該地区範囲内の重大問題を討議し、決議を採択する。
- (四) 同級の党の委員会を選出し、同級の党の規律検査委員会を選出し、上級の党の代表大会に出席する代表を選出する。

党の省、自治区、直轄市の代表大会は、同級の党の顧問委員会を選出し、その報告を聴取し、審議する。

第二十六条 党の省、自治区、直轄市、区を設けている市と自治州の委員会は、その任期を毎期五年とする。

これらの委員会の委員と委員候補は、五年以上の党歴をもっていなければならない。

党の県（旗）、自治県、区を設けていない市と市の直轄区の委員会は、その任期を毎期三年とする。これらの委員会の委員と委員候補は、三年以上の党歴をもっていなければならない。

もし党の地方各級代表大会が繰り上げ、もしくは繰り延べてひらかれた場合、その選出された委員会の任期は、それに応じて変更される。

党の地方各級委員会の委員と委員候補の定数は、それぞれ一級上の委員会がこれを定める。党の地方各級委員会の委員に欠員が生じた場合は、委員候補のなかから、得票数にもとづき順次これを補う。

党の地方各級委員会の総会は、毎年少なくとも一回ひらかれる。

党の地方各級委員会は、代表大会の閉会中、上級の党組織の指示と同級の党代表大会の決議を執行し、当該地方の活動を指導し、上級の党委員会に定期的に活動を報告する。

第二十七条 党の地方各級委員会の総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、上級の党委員会にそれぞれ報告してその承認を得る。党の地方各級常務委員会は、委員会総会の閉会中、委員会の職権を行使し、新しい常務委員会が選出されるまでは、次期の代表大会の閉会中においても、ひきつづき日常活動を主宰する。

第二十八条 党の省、自治区、直轄市の顧問委員会は、同級の党委員会の政治面における助手であり、参謀であつて、同級の党委員会の指導のもとに、本規約第二十二條の関連規定を参照して活動をすすめる。その成員の条件については、同級の党委員会が本規約第二十二條の関連規定を参照するとともに、当該地方の実際状況にもとづいて規定する。その毎期の任期は、同級の党委員会と同じである。

省、自治区、直轄市の顧問委員会の常務委員会および主任、副主任は、その総会が選出し、同級の党委員会の可決を経て、中央委員会に報告し、その承認を得る。その成員は、同級の党委員会総会に列席することができる。主任、副主任は同級の党の常務委員会の会議に列席することができる。

第二十九条 党の地区委員会および地区委員会に相当する組織は、いくつかの県、自治県、市の範囲における党の省、自治区委員会の派出した代表機関である。それは、省、自治区委員会の授けた権限にもとづいて、当該地区の活動を指導する。

第五章 党の基層組織

第三十条 工場、商店、学校、機関、町内、人民公社、合作社、農場、郷、鎮、人民解放軍の中隊およびその他の基層単位で、およそ正式の党員が三名以上いるところには、すべて党の基層組織をつくるべきである。

党の基層組織は、活動の必要と党員数に応じ、上級の党組織の承認を経て、党の基層委員会、総支部委員会、支部委員会をそれぞれ設ける。基層委員会は、党員大会もしくは代表大会によって選出され、総支部委員会および支部委員会は、党員大会によって選出される。

第三十一条 委員会を設けている基層組織の党員大会もしくは代表大会は、ふつう、毎年一回ひらかれる。総支部の党員大会は、ふつう、毎年二回ひらかれる。支部の党員大会は、ふつう、三カ月に一回ひらかれる。

基層委員会は、その任期を毎期三年とし、総支部委員会、支部委員会は、その任期を毎期二年とする。基層委員会、総支部委員会、支部委員会の選出した書記、副書記は、上級の党組織に報告し、その承認を得なければならぬ。

第三十二条 党の基層組織は、社会の基層組織における党の戦闘的なとりである。その基本的任務はつぎのとおりである。

(一) 党の路線、方針、政策を宣伝、実行し、党中央、上級組織ならびに当該組織の決議を宣伝、実行し、党員の前衛としての模範的役割を十分に發揮させ、党内党外の幹部と大衆を結集、組織して、当該部門の担うべき

任務の完遂に努力する。

(二) 党員を組織して、真剣にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学習し、党の基本知識と党の路線、方針、政策を学習し、科学、文化と業務を学習する。

(三) 党員にたいする教育、管理をおこない、党の組織生活を厳格にし、党員が確実に義務を履行し、規律を遵守するのを監督し、党員の権利が侵されないよう保障する。

(四) 大衆と密接に結びつき、党員と党の活動にたいする大衆の批判や意見につねに耳をかたむけ、大衆と専門家の知識および合理化提案を尊重し、大衆の正当な権利と利益をまもり、その物質・文化面の生活の改善に関心をよせ、援助をあたえ、大衆の思想・政治工作をりっぱにおこない、その自覚を高める。大衆のあいだの誤った意見とよくない気風にたいしては、妥当な方法でこれを是正しなければならず、大衆のあいだの矛盾にたいしては、これを適切に処理しなければならない。

(五) 党員と大衆の積極性と創意性を十分に発揮させ、かれらのうちの先進的人物および社会主義事業が必要とするその他の人材を発見し、かれらが活動を改善し革新と創造をおこなうよう激励し、支持する。

(六) 党員を吸収し、党費を徴収し、党員を審査、評定し、党員のうちの模範的事績を表彰し、党の規律をまもり、実行する。

(七) 批判と自己批判をくりひろげ、活動のなかでの欠点と誤りを摘発し、それを是正する。国家の法律・行政規律を厳格に遵守し、国家の財政経済規律と人事制度を厳格に遵守し、国家、集団と大衆の利益を侵さぬよう党員幹部とその他すべての公職要員を教育、監督する。当該部門の財務会計要員と法を執行するさまざまな専門

要員が法を執行する身でありながら法を犯すことのないよう監督するとともに、侵害、報復をうけることなく、法にもとづいて独自にその職権を行使することができるよう保証する。

(八) 党員と大衆にたいして、革命的警戒心を高めて反革命分子およびその他破壊分子の犯罪活動と断固闘争するよう教育する。

第三十三条 企業・事業体における党の基層委員会、および基層委員会を設けていない総支部委員会あるいは支部委員会は、当該部門の活動を指導する。これらの党の基層組織は、重大な原則的問題についての討議、決定をおこない、同時に、行政責任者が自己の職権を十分に行使できるよう保証すべきであって、その仕事を一手に代行してはならない。基層委員会の指導下にある総支部委員会と支部委員会は、特殊な状況を除き、もっぱら当該部門の生産任務と業務活動が的確に完遂できるよう保証と監督の役割を果たす。

各級の党・政府機関における党の基層組織は、当該部門の業務活動を指導しない。これらの基層組織は、行政責任者をふくむ党員一人ひとりの党の路線、方針、政策の貫徹、規律・法律の遵守、大衆との結びつき、および党員の思想、作風、道徳・品性などの面の状況について監督し、行政指導部が仕事を改善し、効率を上げ、官僚主義を克服するのを助けるとともに、機関の業務上の欠点や問題について知りえた内容を、行政責任者に通知するか、あるいは党の上級組織に報告すべきである。

第六章 党の幹部

第三十四条 党の幹部は党の事業の骨幹であり、人民の公僕である。党は、才徳兼備の原則にのっとり幹部

を抜擢し、任用は賢のみによることを堅持し、任用は縁故のみによることに反対し、また幹部隊列の革命化、若年化、知識化と専門化の実現に努めることが要求される。

党の幹部は、かならず党の育成・訓練をうけ、党の査察と考課をうけなければならない。

党は、女性幹部と少数民族幹部の育成、選抜を重視すべきである。

第三十五条 党の各級の指導的幹部は、かならず本規約第三条に規定された党員の義務の各箇条を模範的に履行するとともに、つぎの基本的条件をそなえていなければならない。

(一) マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の一定の理論的、政策的水準をそなえ、社会主義の道を堅持して、社会主義を破壊する敵対勢力とたたかい、党内党外のさまざまな誤った傾向とたたかうことができること。

(二) 自己の指導する活動のなかで、真剣に調査・研究をおこない、あくまで実際から出発し、党の路線、方針と政策を正しく実行すること。

(三) 旺盛な革命的使命感と政治的責任感を持ち、指導的活動の任にたえうる組織能力、文化教養水準および専門知識をそなえること。

(四) 民主的な作風をそなえ、大衆と密接なつながりをたもち、党の大衆路線を正しく実行し、党と大衆の批判と監督を意識的にうけいれ、官僚主義に反対すること。

(五) 自己の職権を正しく行使し、党と国家の制度を遵守、擁護し、職権の濫用、私利の追求といった、いかなる行為ともたかうこと。

(六) 党の原則を堅持する基礎のうえに、自己と異なった意見をもつ同志との団結をふくめて、広範な同志とつばに団結し、ともに仕事をおこなうこと。

第三十六条 党員幹部は、非党員幹部と協力して仕事をともにすることに長じ、かれらを尊重し、謙虚にその長所に学ばなければならない。

党の各級組織は真の才能と学問をそなえた非党員幹部を発見し、指導的地位に推薦することに長じ、かれらが職務に応じた権限をもち、その役割を十分に発揮することができるよう保証しなければならない。

第三十七条 党の各級の指導的幹部は、民主的選挙によって選出されたものであろうと、指導機関によって任命されたものであろうと、その職務はすべて終身的ではなく、これを異動もしくは罷免することができる。

年齢と健康状態のためひきつづき仕事を担任するのに適しない幹部は、国家の規定にもとづき、離職休養するか、もしくは退職休養すべきである。

第七章 党の規律

第三十八条 共産党員は、自覚をもって党の規律による拘束をうけなければならない。

党の規律に違反した党員にたいしては、党組織は、前の誤りを後のいましめとし、病をなおして人を救うという精神にもとづき、誤りの性質および情状の軽重に応じてこれを批判、教育し、ひいては規律処分につすべきである。

行政規律、国家の法律に背いた党員は、かならず行政機関または司法機関によって、行政規律または法律にもとづく処置をうけなければならない。ひどく刑法に違反した党員は、かならずこれを党から除名しなければならない。

ない。

第三十九条 党の規律処分には、警告、嚴重警告、党内職務の罷免と党外組織に建議しての党外職務の罷免、党籍を保留したうえでの觀察、除名という五つの種類がある。

党籍を保留したうえでの觀察の期間は、長くても二年をこえてはならない。党員は、党籍を保留したうえでの觀察の期間には、表決権、選挙権と被選挙権をもたない。党籍を保留したうえでの觀察を経てたしかに誤りを改めた党員には、党員としての権利を回復すべきであり、かたくなに誤りを改めない者は、除名すべきである。

除名は党内での最高の処分である。各級の党組織は、党員の除名を決定または承認する場合、関係ある資料と意見について全面的に検討し、きわめて慎重な態度をとるべきである。

党内では、党の規約、国家の法律に背くような手段を用いて党員に対処することを嚴禁し、打撃・報復をくわえたり、誣告し陥れたりすることを嚴禁する。これらの規定に違反した組織または個人は、かならず党の規律、国家の法律による追及をうけなければならない。

第四十条 党員にたいする規律処分は、かならず支部大会の討議、決定を経て、党の基層委員会に報告し、その承認を得なければならない。もし関連する問題が比較的に重要または複雑な場合、あるいは党員を除名の処分に付する場合、それぞれ異なった状況に応じて、県段階もしくは県段階以上の党の規律検査委員会に報告し、その審査、承認を得なければならない。特殊な状況のもとでは、県段階および県段階以上の各級の党委員会と規律検査委員会は、直接党員の規律処分を決定する権限をもつ。

党の中央委員会と地方各級委員会の委員、委員候補にたいして党内職務の罷免、党籍を保留したうえでの觀察、あるいは除名の処分に付する場合は、かならず本人の所屬する委員会の総会の三分の二以上の多数をもって決定しなければならない。地方各級委員会の委員および委員候補にたいする上述の処分は、かならず上級の党委員会の承認を経なければならない。

ひどく刑法に違反した中央委員会の委員、委員候補は、中央政治局がその除名を決定する。ひどく刑法に違反した地方各級委員会の委員、委員候補は、同級の委員会常務委員会がその除名を決定する。

第四十一条 党組織は、党員にたいする処分を決定おこなう場合、実事求是の態度で事実をはつきり調査すべきである。くわえられるべき処分の決定およびその根拠とする事実資料はかならず本人に明らかにし、本人の事情説明と弁明を聴取しなければならない。処分が決定されたあと、もし本人が不服であれば、訴願することができ、関係ある党組織はかならず責任をもってこれを処理するか、またはすみやかに転送しなければならない。これをにぎりつぶしてはならない。誤った意見と不当な要求を固執することがたしかかな者にたいしては、批判、教育を施すべきである。

第四十二条 党の規律を断固まもることは、すべての党組織の重要な責務である。党の規律をまもる面で党組織が職責を果たさない場合には、かならずこれを追及しなければならない。

党の規律にひどく違反しながら、みずからこれを是正できない党組織にたいしては、一級上の党委員会は、事実を調査、確認したのち、情状の重さに応じてその改組または解散を決定するとともに、さらに一級上の党委員会に報告し、その審査、承認を得て、正式に実行を宣告すべきである。

第八章 党の規律検査機関

第四十三条 党の中央規律検査委員会は、党の中央委員会の指導のもとに活動をおこなう。党の地方各級の規律検査委員会は、同級の党委員会および上級の規律検査委員会の二重指導のもとに活動をおこなう。

党の中央と地方各級の規律検査委員会の毎期の任期は、同級の党委員会と同じである。

党の中央規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、党の中央委員会に報告して、その承認を得る。党の地方各級の規律検査委員会総会は、常務委員会および書記、副書記を選出し、同級の党委員会で可決されたのち、上級の党委員会に報告し、その承認を得る。党の中央規律検査委員会の第一書記は、かならず中央政治局常務委員会の委員のなかから選出されなければならない。党の基層委員会に規律検査委員会を設けるか、それとも規律検査委員を設けるかは、その一級上の党組織が具体的な状況にもとづいて決定する。党の総支部委員会と支部委員会には、規律検査委員を設ける。

党の中央規律検査委員会は、活動の必要に応じて、中央段階の党と国家機関に党の規律検査組あるいは規律検査員を駐在させることができる。規律検査組組長あるいは規律検査員は、当該機関の党の指導組織の關係ある会議に列席することができる。その活動は、かならず当該機関の党の指導組織の支持をうけなければならない。

第四十四条 党の中央と地方各級の規律検査委員会のおもな任務は、党規約およびその他の重要な規則・制度をまもり、党委員会に協力して党風を整頓し、党の路線、方針、政策および決議の実行状況を点検することである。

中央と地方各級の規律検査委員会は、つねに黨員に規律遵守の教育を施し、党の規律をまもることについての決定をおこなわなければならない。党の規約・規律および国家の法律・法令に背く党組織と黨員の比較的重大もしくは複雑な案件を点検、処理し、これらの案件における黨員にたいする処分を決定または撤回しなければならない。黨員の告発と訴願を受理しなければならない。

中央と地方各級の規律検査委員会は、とくに重大もしくは複雑な案件の処理における問題点および処理の結果については、同級の党委員会に報告しなければならない。同時に、党の地方各級の規律検査委員会は、上級の規律検査委員会にこれを報告しなければならない。

中央規律検査委員会は、中央委員会の成員に党の規律に違反する行為があるのを発見した場合、中央委員会に告発することができる。中央委員会はただちにこれを受理すべきである。

第四十五条 上級の規律検査委員会は、下級の規律検査委員会の活動を点検する権限をもつとともに、下級の規律検査委員会が案件についておこなった決定を承認もしくは変更する権限をもつ。変更されるべき当該下級の規律検査委員会の決定が、もしすでにその同級の党委員会の承認を得ている場合、その変更は、かならず一級上の党委員会の承認を経なければならない。

党の地方各級の規律検査委員会は、同級の党委員会の案件処理の決定にたいして異議がある場合、一級上の規律検査委員会に再審査を求めることができる。もし同級の党委員会あるいはその成員に党の規律、国家の法律・法令に背く行為があることを発見し、同級の党委員会がこれを解決しないか、または正しく解決しない場合、上級の規律検査委員会に訴願を提出し、その処理について協力を求める権限をもつ。

第九章 党グループ

第四十六条 中央と地方の国家機関、人民団体、経済組織、文化組織あるいはその他の党外組織の指導機関には、党グループを設ける。党グループの任務は主として、責任をもって党の方針、政策の実現をはかり、非党員幹部と大衆を結集し、党と国家からあたえられた任務を完遂し、機関の党組織の活動を指導することである。

第四十七条 党グループの成員は、党グループの成立を承認した党委員会がこれを指名する。党グループには、書記、副書記を設ける。

党グループは、かならずその成立を承認した党委員会の指導に服従しなければならない。

第四十八条 所管の下級部門にたいし高度に集中した統一的指導をおこなう必要がある国家の諸部門において、党グループの職権、任務をどうするか、それらの部門の党グループを党委員会に改めるかどうかについては、中央が別にこれを規定する。

第十章 党と共産主義青年団との関係

第四十九条 中国共産主義青年団は、中国共産党が指導する先進的な青年の大衆組織であり、広範な青年が実践のなかで共産主義をまなぶ学校であり、党の助手および予備軍である。共産主義青年団中央委員会は、党中央委員会の指導をうける。共産主義青年団の地方各級の組織は、同級の党委員会の指導をうけるとともに、共産主義青年団の上級組織の指導をうける。

第五十条 党の各級委員会は、共産主義青年団にたいする指導を強化し、青年団の幹部の選抜と育成・訓練に注意をはらわなければならない。党は、青年団が広範な青年の特徴と必要に応じて生氣はつらつとして、創意性に富む活動をすすめることを断固支持し、青年団の突撃隊的役割および広範な青年をつなぐ懸け橋の役割を十分に発揮させなければならない。

青年団の県段階および県段階以下の各級委員会の書記、企業・事業体の青年団委員会の書記は、党員である場合、同級の党の委員会および常務委員会の会議に列席することができる。

中国共産党第十三回全国代表大会における 中央顧問委員会の活動報告

(一九八七年十月三十日)

ここに、中央顧問委員会の五年らしいの活動について、大会に次の報告をおこない、審議を求めることとする。

—

中央顧問委員会は、党の第十二回全国代表大会で成立した。大会で採択された党規約は、「党の中央顧問委員会は、中央委員会の政治面における助手であり、参謀であり」、「中央委員会の指導のもとに活動をすすめる、党の方針、政策の制定と実行について提案し、諮問をうける。中央委員会に協力して、一部の重要な問題を調査し、処理する。党内党外において、党の重要な方針、政策を宣伝する。また、中央委員会から委託されたその他の任務を担う」と規定している。党規約の定めた任務を達成するため、ここ五年間、中央顧問委員会の全委員はともに努力してきた。

五年らい、われわれは方針、政策の問題について、積極的に提案をおこなってきた。われわれは主として三つの方式で、国政の方針についての意見を発表した。一つは、中央顧問委員会委員が中央委員会総会に列席し、ま

た中央顧問委員会常務委員が中央政治局會議に列席して、一部の重要な政策決定の討議にちよくせつ加わったことである。もう一つは、中央の統一的な部署配置のもとに、一部の重要な政策の制定について、特別の討議をおこなったことである。農村の経済政策、整党の決定、経済体制改革の決定、第七次五年計画、精神文明建設の決議など、こうした重要文書を作成する過程で、中央顧問委員会委員はいずれも建設的な意見を提出している。

さらにもう一つは、方針、政策にかかわる問題について、定期的に集中して学習と討議をおこなったことである。北京在住の百名あまりの委員は支部ごとに、ふつう、半月一回の會議を開き、北京以外の四十名あまりの委員は地区ごとに組を分け、ふつう、半年一回の會議を開いた。委員はみな実際と結びつけて、党の十一期三中総いらいの正しい路線、方針、政策とその遂行過程で収めた大きな成果を十分に確認すると同時に、活動改善についての意見も積極的に提出した。

実状に合致した提案をおこなうため、委員たちは深く基層に入り、大衆路線をとり、多方面の調査、研究をおこなうとともに、三百篇に近い調査報告をまとめた。調査報告のなかには、中央ならびに関係方面にとって政策措置を決定するさいの参考となったものが少なくない。数名の委員はその生命の終焉にさいしても、なお党風整頓や活動改善について貴重な意見を残した。これは、党と人民の事業にたいする古参共產黨員の忠誠ゆるぎない確固とした党性を示すものである。

中央顧問委員会委員の提出した意見と提案は、総じて四つの基本原則と改革・開放の方針との全般的要求に合致しており、重要問題については、中央が集団でおこなった決定と一致している。

五年らい、われわれは中央から委託された重要な仕事を真剣に処理してきた。主としては二つの仕事で、一つは整党の指導活動に加わったこと、いま一つは機構の改革と指導グループの調整に加わったことである。この二つの仕事は、中央の指導者が主宰するか、中央の指名した中央顧問委員会の責任者が主宰するもので、いずれも多くの中央顧問委員会委員が参加している。

三年あまりの整党では、中央顧問委員会から三十九名の同志が中央整党活動指導委員会の指導的活動と委託された重要な活動に参加し、整党の任務達成のために、その責務を果たした。

機構の改革と幹部体制の改革では、中央の指示にしたがって、中央顧問委員会の多くの委員が中央、国家機関および省、自治区、直轄市における機構の簡素化、幹部の考課、人事の調整の仕事にたずさわって、中央の委託した任務を積極的かつ慎重に達成した。

五年らい、われわれは幅広い社会活動を展開して、党の方針、政策を宣伝してきた。われわれは、委員たちがそれぞれ一つの基層単位または大衆団体と関係をもつよう提唱すると同時に、また多方面にわたる活動を展開して、大衆との関係を強めた。

われわれは古い革命根拠地訪問の活動をおこなった。五十名あまりの委員が、かつて戦ったことのある地方を訪れ、苦難の時代に生死をともしした幹部や大衆をたずねて、党の配慮をもたらし、党の政策を宣伝し、大衆の切実な要求を理解し、反映した。

われわれは、離職休養の古参幹部にたいする慰問活動をおこなった。われわれは中央組織部、解放軍総政治部と共同で迎春茶話会を二度おこない、離職休養の高齢の同志数千名をまねいて、第一線から退いた旧い戦士全員に党中央の配慮と激励を伝えた。

われわれは青年教育の活動をおこなった。「一二・九」運動五十周年の前夜、「一二・九」運動に参加したとのある古参の同志をまねいて、首都の大学の代表百二十名あまりと三日間にわたる座談会をひらき、二つの世代の間の相互理解を深め、安定・団結の局面を大切にするのがきわめて重要である点について認識を高めた。一部の委員はまた時おり大学へ出かけて、意見と要求を聴取し、革命的伝統について講演している。

委員たちはまたしばしば重要な記念行事に参加して、党の光栄ある闘争の歴史や革命の先駆者にたいする追憶と尊敬の情をあらわしている。

五年らい、われわれは大量の文章と著述を発表した。委員たちの書いた数百篇にのぼる記念論文や回想記は古い世代の革命家の歴史的功績や亡き戦友の大きな貢献をたたえており、幾千万字にのぼる党史関係、学術関係の著述には力作も少なくない。貴重な史料や重要な経験を書き残しておくことは、後の世代にとって、歴史の教訓を学ぶうえに実質的な意義をもっている。

五年らい、われわれは中央顧問委員会自身の建設を強化してきた。一年三ヵ月にわたる整党では、中央顧問委員会の大多数の委員がその全過程に参加して、真剣に自己批判をおこない、批判をくりひろげ、かなりよい効果あげた。党の組織生活では、気づいたことは何でも言い、言うかぎりは言い残すことがないという態度で、みな十分に民主を発揚した。同時に、団結を強める仕事を多くやるよう気をくばった。「文化大革命」をふくめ、これまで残されてきた一部の問題については、前むきの姿勢で正しく対処し、処理するよう提唱した。誤った言論を発表して、社会的によくない影響をおよぼした個々の同志にたいしては、思想の面からはっきりさせ、同志と団結するために、忍耐づよく批判し、援助した。

一九八五年にひらかれた党の全国代表会議の期間、中央顧問委員会は組織の面で局部的な調整をおこなった。高齢で、身体の弱い三十六名の同志から、中央顧問委員会のポストにこれ以上つかないという申請が連名で出され、同意された。同時に、中央顧問委員会委員に五十六名が追加選出されたが、その大部分は中央委員のポストをもちや担当しないことになった年輩の同志である。このことは、党の最高指導機構における新旧幹部の交替を速めるのに役立つ。

なお、十数名の委員が第一線の指導的ポストで最後の責務を果たすと同時に、中央顧問委員会の活動にも積極的に参加していることにもふれておかなければならない。

五年らい、三十三名の同志があいついで世を去った。それは、徐立清、孫治方、張仲良、李任之、馮基平、譚震林、李成芳、粟裕、賈庭三、粟又文、成仿吾、李維漢、尹林平、王新亭、劉俊秀、許世友、袁任遠、馮鉉、奎璧、甘渭漢、楊尚奎、任白戈、吳亮平、范式人、唐亮、陳漫遠、鍾漢華、韋傑、吳克華、張啓竜、張令彬、饒斌、李頤伯の諸同志である。これらの同志は、長期の革命闘争でめざましい功績を立てたばかりでなく、その生涯の最後の時期にも、党から与えられた任務を遂行して、中央顧問委員会の仕事をりっぱにやりとげるため、心身ともに全力をかたむけた。中央顧問委員会の全同志はこれらの同志を心から追憶するものである。

二

顧問委員会を設置したことは、わが党の始めての試みである。顧問委員会というこの過渡的な組織が、現時点におけるわが国とわが党の実状に合致し、幹部体制改革の要請と幹部の隊列の実状に合致していること、これは

五年らしいの実践によって立証されている。

わが党には長期にわたる闘争の歴史があるので、半世紀をこえる革命と建設の過程で、多人数にのぼる確固とした幹部の隊列が形成され、長期の試練を経た多くの同志が輩出している。状況の違いに応じて、指導幹部の新旧交替をいかに順調になしとげるか、これは全局にかかわる大きな問題である。これまでの貢献がかなり大きく、経験もわりあい豊かな古参幹部について、これらの幹部が適時に第一線から退き、優秀な青壮年幹部を指導グループへ送り込めるようにするとともに、これらの古参幹部が第二線への移行の段階で、党と国家と社会の政治面で役割を發揮できるようにするには、いったい、どのような方式をとればよいか。わが党の歴史には、まだこの面の経験がなかったが、党の第十二回全国代表大会では、中央と省段階に顧問委員会を設置することが決定された。これは、わが党が現実に立脚して選択したこれまでに見られない組織形態である。

この決定がまったく正しかったことは、事実があますところなく立証している。顧問委員会というこの組織形態を通じて、一部の古参幹部が中央と省段階の指導的ポストからわりあい順調に、妥当な形で退いたことは、この二つの段階の指導グループの若年化を直接に推進した。同時に、党と人民の利益から出発したこの部分の古参同志の模範的行動は、退職年齢を超えながらも在職していた全国幾百万の幹部がぞくぞくと仕事のポストから退くよう促し、この点からも各級指導グループの若年化と幹部の隊列の若年化を推進した。党と国家のメカニズムの活力を増し、党と国家の政策の継続性、安定性を保つものにも有利なら、指導職の終身制を逐次廃止し、退職職を逐次樹立するのにも有利なこの規定は、われわれのこの世代において成立させることができたのである。顧問委員会の活動を通じて、この部分の古参同志の経験を組織的に運用し、党の事業にたいするその参謀としての役

割を發揮させること、これは党の方針、政策を実施し、新しく活動の局面を切り開くうえでも、また新旧幹部の団結、古参幹部の団結をふくむ全幹部の団結を強め、その協力を深めるうえでも、たいへん有益なことである。全幹部の団結は全党の団結、全社会の安定・団結の巨大な凝集力である。そして、全党、全人民の確固とした団結は、わが党の指導する偉大な事業が勝利を収めるもつとも根本的な政治的前提なのである。

三

中央顧問委員会の活動がある程度の成果をあげたこと、これは基本的な面であるが、同時に、考慮の至らなかつた、不十分だったところもある。中央顧問委員会の活動を立派にやりとげるには、次のいくつかの点について注意を払うべきであると考える。

中央委員会の指導のもとで活動するという方針を堅持すること。中央顧問委員会には、経歴のある、声望の高い古参の同志がおおぜい集まっているので、われわれが正しい態度で、適切に活動すれば、党中央の統一指導と全党の団結を守るうえで積極的な役割を果たすことができる。

党中央は中央顧問委員会の活動にたいする指導を非常に重視している。中央顧問委員会第一回総会における鄧小平同志の重要な講話は、この委員会の活動の方向と任務と基本的方法をさらに明確に指し示した。その後もなく、中央は中央顧問委員会の活動報告を聴取したさい、党規約の定める任務を具体化して、この委員会の經常活動の分野を拡大した。中央はさらに中央顧問委員会の活動について何度も指示をおこない、各部門、各地区は中央顧問委員会委員からの状況報告や提案を重視し、中央顧問委員会委員が一部の重要な政治活動に参加する場

合には十分な配慮をするよう要求した。これらすべては、中央顧問委員会の活動にたいする配慮と支持である。われわれは最初から、自分たちの分限をよくわきまえ、みずからすすんで中央の指導をおおぎ、中央の統一な部署配置に密着して活動するよう心がけてきた。第一線を退いた以上、あるていど現実から離れてもよいが、重大な原則問題に関する言動には、そのつど政治的影響と社会的効果に注意しなければならない——委員たちはつねにそう励まし合ってきた。このように慎重に事にあたったため、中央顧問委員会の役割は正しく発揮されたのである。

新しい指導グループを支持すること。五年らい、中央顧問委員会は、中央指導機構とその執務機構の活動を全力あげて支持することを、一貫して自己の最も重要な責務と見なしてきた。同時に、委員たちは各自の所在部門、所在地区において、その新しい局面を切り開こうとしている新しい指導グループの努力を積極的に支持してきた。新しいグループにたいする支持とは、おもに大きな面について、側面から提案することである。このさい、正しい見方や妥当な意見は提起すべきだが、あくまでも新しいグループの参考にとどめるべきである。一部の問題について、新しい指導グループが顧問委員会の同志にゆだねた方がよいと考えた場合には、よろこんで引きさうけるべきである。

古参の同志が身をもって範を示すことは、新しいグループを支持する重要な方式である。青壮年幹部が後を継ぐ場合には、革命闘争の方向を堅持するという勇敢な精神の後を継ぐことが最も重要である。この基本的な面で、中央顧問委員会の委員たちは自分自身の實際行動を通じ、新しい歴史的条件と結びつけて、党の要請する役割を果たすべく心がけてきた。年若い幹部のためによい作風を確立することも大切である。理論を實際と結びつ

けること、大衆と緊密に結びつくこと、批判と自己批判をくりひろげること、これがわが党の一貫して提唱するすぐれた作風である。

新しい指導グループの仕事にたいしては、支持はするが、干渉してはならない。この関係はかならずうまく処理する必要がある。委員たちにとって、新しくポストについた幹部は自分のかつての部下である場合が多い。自分たちはすでにそのポストにはいないが、影響力はまだ残っている。もしいつまでも気が許せず、思いきってゆだねることもせず、さらにはその仕事に干渉するようなことがあれば、若い幹部の成長に役立たず、党の組織原則にも合致しないということ、このことを委員たちは知っている。のみならず、若い幹部には、学ぶべき点がたくさんあることも見ておかなければならない。ここ五年間、中央顧問委員会の同志たちと関係部門、関係地方、主として自分が指導職にっていた部門、地方との関係は協調的であった。もちろん、地区と部門によっては、新しい指導グループの仕事に干渉するという状況がわずかながら発生し、新しいグループがやりにくくなったところもあるが、ちよつと指摘するとすぐ是正されたのは、結構なことであった。

理論・政策の学習と調査・研究を心がけること。中央顧問委員会の委員たちはマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の学習をつづけること、党の十一期三中総以来の重要文書と中央の主要な指導者の重要な談話、著作の学習をつづけることをわりあい重視している。学習のなかでは、理論を實際と結びつけることを真剣に提唱している。学習を通じて、委員たちは正しい政治方向の把握と現実問題研究の能力を高めた。

委員たちはまた、実践から学び、大衆から学ぶことをわりあい重視している。大多数の同志は毎年一、二ヵ月、下部に行つて、建設と改革・開放の大衆の実践のなから養分を吸収することができるが、これは新しい状

況を理解し、新しい問題を考え、新しい経験を総括するのに役立つ。われわれの同志のなかには、大衆が解決を切望しているいくつかの実際問題について、積極的に方法を見つけ出すよう援助した者も少なくない。およそ大衆に役立つことなら、たとえ問題が「小さく」ても、全力をつくすのである。

「少なきを宜^よとして、多きを宜^よとせず、虚を宜^よとして、実を宜^よとせず、力に応じておこない、力を尽くして為す」という活動方針を實行すること。これは積極的で、しかも確実な方針である。顧問委員会はたしかに多くの仕事をやることができる。委員たちは長いあいだ指導の仕事をしてきたので、正反両面の豊かな経験を積んでおり、これは党と人民にとって経験の宝庫の一構成部分である。中央は、これらの同志が大きな問題について援助し、考慮するよう希望している。大多数の委員は、その健康状態からみても、まだある程度の仕事を引きうけることはできる。しかし、顧問委員会は何といつても過渡的な組織である。顧問としての地位にあるからには、事務をとることからある程度、手を引いた方がよい。委員たちは何といつてもすでに高齢であり、仕事は力にに応じてやるよりほかはないのである。

この方針の二つの面については、これまでも気をつけてきた。だが、もう少しりっぱにやれるかも知れない。

四

わが党はいま新旧交替の重要な歴史的時期にある。顧問委員会は、歴史の与えた重要な使命をたゆむことなく果たしていかなければならない。今後の活動は、これまでどおり党の基本路線にしっかりと密着して、政治上の参謀、または助手としての役割を十分に発揮することである。

経済建設を中心としながら、四つの基本原則を堅持し、改革、開放を堅持するという総方針は、社会主義の初級段階における党の基本路線の主な内容である。顧問委員会のあらゆる活動は、調査研究、経験総括、提案の提出、諮問への答申、さらには一部重要問題の処理への協力など、そのいずれを問わず、党の基本路線の精神を全面的に貫徹しなければならない。それでこそ、政治上の参謀、または助手としての役割をしっかりと果たすことができるのである。われわれプロレタリア革命政党は、ゆらい、旧きをとりぞき、新しきをうち立てることを自己の責務としており、最終的な奮闘目標は共産主義を實現することにある。顧問委員会の同志たちはみな、旧中国をくつがえして、新中国を建設するという、わが党の指導する偉大な変革にみずから参加してきた。いま、われわれは第一線の指導的ポストから退いており、これまで慣れ親しんできた状況には日進月歩の変化が生じ、新しい事物が次つぎと生まれている。われわれは新しい歴史的時期にあつて、時代の要請する偉大な変革の精神を発揚し、つねに改革、開放に関心を寄せ、情熱をこめて改革、開放を支持し、時代錯誤の古びた伝統的観点をすすんで捨て去り、新しい思想、新しい眼光によって新しい事物を観察し、新しい問題を研究することに長じ、全党の同志とともに、「左」と右の両面からの攪乱を排除し、経済体制の改革と政治体制の改革をたえず深めなければならぬ。

指導グループと幹部の隊列の若年化をさらにすすめること、これは政治体制の面でひきつづき遂行しなければならぬことも重要な改革である。中央は、この大きな問題に顧問委員会がつねに関心を寄せるよう期待している。われわれは、中央と省段階の指導グループの若い同志が勇敢に重責を担い、その才能を発揮するよう、これを大いに支持すべきである。古参の同志たちが退くのは、われわれの事業の後継者をそだてるためである。退

くこと、この行為自身が力強い支持ではあるが、退いたあとも強く支持しなければならず、そうしてこそ初心を
つらぬいたと言えるのである。われわれは党の配置にもとづいて、才徳兼備の青壮年幹部を後継者として抜てき
する仕事にひきつづき協力しなければならない。顧問委員会のメンバーには変化もあるが、これは新旧の交替を
うながし、顧問委員会の使命をなしとげるうえで、欠くことのできない段取りである。党中央の要請にもとづい
て、顧問委員会自身の局部的調査を適時におこなわなければならない。

改革・開放の新しい情勢、新しい環境は、党をきびしく統制するという原則を堅持して、党建設を新しいレベ
ルに引きあげること、これまで以上に強く求めている。いま、党の思想建設、組織建設、作風建設において
も、党の指導体制、幹部体制の改革においても、新しい重要課題が数多く提起されており、より掘り下げた研究
と解決が待たれている。顧問委員会の同志は党生活の長期にわたる試練を経ているので、党建設の面で積極的
に意見を出し、協力するのは当然のことである。顧問委員会の全メンバーは党規約の執行、党風の刷新、党規律の
厳守の面で模範となり、党規約にそむき、党風をみだし、党規律に反する行為と闘争をつづけなければならない
い。われわれは古参の共產黨員および黨員指導幹部としての模範的な行動によって、党のすぐれた伝統を全党、
全社会におしひろめ、社会主義精神文明建設の大きな力となり、人民大衆が心を一つにして四つの現代化の大事
業をすすめるよう、これを鼓舞激励する大きな力とならなければならない。

中国の特色をもつ社会主義を建設するとなれば、任務は重く、道のりも遠い。重要な問題は、学習することに
ある。われわれは生命あるかぎり、学びつづけなければならない。いま、学ぶべきものはたくさんある。新しい
知識の学習、わけても改革・開放についての新知識の学習を重視し、われわれの思想を急速に発展する情勢に追

いつかせなければならない。同時に、当面の政治、経済、社会、文化の実践としっかり結びつけて、マルクス・
レーニン主義と毛沢東思想を学習し、理論水準を高めなければならない。こうしてこそ、活動における原則性と
予見性を強め、過去と現在の経験を正しく総括し、実事求是を旨とする党の思想路線を意識的に守り、われわれ
の偉大な任務をよりよく達成することができるのである。

党の第十三回全国代表大会はかならずやわが党の歴史におけるいま一つの重要な里程碑となるに違いない。わ
れわれは、趙紫陽同志が中央委員会を代表して大会でおこなった報告を全面的に支持する。大会で明確にされた
党の基本路線と提起された戦略的任務にみちびかれ、鼓舞激励されて、全党と全国人民はかならずや党中央の指
導のもとに、自力更生、刻苦奮闘、勤儉建国の精神を発揚し、改革の大事業と四つの現代化の壮大な目標の成功
をめざし、また富強・民主・文明の現代化した社会主義国の建設をめざして、より強力な、より成果のめざまし
い闘争をすすめることであろう。顧問委員会の同志たちはこれまでと同様、積極的にその力をささげるであ
らう。

中国共産党第十三回全国代表大会の 中央顧問委員会活動報告にかんする決議

(一九八七年十一月一日)

中国共産党第十三回全国代表大会は、中央顧問委員会の活動報告を承認する。五年らい、中央顧問委員会は重要な仕事をおこなってきた。大会はこれに満足の意を表する。

大会は、中央顧問委員会が党規約の要求に応じて、中央委員会の政治面における参謀および助手としての役割を發揮することにひきつづき努力し、党の基本路線の導きのもとに、経済体制の改革と政治体制の改革を促進し、指導グループと幹部隊列の若年化を促進して、われわれのこの偉大なマルクス主義政党的建設、中国の特色をもつ社会主義の建設のために奮闘するよう、希望する。

中国共産党第十三回全国代表大会における 中央規律検査委員会の活動報告

(一九八七年十月三十日)

今期の中央規律検査委員会は、党の第十二回全国代表大会で選出された。ここに、五年らしいの活動について、党の第十三回全国代表大会に次の報告をおこない、審議を求めることとする。

党の十一期三中総は、マルクス主義の思想路線、政治路線、組織路線を再確立して、「文化大革命」の誤りを是正し、党と国家の活動の重点を社会主義現代化建設に移した。党の十一期三中総くらい、党中央は正常な政治生活と活動秩序を回復した。また、「左」の思想を系統的に一掃し、多くの冤罪・でっちあげ・誤判の事件について名誉回復をおこない、各級の指導グループを整頓した。党の多くの優れた中堅分子が活動を再開し、「四人組」の残党ともいうべき政治勢力は基本的に一掃された。党は思想面、政治面で団結と統一を実現した。このように党と国家の様相が大いに変わったため、われわれの規律検査活動には良好な政治的環境が作り出された。とはいえ、われわれは依然として困難にみちた任務に直面している。党が権力を握っているばあい黨員の思想に生じる恐れのある問題について、かねてから多くの同志が正しい認識に欠けていたため、また「四人組」による破壊のほか、新しい情勢のもとで資本主義の腐敗した思想と封建的残渣の思想が党をむしばんでいるため、党内

の思想、組織、作風の不純という問題はかなりきわだつたものになっている。党内に不正の風潮がはびこっているため、党と大衆との関係はひどく損なわれ、党組織の戦闘力は弱まっている。こうした基本的情勢から出発して、陳雲同志は、「党の中央規律検査委員会の基本任務は、党の規約を守り、党風を整頓することにある」、「権力の座にある党の党風の問題は、党の死活にかかわる問題である」と述べている。中央規律検査委員会は党風刷新を中心とする活動の指導方針を確立し、党の綱領、原則に違反する党内のあらゆる誤った行為と闘ってきた。

十一期三中総以後、再建された党の規律検査機関は、すぐ党中央の統一的な部署配置にしたがって、混乱收拾と党風刷新の活動に全力をあげた。「文化大革命」で転倒された党内の是非の関係を是正するため、中央規律検査委員会と各級規律検査委員会は大きな力をふりむけて、林彪、江青ら二つの反革命集団の事件とこの二つの事件の関係者にたいする調査活動に参加し、また康生、謝富治ら両名の重大な犯罪行為を調査し、中央の承認を経て、かれらの除名を決定した。われわれはまた、劉少奇、潘漢年、瞿秋白といった諸同志の問題について再調査をおこない、中央の承認を経て、名譽回復と是非糾明の結論を出した。「文化大革命」が党の組織建設、思想建設、作風建設にもたらした混乱を一掃するため、中央規律検査委員会は中央組織部と共同で「党内の政治生活にかんする若干の準則」を起草するほか、「準則」の精神にもとづいて、党風毀損、党規律違反の一部重大事件を厳しく処理した。一九八二年の春、経済分野の重大犯罪行為に制裁を与える中央の緊急通知が出されていらい、中央規律検査委員会と各級規律検査委員会はただちにこの闘争に全力を投入して、改革と開放の障害を除去した。前期の中央規律検査委員会は混乱收拾、党風刷新の面に大きな成果をあげて、党の十一期三中総の路線を断

固貫徹するうえで重要な役割を果たし、今期の中央規律検査委員会の活動のために立派な基礎をきずいた。

五年來の主要な活動

五年らい、中央規律検査委員会と各級の党の規律検査機関は、党の十二回大会で規定された規律検査活動の諸任務の完遂につとめ、主として次のような活動をおこなった。

一、党内の不正の風潮を是正した。

五年らい、中央規律検査委員会は、党の優れた伝統と三大作風の回復、発揚を大いに提唱すると同時に、党内における不正の風潮の是正に努め、また公安・司法部門と協力して法規・規律違反行為を摘発、処理し、社会のよくない風潮を是正してきた。広範な大衆が強い不満を抱いている不正の風潮にたいしては、各級規律検査機関はそれぞれの時期の傾向性のある問題をとらえて、一つずつ処理し、是正する方法をとった。学生の募集、従業員の採用、幹部の抜てき、出国、農村戸籍の都市戸籍への変更、住宅の建築、分配などについては、権力を濫用して私利をはかるとか、公金によって供応・贈答をおこなうとか、公金を湯水のように使うといった不正の風潮がみられるほか、その他の面でも森林乱伐、職務怠慢、収賄汚職といった法規違反、規律違反の行為が多いので、われわれはこれらを真剣に調査、処理した。また、中央の指摘した指導機関の作風における六つの重大問題については全力をあげて、その処理と是正につとめた。このほか、関係部門と協力して、各業種特有の不正の風潮をも是正した。

中央が整党の決定をおこなっていらい、各級規律検査機関は整党の全過程に積極的に参加して、党風の整頓と

党規律の引き締めのために多くの仕事をした。

鄧小平同志は、「精神文明の建設に力を入れ、党风と社会の風潮の好転に力を入れること、このためには具体的な事件から手をつけなければならない」、「高級幹部の子弟であればあるほど、高級幹部であればあるほど、また、有名人であればあるほど、こうした人物の法規違反事件は緊急に捜査、処理し、しっかり典型をつかまなければならない」と指摘している。数年らい、中央規律検査委員会と各級規律検査機関は大量の法規違反事件を調査、処理した。一九八二年から一九八六年まで、規律違反の党員六十五万四千一人を処分したが、そのうち除名されたものは十五万九千三百三十五人である。一九八五年と一九八六年には、省クラスと軍クラスの幹部七十四人、地区党委員会と師団クラスの幹部六百三十五人を処分した。周而复が渉外規律にたいする重大な違反行為を犯した事件、もと吉林省党委員会常務委員で、その宣伝部長でもあった徐吉征が犯罪者庇護の誤りを犯した事件、もと安徽省党委員会常務委員で、その秘書長でもあった洪清源の収賄事件、もと江西省党委員会副書記で、省長でもあった倪猷策が腐敗、墮落して法規、規律に違反した事件、もと中共中央委員で、国家民用航空局局長でもあった沈図が渉外規律にはなだしく違反し、権力を濫用して私利をはかった事件、もと林業部党グループ書記で、部長でもあった楊鍾が重大な官僚主義の誤りを犯した事件など、こうした事件については、いずれも厳しく調査、処理したので、党の内外にかなり大きな反響を呼んでいる。

二、党の方針、政策の遂行状況を点検した。

五年らい、中央規律検査委員会と各級規律検査機関は、一部の党組織や党員幹部が活動のさい党の方針、政策にそむいた問題について、その点検に意をそそいできた。たとえば、ある時期、一部の党・政府機関や党・政府

幹部の間に商業経営・企業設立のブームが起こったことがあり、一部の部門や単位に報奨金や現物濫発の傾向が生じたことがある。これについては、各級規律検査機関がいち早く点検、是正した。たとえば、山東省成武県党委員会の指導グループには深刻な不正行為があり、党の方針、政策を正しく遂行することができなかった。中央規律検査委員会と山東省規律検査委員会は点検のさい、これに気づくと、省党委員会に提案して、県の指導グループの組織変えをおこなわせた。一九八五年、中央規律検査委員会は海南島の自動車輸入・転売事件にたいする厳しい調査と処理に乗り出し、海南島建設についての党中央の方針と指示に違反した海南行政区党委員会とその主な責任者の重大な誤りを点検、是正した。中央規律検査委員会はこの問題について広東省党委員会に手紙を出し、広東省党委員会もこの経験、教訓を総括したので、これは海南島と広東省の改革、開放を健全な方向に発展させたばかりでなく、全国の一部の地区にも積極的な影響を与えた。中央規律検査委員会はまた、福建省晋江、河北省承德などの地区でニセの薬品や粗悪な薬品を製造、販売している問題についても、厳しい調査、処理をおこなった。われわれは晋江地区党委員会と行政公署の党グループに公開状を出すとともに、ニセの薬品や粗悪な薬品、ニセの製品や粗悪な製品の製造、販売を阻止する問題について、各級党委員会に手紙を出した。これは、全国的にニセの製品や粗悪な製品にたいする調査・処理活動を推進し、一部経済部門の誤った経営方向を是正するうえで、一定の役割を果たした。

三、四つの基本原則を守り、党の政治規律を強めた。

五年らい、中央規律検査委員会は四つの基本原則堅持と党の政治規律強化を重要任務としており、改革と開放を妨害する「左」の誤りと闘うかたわら、社会主義制度を否定し、資本主義制度を主張するブルジョア自由化と

も断固たたかっていた。一九八三年、鄧小平同志が党の十二期二中総において、思想戦線では精神汚染を許さないという重要演説をおこなっていらひ、中央規律検査委員会と各級規律検査機関は断固この方針を貫徹して、この面の状況をいち早く中央と各級党委員会に報告した。ブルジョア自由化思潮の氾濫にかんがみ、中央規律検査委員会は四つの基本原則の堅持と貫徹のために、「共產黨員の党規律厳守についての通知」を出した。この通知は、ブルジョア自由化の思想と行為は党規約の総綱に違反し、政治規律にも違反するもので、黨員と黨員幹部はみな党の政治規律を順守しなければならない、と強調している。今年のはじめ、政治規律違反の誤りを犯した王若望、方勵之、劉寶雁を党から除名した。

四、社会主義経済体制の改革を保証し、促進した。

一九八四年、わが国では、都市を重点とする経済体制改革を遂次くりひろげた。中央規律検査委員会は、改革を支持し保証するという方針と原則を明確に提起し、「規律検査活動を強化して、経済体制改革の順調な進展を保証する」決議をおこない、規律検査関係の広範な幹部が改革の仕事に深くかわり、改革の妨害を排除するよう、呼びかけた。改革と開放がいつそう発展する情勢のもとで、陳雲同志は、「党の各級規律検査部門は改革を妨害、破壊する人物や事件にたいして断固反対し、断固是正するだけでなく、さらに規律検査活動を改革促進の重要な力にしなければならない」と指摘している。数年らひ、中央規律検査委員会は全国党風刷新活動経験交流会、沿海開放地区規律検査活動座談会などを開いて、党風の刷新に力を入れ、改革を促進し、社会主義の物質文明建設と精神文明建設との双方に力を入れるというこの経験の交流と普及をはかり、一部の地区が規律検査活動を改革促進の重要な力にしているその典型的経験をつきつきと通報してきた。これは、各級規律検査機関が改革

を規律検査活動の面から保証、促進するうえに良い効果をあげている。

改革の過程では、一部の地方と部門に、規程・制度は改革し、権力は下部へおろすという精神を覆きらがえたため、「党の規律はゆるめるべきだ」などという誤った思想が生まれ、なかには規律検査機関は改革の足手まといだという言論まで現われるにいたった。いち早くこの問題に気づいた中央規律検査委員会は、一九八四年の八月、九月に省・直轄市・自治区規律検査活動座談会を開いて、党風刷新を改革、開放、活性化と対立させる誤った認識を是正した。また、規律検査機関が改革を支持するには、党の政策にそむいて、改革措置を破壊し、法規に違反するような黨員にたいし、厳正に規律を執行するとともに、黨員にたいする党性強化教育につとめるべきである、と明確に指摘した。このように、党の規律はゆるめることができなければかりか、改革の旗じるしをかかげて、改革のすきにつけ込み、私利をはかるような黨員幹部の違法活動は断固調査、処理しなければならぬ。同年十月に開かれた中央規律検査委員会第四回総会の席上、陳雲同志は、「規律検査活動においては、新しい状況を研究し、新しい状況に適應すべきである。党性の原則と党規律については、ゆるめる、というような問題は存在しない。りっぱな党風がなければ、改革もうまくゆかない。共產党は地下工作の時期であれ、権力を握った時期であれ、いかなる場合にも党の規律を堅持しなければならない」と指摘している。各級の党委員会と規律検査委員会は会議の精神を貫徹して、誤った思想による攪乱を排除し、確固として改革を支持し、促進した。一九八六年の春、党の内外にまたもや規律検査活動を改革と対立させる誤った観点が現われた。中央規律検査委員会はただちに批判と是正をおこない、大胆に改革し、大胆に模索する同志と部門にたいしては、断固援助をあたえる一方、改革の模索の過程で生じる誤りや偏向にたいしては、これを是正しなければならない、そうし

てこそ改革を健全に発展させることができる、と指摘した。

五、重大な経済犯罪活動に制裁を与えた。

わが党が活動の重点を社会主義経済建設に移し、改革と開放の政策を実行していろいろ、社会的生産力は急速に高まり、国民経済は力づくよく発展したが、同時に経済の分野に重大な犯罪活動もはびこりはじめた。一九八二年、中央が経済分野の重大犯罪活動に制裁を与える緊急通知を出していろいろ、中央規律検査委員会と各級規律検査委員会は、命をうけて中央と各級党委員会の指導するこの闘争の事務機構となった。これらの規律検査委員会はただちに全力をあげて関係諸部門と緊密に協力し、密輸・密売、贈賄・收賄、投機詐欺、横領・窃盗などの重大犯罪分子に厳しい懲罰をくわえた。一九八三年九月、中央規律検査委員会は重大な経済犯罪活動に制裁をくわえる全国活動会議を開いて、もしも経済犯罪活動に制裁をくわえれば改革と開放が妨げられるという誤った思想を是正し、活動のなかの弱点を克服し、摘発と制裁の力を強めた。中央規律検査委員会は中央政法委員会と共同で「重大な経済犯罪分子を厳罰に処することについての意見」（すなわち「十カ条」）を下部へおろし、状況の複雑さに応じた若干の政策的限界を規定して、闘争を深く展開させた。一九八二年二月から一九八六年七月末まで、重大な経済犯罪活動に制裁をくわえる過程で、党規律の処分を受けた党員は全国で六万七千六百十三人、そのうち除名されたものは二万五千五百九十八人かをかぞえる。重大な経済犯罪活動にたいする制裁が大きな勝利を収めたこと——これは、改革と開放の政策を貫徹し、幹部と大衆の改革意欲を保護し、党員、大衆の法意識を強め、資本主義の腐敗した思想の侵食に抵抗するその力を強めるうえで、積極的な役割を果たした。

六、大量の投書、陳情を処理し、大衆に監督の役割を發揮させた。

ここ数年、各級の規律検査機関は党員や大衆の投書、陳情を、党が大衆と結びつき、状況を理解し、大衆の監督を受けるための重要なパイプと見なし、この重要なパイプを通じて、党の政策の執行過程で現われた問題、党風の面に存在する問題を発見し、党員の一部規律違反事件の手掛りや情報を入力してきた。重大事件の手掛りは投書、陳情によって得られる場合が少なくないし、高級幹部を含む指導幹部の規律違反問題も大衆の投書、陳情によって摘発される場合が多い。数年らしいの統計によると、投書、陳情で提供された情報は、ほとんどが事実、あるいは部分的に事実であって、事実でない情報を提供したものは少なく、いつわりの情報や中傷を事としたものはごく少数である。投書、陳情を真剣に処理して、規律検査機関のこの面での情報収集の役割を發揮することは、規律検査活動の効果をあげる重要な条件となるということ、このことは、事実が物語っている。

党風を刷新して、党内の不正の風潮を是正しようとする仕事は、党の十一期三中総いろいろ、年を追って進展をみる。党風の主流はよい。党中央の思想路線、政治路線、組織路線はまったく正しい。数年らしい、党中央の指導のもとに、党の各級指導グループは整頓され、党組織の活力、戦闘力は強くなっている。大多数の党員はよい党員で、一部の党員の不正の風潮は全党の注目を引いており、いま、不正の風潮に反対して、それを是正しようとする全党の決意は大いに強まり、全党で党風に力を入れる局面が初歩的に形成されている。したがって、党風の刷新に悲観的な、自信のない観点は誤りである。もちろん、党内における不正の風潮はいまなお深刻であり、ひどい場合にはここかしこで起伏をくり返し、いちど是正してもまたもや頭をもたげてくる。一部の地区、部門、単位の指導部は党内における不正の風潮の重大性、危険性についてしかるべき認識に欠け、一部の重大な不正の風潮をいちはやく阻止または是正できないでいる。なお、「文化大革命」によって一部の党員にもたらされた思

想的影響がまだ完全には一掃されていないうえ、対外開放のあと、資本主義の腐敗した思想が入りこんでくることも避けがたいため、党内で党性の鍛練に欠けた党員、幹部がさまざまな誤った思想にむしばまれ、ここからさまざまな不正の風潮が生じているという点にも、目をむけるべきである。したがって、党風刷新の活動は長期的なものであり、堅忍不拔の努力を必要とする。

五年間の活動の主な経験と教訓

五年らい、党の規律検査活動は成果をあげたが、欠点や不備な点も少なくない。たとえば、規律の執行があまり厳正でなく、妨害を排除する努力も不十分である。事件の処理と結びつけて、党性、党風、党規律の教育をする点でも十分でない。主な経験と教訓はつぎのとおりである。

一、全党は、党が権力を握っているばあい、党員の思想面に生じる恐れのある問題を重視し、党性についての教育を強めるべきである。

わが党は、以前、戦争と白色テロの環境におかれていた。これは、客観的にいって、われわれの党組織と党員にたいするきびしい試練であり、無形の監督でもあった。当時は、いったん入党すると、誠心誠意、革命の理想のために刻苦奮闘し、いついかなる場合にも自分の命をささげる心が必要であった。だから、当時、入党する党員は大部分が思想、作風ともわりあいよく、それだけに党の戦闘力も強かったのである。しかし、党が全国で権力を握るようになると、党の地位には根本的な変化が生じた。入党すれば、権力を手にできると考え、利己的な人生観をいだいて入党する者も一部たしかにいる。それは、レーニンが『新党員採用の条件について』の

なかで、「政府党への加入が、たいへんな魅力である」と指摘しているとおりである。一方、過酷な環境で奮闘してきた古参党員、古参幹部のなかにも、かつては困難の試練、生死の試練に耐えぬいてきたのに、いまや党が権力を握るようになると、「権勢」、「称賛」、「名利」といった試練に耐えられず、次第に思想のむしばまれてくる者が一部生まれてきている。党員のなかに生じる恐れのあるこうした思想の変化と誤った行為については、党の七期中中総と八回大会で、すでに指摘し、くりかえし強調しているが、長い間、十分に認識されるにはいたらなかった。とくに「文化大革命」が党の体質をひどく破壊したうえ、改革と開放という条件のもとで資本主義の腐敗した思想が入りこんできたため、党性の原則にそむく誤った認識や思想、作風がはびこりだしている。

数年らい、各級の規律検査機関はいく千、いく万にのぼる不正事件を処理した。しかし、前述したとおり、それはいたるところで起伏をくり返し、いちど是正してもまたもや頭をもたげてくる。いったい、その原因はどこにあるのだろうか、深く考えさせられないわけにはいかない。われわれの見るところ、さまざまな不正の風潮を生み出す原因は多方面にわたる。だが、党員幹部の思想意識から言えば、権力を濫用して私利をはかることを主要形態とする深刻な個人主義、党と人民にたいして無責任きわまる深刻な官僚主義、党規律など念頭になく、命令しても実行せず、禁止しても中止しようとしないう自由主義、これらがさまざまな不正の風潮と法規違反、規律違反の行為を生み出す根本原因である。思想・意識のありようで、行為のありようも変わってくるのだ。行為だけを問題にしても、不正の風潮を根本的に抑止することはできない。思想、作風を改めるといふこの根本点から手をつけなければ、不正にはしる一部党員の誤った行為を是正することは不可能である。われわれは多年の実践

のなかから、ひとつの重要な経験、教訓を引き出した。党が権力を握っている条件のもとでは、党性の教育を強め、党の思想政治工作を強めることが、権力を握っている党にとって、党風建設の最も主要な課題であり、党風刷新の急務でもあるということ、これがその経験、教訓である。各級規律検査機関は、規律違反事件を調査、処理する機構であるばかりでなく、同時に党の思想、作風を確立する重要部門でもある。

党中央が一再ならず指摘しているように、党内の不正の風潮を是正するには、規程・制度を制定して、これを厳守しなければならない。規程・制度が不健全なら、統一した規範、統一した是非の基準、統一した行為の拘束力もありえない。社会主義現代化建設を促進するにも、党風と社会の風潮を是正するにも、制度はきわめて重要である。党の思想政治工作や党性、党風、党規律の教育は、制度の正しい実施を保證することができ、両者は統一したものである。厳しい規程・制度を黨員の行為の規範とするには、党性の教育によってこれを保證しなければならない。思想、作風が誤っているなら、制度で防いでも、規程・制度の間隙につけこむ者がやはり出てくる。要するに、厳しい規程・制度の確立、整備を重視すると同時に、権力を握っているばあい、黨員の思想に生じる恐れのある問題を重視し、一貫して党性教育に力を入れ、黨員の誤った思想意識を正さなければならない。こうしてこそはじめて、さまざまな不正の風潮を根本的に正すことができるのである。これは、規律検査機関が数年の活動で獲得した深い認識であるばかりか、全党の同志が熟考、重視すべき経験、教訓でもある。

二、規律検査活動は新しい情勢に即応して、改革を支持、促進しなければならない。

これまでの五年間、中央規律検査委員会と各級規律検査機関は、改革のために障害をとりのぞき、改革と開放の過程で誤った傾向を是正し、党規律の厳肅性を守ることによって、規律検査活動を改革と開放に役立たせてき

た。近年、各級の規律検査機関は、「規律検査活動を改革促進の重要な力にしなければならない」という、陳雲同志の強調する重要原則にもとづいて、大量の調査・研究と模索・探究をおこない、改革を支持、促進する諸経験を総括してきた。

党の規律検査機関は、新たな情勢の要請に即応しなければならない。われわれの体験によると、規律検査活動で改革を支持、促進するには、党の基本路線とさまざまな方針、政策を断固まもりとおさなければならない。党の方針、政策を断固貫徹して、改革に積極的に取りくむ同志にたいしては、これを旗幟鮮明に支持し、保護しなければならない。決してその積極性を傷つけてはならない。改革の過程で失策をするとか、欠点や不十分なところがある場合には、いちはやく経験、教訓の総括を助け、誤りや失策を改めるよう心から励まさなければならない。改革の旗じるしをかかげて、改革を破壊し、私利をはかるような人物や問題については、断固反対し、断固是正しなければならない。

三、党をきびしく統制するには、党規律を引きしめなければならない。

改革と開放の過程で党の指導的役割を保持するには、党をきびしく統制し、党規律の厳肅性を守らなければならない。少なからぬ地区や単位では、規律がたるみ、規律の執行がゆるやかすぎる。一部の地方では、規律違反の現象に無原則に妥協し、放任して取り合わず、たとえ調査、処理するにしても大きな問題を小さく扱い、いいかげんにお茶をにごし、ひどい場合には放任し、庇護することさえある。また、一部の幹部は規律の觀念にとほしく、民主集中制にそむいて、重大問題も個人で勝手にきめるため、国に重大な損失をもたらす事故が時おり起こっている。規律がたるみ、黨員の規律の觀念がとほしいため、一部の腐敗現象を強力に除去することができな

い。党が権力を握り、また改革と開放をすすめている条件のもとでは、わけても党規律の厳肅性を強調し、規律の前にはだれもが平等であることを強調して、規律のたるんだ状況を断固あらため、腐敗分子を断固一掃することが必要である。さもなければ、党の純潔性がおびやかされ、党と大衆の関係、党の戦闘力が破壊されることとならう。

党規律を引きしめるうえで何よりも大切なのは、党の政治規律をきびしく執行することである。言いかえれば、党員の言行は党の路線、方針、政策に合致していなければならず、党員は党の基本路線を執行し、一つの内心と二つの基本点を堅持しなければならない。これは党の政治規律である。「左」の誤りに反対し、ブルジョア自由化に反対してきたここ数年らしい闘争は、党の政治規律ひきしめの重要性を十分に示している。党員のなかには、党の政治規律を無視し、新聞、雑誌や公開の場で四つの基本原則と改革、開放の総方針を否定する誤った言論を勝手放題に発表する者もいる。こうした誤った言論を自由にはん濫させるなら、安定・団結の政治的局面を維持することができず、全党が政治面で党中央と一致することも保証できなくなる。

四、党風を刷新するには、党内の民主を発揚し、党内の監督を強化しなければならない。

いま、一部の党組織は党内の民主的生活がまだ不健全であり、一部の指導グループや指導幹部は民主的作風が不十分で、自己批判もしなければ、他人からの批判や援助も受けつけない。党内で民主を実行することには、それ自体、党内の監督をおこなうという意味もふくまれている。ところが、実際には、党内の監督、なによりもまず党員の指導幹部にたいする監督が、一部の党組織ではうまくおこなわれていない。党内の民主的生活が不正常なら、官僚主義と独断専行がはびこり、権力を濫用して私利をはかるなどの弊風が放任されやすくなるのは必至

である。したがって、党内の民主的生活についての諸制度を健全化して、これを実施するよう強調し、広範な党員が自己の民主的権利と監督の権利を行使できるよう保証しなければならない。

批判と自己批判をくりひろげることは、党内の監督の主な方式であり、わが党が団結、強化、統一を維持するための強力な武器でもある。党内の民主的生活においては、党組織と党員指導幹部の思想、作風を經常的な点検の内容とし、批判と自己批判を通じて党内の監督をおこなうよう強調しなければならない。党委員会内部の指導メンバーの間に正常な民主的生活があるだけでなく、一般党員にも、党のどのクラスの指導者にたいしてであれ、批判をおこない、意見をだす権利がある。党内の監督を通じ、批判と自己批判を通じて、党の活力は強まるのである。

五、全党が党風に力をいれることは、党風建設のカギである。

党風の建設は、権力の座にある時期の党建設の重要な一構成部分である。党風の刷新は、党の規律検査部門の任務であるばかりでなく、各級党組織と全共産党員にとっても重要な問題であり、全党がこれに力をいれなければならない。これは、長期にわたって解決されなかった問題であり、早急に解決しなければならぬ問題でもある。一九八六年、党中央は中央機関幹部大会を開いて、不正の風潮に急ブレーキをかけるよう呼びかけ、全党の上下から非常に重視された。このため、全党で具体的な措置がとられ、さまざまな成果を収めたが、なかでも最も重要な、第一の成果は、これによって全党が党風に力をいれ、党風刷新の活動が面目を一新するにいたったことである。この成果と経験が物語っているように、党風の刷新に力をいれるには、規律検査機関が規律違反事件を調査、処理するだけでは不十分で、党の各級組織がみな力をいれなければならない。全党が党風の刷新に力

をいれるという状況をひきつづき定着、発展させてこそ、党内の腐敗現象を強力にとりのぞき、不正の風潮の生まれてくる間隙をふさぎ、すぐれた党風を確立し、発揚することができるのである。

全党が党風に力をいれるには、指導機関と指導幹部がみずから模範をしめすことがカギである。つまり、党・政・軍の各級指導機関と党員指導幹部が自らをきびしく律して、率先して党の規律を守り、不正の風潮にさからうばかりでなく、勇気をもって党風刷新の重責を担わなければならない。指導機関と指導幹部がらっぱな模範を示して、党風の問題を真に党の生死存亡にかかわる問題として取りくみ、着実な、効果のある措置を取りさえすれば、党風と社会の風潮はかならず好転するにちがいない。

今後の規律検査活動についての提案

党の第十三回全国代表大会は、わが党の歴史におけるきわめて重要な会議である。今大会は、わが国の社会主義がまだ初級段階にあることを示し、党の基本路線の重要な内容が一つの中心、二つの基本点であることをいっそう明確にし、全党にたいして経済体制改革深化の要求を提起し、政治体制改革推進の青写真を提示した。この偉大な歴史的任務を達成するには、党が改革と開放の過程で自分自身の建設を強めることが要求される。党建設の問題は、党の政治路線と緊密に結びついている。新たな時期における党の諸活動は、党の基本路線の貫徹を保証しなければならぬ。党をきびしく統制し、党規律をきびしく引き締めて、党が権力の座にある時期の試練、改革と開放の試練に耐えられるようにしなければならない。今後五年間、党の規律検査活動はこの指導思想にもとづいておこない、新たな時期における党の規律検査活動を新たな水準に引き上げなければならない。

一、規律検査活動を改革促進の重要な力にすること。

改革と開放は史上かつてみない創造的な事業であって、一部の具体的な政策、規定を一挙に完全なものにすることは不可能であり、思想認識の正しくない者が間隙にもぐり込んでくることも避けるのはむずかしい。改革と開放の過程では、ブルジョアジーの腐敗した思想もすかさず入り込んでくるので、腐食にたいする闘争がいつそ複雑になっている。わけても党内にかねてから見られる「左」の弊害が深くかつ広く根を張っているため、党政の未分、権力の過度の集中といった諸問題を解決する任務はまことに困難である。同時に、党が権力を握っている条件のもとでは、一部の党員幹部のあいだに誤った思想、作風が依然として残っている。したがって、各級の党組織と各級の規律検査機関は、改革の間隙につけ込んで、改革への抵抗と破壊をくわだてる規律違反事件を断固調査、処理し、改革を妨げ、脅かす障害を断固排除して、改革の順調な進展を保証するばかりでなく、改革に役立つ新しい経験をたえず総括し、改革のなかから生まれてくる新しい事物を積極的におしひろめて、規律検査活動が改革促進の重要な力になるよう努力しなければならない。

二、党政分離の原則を実施して、党風と党規律の建設に全力をあげることに。

党政分離の実施は、党の規律検査活動自体の改革に新しい課題を提起している。党の規律検査活動と政府の監察活動が切り離されたのち、国家の法体系が日ましにととのい、政府の監察部門が日ごとに確立してくると、各級規律検査委員会は党規約を守ることによってその力を集中して、党規律の保持と党風刷新の活動をりっぱにすめることができるようになり、規律検査機関は党の思想建設、作風建設を強化する重要な部門となる。

党政分離の後にも、党の規律検査活動は軽減するわけではない。党規約に規定された規律検査機関の三つの主

要任務、すなわち党規約とその他の重要な規程・制度を守ること、党委員会に協力して党風を整頓すること、党の路線、方針、政策、決議の遂行状況を点検すること——これは依然として党の規律検査機関の主要な職責である。このことから、規律検査機関の幹部は、思想政治水準をさらに高め、党の規律検査活動をいっそう効果的にすすめることが要請される。

三、党員にたいする党性の教育を強化すること。

改革と開放の過程においては、党内の腐食に反対する闘争は避けられない。したがって、党員にたいし党性、党風、党規律についての教育をほどこすことはきわめて重要となる。各級の党委員会と規律検査委員会は、党性の教育強化と党員の政治思想面の資質向上を、党風の刷新、党内のさまざまな不正の風潮一掃の基本的な措置としなければならない。正反両面の典型をえらび、わけても普遍的な教育的意義のある典型的な事例をつかんで、目的意識の明確な、生きいきとした教育をおこなわなければならない。

党性の教育をおこなうと同時に、各業種は社会主義精神文明の建設と結びつけて、それぞれの職業道德基準を制定し、何をなすべきか、何をなすべきでないかについて、具体的な規定を設けなければならない。まず第一に、党員が自覚的にこれを順守し、広範な従業員大衆の模範となるよう要求される。規律検査機関は、党性の教育を職業道德の建設と結びつけ、党風の刷新を各業種の不正の風潮の是正と結びつけて、党風と社会の風潮の好転を促進しなければならない。

四、党の規律を引きしめ、党のきびしい統制を堅持すること。

改革と開放の新しい情勢によって、党をきびしく統制するという任務がいっそうきわだってきた。全般的にいって、わが党は、党内の腐敗現象を一掃する力が十分にあり、改革と開放の試練に耐えることもできるが、一部党員のなかには腐敗思想の侵食と誘惑に負け、腐敗、変質する者も出ている。このため、全党は党性教育の強化を重視することも必要なら、また党の規律を引きしめて、党のきびしい統制を堅持し、建設と改革のなかで腐食に反対することも必要である。各級の党委員会と規律検査委員会は、党規律の引きしめを、党をきびしく統制する大問題としてつかみ、一部党組織の軟弱で、規律のたるんだ、規律執行の厳正でない状況を改めなければならない。腐敗分子や「三種の人間」は、断固除名しなければならない。姑息な態度で妥協してはならない。同時に、広範な党員にたいしては、經常的な規律教育をほどこし、党員の規律觀念を強めなければならない。

五、党生活を健全化し、民主的監督を強化すること。

政治体制の改革を実施すれば、わが党内にきびしい監督制度が樹立されよう。党の各級組織は、党規約と『党内の政治生活についての若干の準則』の規定と要求にもとづいて、党の組織生活会制度、県以上の党委員会指導幹部の二重生活会制度、幹部の民主評議制度および大衆の投書・陳情制度を確立、整備し、党員の一人ひとり、わけても責任ある党員幹部が自覚的に、党規律の制約をうけ、党組織と党員大衆の監督をうけ、真剣に批判と自己批判をおこなうようにしなければならない。

各級の規律検査機関は、上級の規律検査委員会および同級の党委員会の指導と監督のもとに置かれ、また大衆の監督を受けなければならない。同時に、規律検査機関は検査と監督の職責行使を保証されなければならない。地方の各級規律検査機関は、主として同クラスの党員指導幹部が党の路線、方針、政策をどのように実行しているか、その思想、作風などにどのような問題があるかを検査し、監督する。上級の規律検査委員会は、下級の党

委員会の政治生活や思想作風などの状況についても直接に検査し、理解しなければならない。上部と下部を結びつけ、党内と党外を結びつけた、下から上への全党的な民主的監督を通じて、わが党を、思想の統一した、規律の厳正な、確固とした戦闘力をもつ組織に確実に築きあげようではないか。

六、規律検査の隊列の建設を強化すること。

党の規律検査活動にたいする指導を強め、規律検査の隊列をりっぱに建設することは、党建設の一環である。新しい情勢のもとで、党の規律検査機関に党の路線の貫徹を保証させ、改革を支持し促進する役割を十分に発揮させるには、当面、規律検査幹部の政治面、業務面での資質をさらに向上させ、各級の規律検査機構を強化しなければならぬ。各級の規律検査委員会書記は、同級の党委員会常務委員会会議に出席すべきである。各級の党委員会は、作風が正しく、思想水準もわりあい高い幹部を選んで、規律検査の隊列を強化すべきであり、法と規律に違反する行為や不正の風潮と敢然とたたかう規律検査幹部を支持し、保護しなければならない。

規律検査機関は、政治体制の改革にさいし、規律検査活動の実際情況と結びつけて、改革についての意見、方案を検討、提出し、自己の組織面、思想面、作風面での建設をたえず強化し、規律検査機関を実務能力のすぐれた、能率の高い機構に築きあげなければならない。規律検査幹部の研修を計画的におこなない、広範な規律検査幹部の政策水準、思想水準、理論水準、活動水準を向上させなければならない。各級の規律検査委員会とすべての規律検査幹部は、新しい情勢に即応して、調査・研究をすすめ、党風刷新のためと、規律検査活動を新たな水準に引き上げるために、奮闘努力しなければならない。

中国共産党第十三回全国代表大会の

中央規律検査委員会活動報告にかんする決議

(一九八七年十一月一日)

中国共産党第十三回全国代表大会は、中央規律検査委員会の活動報告を承認する。

中央規律検査委員会は、党の第十二回全国代表大会らしい、多くの仕事をおこない、党の建設に重要な役割を果たしてきた。

大会は、中央および地方の各級規律検査委員会が党規約の規定と大会の承認した第十二回中央委員会の報告にもとづいて、規律検査活動をいっそう立派におこなうよう、要求する。

各級党委員会は党の規律検査活動にたいする指導を強め、党員にたいする党性、党規律についての教育を強め、党をきびしく統制し、改革と開放の過程で党の建設を強めるために奮闘しなければならない。

中国共産党第十三期中央委員会委員名簿

(計百七十五名)

(排列は姓の中国簡略文字筆順による)

丁関根	丁衡高	于永波(満州族)	于洪恩	万里	万紹芬(女)
王濤	王海	王蒙	王群	王丙乾	王漢斌
王任重	王兆国	王忍之	王茂林	王朝文(ミャオ族)	王森浩
王瑞林	毛致用	尹克昇	艾知生	ブヘ(布赫 蒙古族)	盧榮景
葉選平	田紀雲	史玉孝	白立忱(回族)		
イスマイル・アイマツト(司馬義・艾買提)	ウイグル族	邢崇智	呂培倫	朱訓	
朱光	朱良	朱光亜	喬石	伍紹祖	伍精華(イー族)
任建新	華国鋒	全樹仁	ドジュツアイラン(多吉才讓)	チベット族	劉正威
劉安元	劉振華	劉精松	関広富(満州族)	江沢民	許士傑
阮崇武	孫維本	芮杏文	李鵬	李九竜	李子奇
李立功	李旭閣	李際均	李沢民	李貴鮮	李根深
李乾元	李夢華	李瑞環	李錫銘	李新良	李德洙(朝鮮族)
					李鉄映

楊正午 (トゥチャ族)	楊白水	楊汝岱	楊析綵	楊尚昆	楊泰芳
楊靜仁 (回族)	楊德中	吳文英 (女)	吳官正	吳學謙	吳蔚然
何東昌	何竹康	鄒家華	沈達人	沈祖倫	宋平
宋漢良	宋德福	遲浩田	張壽	張仲先	張勃興
陸懋曾	陳玉英 (女)	陳光毅	陳希同	陳俊生	陳輝光
林若	林麗韞 (女)	羅干	周光召	周衣水	周克玉
房維中	趙東宛	趙先順	趙宗勳	趙南起 (朝鮮族)	趙紫陽
趙富林	郝建秀 (女)	胡平	胡啓立	胡錦濤	胡耀邦
侯宗賢	姜春雲	姜洪泉	姚依林	賀敬之	秦仲達
ラグデ (熱地)	チベット族)	袁偉民	聶奎聚	聶璧初	賈春旺
顧金池	錢正英 (女)	錢永昌	錢李仁	錢其琛	顧秀蓮 (女)
テムル・ダワマド (鉄木爾・達瓦買提)	ウイグル族)	倪志福	徐惠滋	高狄	高狄
高煥昌	郭振乾	郭超人	朗大忠 (タイ族)	戚元靖	崔乃夫
閻明復	梁步庭	梁棟材	尉健行	彭冲	董繼昌
蔣民寬	韓培信	程維高	傅全有	普朝柱	温家宝
謝希德 (女)	雷鳴球	鮑彤	蔡誠	廖暉	熊清泉
サイフジン・アイズエ (賽福鼎・艾則孜)	ウイグル族)	薛駒	魏金山		

中国共産党第十三期中央委員会委員候補名簿

(計百十名)

(排列は得票数順による)

王越豊 (リー族)	ゲサンドシエ (格桑多傑)	チベット族)	王越豊 (リー族)	ケウム・パウドン (克尤木・巴吾東)	ウイグル族)	馬玉海 (回族)	タンツェン (丹增)	チベット族)
張連忠	陳明義	羅尚才 (プイ族)	羅尚才 (プイ族)	姜志傑	馬玉海 (回族)	馬恩忠 (回族)	カザフ族)	李振潛
王志武	劉国光	何道泉	陳敏章	姜燮生	趙國臣	馬恩忠 (回族)	楊国梁	
鄒競蒙	高鎮寧	王洛林	張立昌	趙國臣	葛洪昇	傅錫壽	尹俊 (ペー族)	
葉連松	張万年	陳素芝 (女)	滿州族)	鄭華	賀國強	梁光烈	錢紹均	
周紹勳	劉方仁	楊永良	陳世俊	賀國強	孫同川	宋克達	趙炳耀	
盧功勳	劉国範	劉鴻儒	周玉書	林殿才	孫文盛	張恩卿	陳玉傑 (女)	
王忠禹	彭功閣	朱開軒	何光遠	孫同川	孫文盛	張恩卿		
栗寿山	劉玉潔 (女)	孫家正	李淑鐸 (女)	林殿才	孫文盛	張恩卿		
錢樹根	曾憲林	于振武	史大楨	吳邦國	張恩卿			
和志強 (ナシー族)	徐世群	丁廷楨	欒恩傑 (滿州族)	張恩卿				沙健孫 (回族)

陳至立(女)	顧伝訓	曾慶存	バトゥパーゲン(巴圖巴根 蒙古族)	廖文海(女)
劉毅	李慧芬(女)	韓叙	齊懷遠	李嵐清
鄧鴻勳	汪家鏐(女)	高德占	劉榮惠	趙延年(回族)
張方欣	董占林	朱鎔基	李森茂	任鉄
桂世鏞	邢至康(女)	胡笑雲	固輝	白恩培
趙地(女)	馬忠臣	喬宗淮	袁俊	何其宗
黃菊				尹長民(女)
				黎明
				張彥仲
				吳儀(女)
				金鑾(滿州族)
				孫奇
				陳邦柱
				周文元

中央顧問委員会委員名簿

(計二百名)

(排列は姓の中国簡略文字筆画順による)

于光遠	于明濤	万海峰	馬興元	馬国瑞	王平	王芳
王林	王謙	王磊	王一平	王子綱	王從吾	王六生
王世泰	王幼平	王誠漢	王首道	王鶴壽	ティエンパオ(天宝 チベット族)	
韋純束(チワン族)		尤太忠	鄧力群	文敏生	方強	孔石泉
白如水	白棟材	馮文彬	馮紀新	成鈞	呂東	朱雲謙
朱穆之	ティンマオ(廷懋 蒙古族)	喬曉光	喬紀新	伍修權	任仲夷	任質斌
向守志	劉傑	劉震	劉田夫	劉華清	劉志堅	劉軫連
劉明輝	劉建章	劉復之	劉景範	劉道生	劉瀾濤	江華(ヤオ族)
江一真	江擁輝	江渭清	池必卿	安平生	安志文	許家屯
孫大光	嚴政	蘇毅然	杜平	杜義德	杜星垣	杜潤生
李昌(トウチャ族)		李銳	李一氓	李力安	李豐平	李化民
李東治	李慶偉	李運昌	李啓明	李葆華	李登瀛	李德生
李耀文	楊易辰	楊秀山	楊得志	蕭克	蕭全夫	蕭望東

吳 德	吳富善	曠伏兆	余秋里	汪 鋒	汪東興	汪道涵
宋 黎	宋任窮	宋時輪	張 策	張 震	張才千	張邦英
張達志	張光年	張廷堯	張秀山	張勁夫	張愛萍	張銜秀
張曙光	陸定一	陳 雲	陳 彬	陳 雷	陳仁洪	陳丕顯
陳偉達	陳国棟	陳野苹	陳錫聯	陳璞如	武 衡	林乎加
歐陽山	羅玉川	羅青長	羅貴波	金 明	周 林	周 惠
周子健	周仁傑	周世忠	周建南	鄭天翔	鄭維山	項 南
趙蒼壁	趙辛初	趙武成	趙健民	榮高棠	胡立教	胡喬木
鍾子雲	段君毅	饒守坤	賀 彪	賀晋年	袁昇平	袁宝華
耿 騰	聶鳳智	夏世厚	顧卓新	錢信忠	鐵 瑛	徐 信
高 揚	高厚良	郭 峰	郭洪濤	姬鵬飛	黃 華	黃 鎮
黃羅斌	黃新廷	梅 益	曹 瑛	曹里懷	常黎夫	崔月犁
康世恩	閻達開	梁必業	彭嘉慶	彭德清	蔣南翔	韓天石
韓寧夫	韓念菴	惠浴宇	覃心機(チワン族)	程子華	程子華	程世才
傅崇碧	焦若愚	魯大東	曾 生	曾 志(女)	謝振華	強曉初
雍文瀾	廖志高	譚友林	譚啓龍	譚善和	薄一波	霍士廉
穆 青(回族)	戴蘇理					

中央規律検査委員会委員名簿

(計六十九名)

(排列は姓の中国簡略文字筆画順による)

丁鳳英(女)	馬啓新(回族)	馬鉄軍(回族)	王占昌	王言昌	王宗春	王曉光
王維澄	王德瑛	韋成棟(チワン族)	云世英(蒙古族)			
パサン(巴桑)	女 チベット族)	石 庚	白石	馮芝茂	呂 楓	
呂紹堂	朱治宏	喬 石	ドバ(多巴)	チベット族)	劉友法	劉漢楨
劉麗英(女)	齊中堂	許鳴真	孫彤輝(女)	李正亭	李堯棠	李春亭
李煥政	李德明	楊敏之	蕭洪達	汪文風	張 明	張丁華
張伯祥	張序登	張定鴻	陳達之	陳作霖	陳法文	武長友
林開欽	林英海	羅進新	羅運通(チワン族)	ゲルラトゥ	孟志元	項 華(女)
趙興元	趙保星	荀友明	侯 穎			
賈 軍	顧雲飛	徐 青	徐文伯	高 姿	郭林祥	黃繼述
曹芃生	曹慶汎	曹克明	彭 鋼(女)	彭珮雲(女)	董範圍(女)	傅 傑
謝 勇						

〔付録一〕

中国共産党第十三回全国代表大会主席団名簿

(計百八十七名)

(中国共産党第十三回全国代表大会予備
會議で一九八七年十月二十四日に採択)

(排列は姓の中国簡略文字筆順による)

丁 闕根	于 洪恩	万 里	万 紹芬(女)	万 海峰	習 仲勳	馬 文瑞
王 平	王 偉	王 芳	王 濤	王 海	王 蒙	王 群
王 震	王 丙乾	王 漢斌	王 兆国	王 任重	王 忍之	王 誠漢
王 首道	王 恩茂	王 鶴寿	韋 純東(チワン族)	韋 国清(チワン族)		
尤 太忠	毛 致用	ウランフ(烏蘭夫 蒙古族)	方 毅	尹 克昇	鄧 力群	
鄧 小平	鄧 穎超(女)	艾 知生	ブヘ(布赫 蒙古族)	葉 飛	葉 如棠	
田 紀雲	白 立忱(回族)	イスマイル・アイマツト(司馬義・艾買提 ウイグル族)	邢 崇智	喬 石		
呂 東	呂 正操	呂 培儉	朱 訓	朱 光	朱 良	

伍紹祖	伍修權	伍精華(イー族)	向守志	全樹仁
トジュツアイラン(多吉才讓)	チベツト族	劉毅	劉立封	劉華清
劉瀾濤	閔広富(滿州族)	江華(ヤオ族)	李鵬	江沢民
許家屯	孫維本	芮杏文	杜潤生	李一氓
李子奇	李立功	李先念	李宣化	李貴鮮
李緒鄂	李瑞環	李錫銘	李德生	李耀文
楊汝岱	楊析綜	楊易辰	楊尚昆	李耀文
蕭克	吳文英(女)	吳學謙	何康	楊泰芳
鄒瑜	鄒家華	汪鋒	沈達人	何東昌
宋任窮	宋時輪	宋德福	遲浩田	宋平
張愛萍	張軾英(女)	陸定一	陳雲	張震
陳希同	陳俊生	陳敏章	陳輝光	陳丕顯
林麗韞(女)	羅干	周光召	周紹鏞	陳慕華(女)
趙紫陽	郝建秀(女)	胡繩	胡喬木	鄭天翔
段君毅	洪学智	姚依林	秦仲達	胡啓立
莫文祥	賈春旺	錢正英(女)	錢永昌	秦基偉
テムル・ダワマド(鉄木爾・達瓦買提)	ウイグル族	倪志福	徐向前	耿飜
			高揚	譚榮臻
				錢学森
				張勁夫
				陳再道
				張勳夫
				宋健
				宋漢良
				谷牧
				張勳興
				陳光毅
				林若
				趙東宛
				胡耀邦
				陳慕華(女)
				鄭拓彬
				胡錦濤
				胡啓立
				秦基偉
				錢李仁
				倪志福

高狄	高德占	郭林祥	姬鵬飛	黃華	黃鎮	黃火青
戚元靖	崔乃夫	康世恩	康克清(女)	閻明復	梁步庭	尉健行
彭冲	彭真	蔣心雄	韓光	韓培信	程子華	普朝柱
曾憲林	温家宝	廖暉	廖漢生(トゥチャ族)			
サイフジン・アイズエ(賽福鼎・艾則孜)	ウイグル族	薛駒	薄一波	穆青(回族)		

中国共産党第十三回全国代表大会主席团常务委员会名簿

(計三十名)

(中国共産党第十三回全国代表大会主席团
第一回会議で一九八七年十月二十四日に採択)

趙紫陽	鄧小平	李先念	陳雲	胡耀邦	万里	習仲勳
方毅	田紀雲	喬石	李鵬	楊尚昆	楊得志	吳學謙
余秋里	胡喬木	胡啓立	姚依林	倪志福	彭真	秦基偉
陳慕華(女)	陳丕顯	鄧力群	郝建秀(女)	王兆國	王震	薄一波
宋任窮	王鶴壽					

中国共産党第十三回全国代表大会秘書長名簿

(中国共産党第十三回全国代表大会予備
會議で一九八七年十月二十四日に採択)

胡啓立

中国共産党第十三回全国代表大会副秘書長名簿

(中国共産党第十三回全国代表大会主席団
第一回會議で一九八七年十月二十四日に採択)

霽石

宋平

温家宝

中国共産党第十三回全国代表大会代表資格審査委員会名簿

(計十八名)

(中国共産党第十三回全国代表大会予備
会議で一九八七年十月二十四日に採択)

主任 喬石

副主任 宋平 郭林祥

委員(排列は姓の中国簡略文字筆画順による)

ブヘ(布赫 蒙古族)

呂楓

劉麗英(女)

閔広富(満州族)

郭峰

蘇毅然 李東治

李堅真

楊汝岱

陳野苹

洪学智

高揚

黄羅斌 尉健行

韓光

〔付録二〕

中国共産党第十三期中央委員会第一回総会公報

(一九八七年十一月二日)

中国共産党第十三期中央委員会第一回総会は、一九八七年十一月二日、北京で開かれた。

趙紫陽同志が会議を主宰した。会議には中央委員百七十三名、中央委員候補百六名が出席した。中央顧問委員会委員、中央規律検査委員会委員も会議に列席した。

総会は、中央政治局委員と中央政治局委員候補、中央政治局常務委員会委員、中央委員会総書記を選出した。また、中央政治局常務委員会の指名にもとづいて、中央書記処書記および書記候補を決定し、中央軍事委員会主席、第一副主席、常務副主席を決定した。名簿は次のとおりである。

一、中央政治局委員、委員候補

中央政治局委員（排列は姓の中国簡略文字筆画順による）

万里	田紀雲	喬石	江沢民	李鵬	李鉄映	李瑞環
李錫銘	楊汝岱	楊尚昆	吳学謙	宋平	趙紫陽	胡啓立
胡耀邦	姚依林	秦基偉				

中央政治局委員候補

丁 関根

二、中央政治局常務委員会委員

趙紫陽 李 鵬 喬 石

胡啓立

姚依林

三、中央委員会総書記

趙紫陽

四、中央書記処書記、書記候補

書 記

胡啓立 喬 石 芮杏文

閻明復

書記候補

温家宝

五、中央軍事委員会主席、第一副主席、常務副主席

主 席 鄧小平

第一副主席 趙紫陽

常務副主席 楊尚昆

総会は、中央顧問委員会第一回総会が選出した主任、副主任および常務委員会委員の人選を承認した。名簿は次のとおりである。

中央顧問委員会

主任 陳 雲

副主任 薄一波

宋任窮

常務委員会委員（排列は姓の中国簡略文字筆画順による）

王 平 王首道

伍修權

劉瀾濤

江 華

李一氓

李德生

楊得志 蕭 克

余秋里

宋任窮

宋時輪

張勁夫

張愛萍

陸定一 陳 雲

陳丕顯

陳錫聯

胡喬木

段君毅

耿 飈

姬鵬飛 黃 華

黃 鎮

康世恩

程子華

薄一波

総会は、中央規律検査委員会第一回総会が選出した書記、副書記および常務委員会委員の人選を承認した。名簿は次のとおりである。

中央規律検査委員会

書 記 喬 石

副書記 陳作霖

李正亭

蕭洪達

常務委員会委員（排列は姓の中国簡略文字筆画順による）

王德瑛 喬 石

劉麗英

李正亭

蕭洪達

陳作霖

郭林祥

傅 傑

会議の終了にあたって、趙紫陽同志が重要な演説をおこなった。

中国共産党中央顧問委員会第一回総会公報

(一九八七年十一月二日午前に採択)

中国共産党第十三回全国代表大会の選出した中央顧問委員会は、一九八七年十一月二日午前、北京で第一回総会をひらいた。中央顧問委員会委員百八十七名が会議に出席した。

薄一波同志が会議を主宰し、かつ講話をおこなった。

総会は、中央顧問委員会主任、副主任と常務委員会委員を選出し、中央委員会に報告して承認をもとめることにした。

中国共産党中央規律検査委員会第一回総会公報

(一九八七年十一月二日午前に採択)

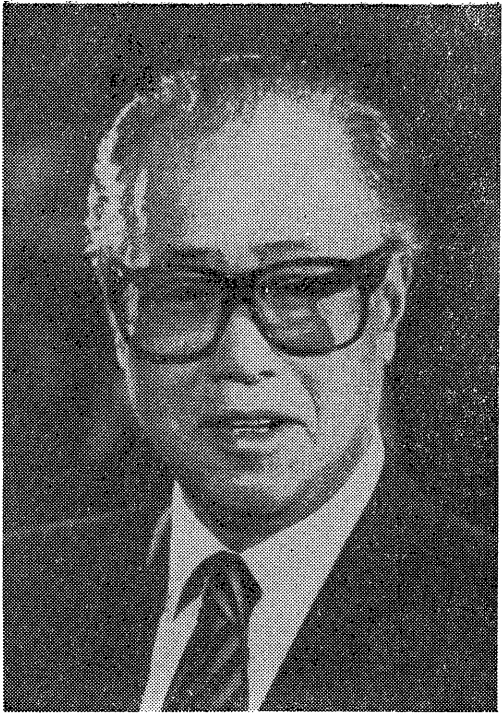
中国共産党第十三回全国代表大会の選出した中央規律検査委員会は、一九八七年十一月二日午前、北京で第一回総会をひらいた。

中央規律検査委員会委員六十八名が会議に出席した。喬石同志が会議を主宰した。

総会は、中央規律検査委員会書記、副書記と常務委員会委員を選出し、中央委員会に報告して承認をもとめることにした。

付録三

中国共産党中央指導者の略歴



趙紫陽

一九一九年生。河南省滑県の人。中国共産党総書記の職務を代行していたが、十ヵ月後の十三期一中総で総書記に選出され、同時に中央軍事委員会第一副主席となる。

趙紫陽は学生出身。十八歳の頃から、郷里で共産党指導下の革命闘争に身を投じ、一九三八年、中国共産党に加入した。抗日戦争と解放戦争の十数年間は、華中地方に

おける県と地区の党委員会の指導者として活動し、基層の状況、とくに農村の状況にたいする理解を深めた。

一九六〇年代の前半には、広東省党委員会第一書記、中南局書記処書記となったが、「文化大革命」で迫害をうけ、工場におろされて労働に従事した。

一九七一年いらい、内蒙古、広東、四川という、重要ではあるが、状況の完全に異なった一つの自治区と二つの省の指導的活動にあいついで参加し、人民解放軍の広州軍区政治委員、成都軍区第一政治委員をもつとめた。

中国の穀倉と言われながら、「文革」のため連年の食糧不足になやんでいた四川省（人口一億）が、趙紫陽の指

導のもとで面目を一新、食糧を自給して余りある省となったことは、よく知られている。

趙紫陽は、一九七三年の十回大会くらい、毎期の中央委員に当選し、一九八二年の十二期一中総で政治局委員、政治局常務委員会委員に選出され、一九八七年一月には総書記代行となった。趙紫陽はまた、一九八〇年から國務院総理をつとめ、党と国家の最高政策決定者の一人となっている。一九八七年十一月二十四日、國務院総理を辞任。

趙紫陽は、昨年末、中国の一部都市で学生の騒ぎが起こったあと、総書記代行として、ブルジョア自由化反対の闘争を断固、節度をもって発展させ、同時にさまざまな妨害をはねのけて、改革・開放をひきつづき順調におしすすめた。

一九八五年十月、趙紫陽は國務院総理として、国連第四十回大会で演説し、中国の独立自主の外交政策を述べた。

趙紫陽は、毎日、十時間以上も公務にたずさわり、毎年、数十の都市、農村を視察する。毎日のジョギングをつづけ、水泳と卓球が得意。

夫人の梁伯琪も若いころ抗日戦争に参加した。趙紫陽は、子女と食事のさい、社会の問題についてのかたちの意見発表に耳を傾けるという。



鄧小平

一九〇四年生。四川省広安県の人。十三回大会では、中央委員会からの引退を断固要求したが、全党の要求を受けいれてひきつづき中央軍事委員会主席のポストにとどまった。一九八一年六月くらい、ずっとこの地位にある。

鄧小平は、十六歳のとき、フランスへ渡り、苦学をつづけながら、党のために活動

をはじめた。一九二二年に共産主義青年団に加入、一九二四年に中国共産党員となる。

一九二六年、ソ連におもむいて学習。そのご帰国し、一九二九年末から一九三〇年の初めにかけて、中国南部の広西で百色蜂起と竜州蜂起の指導に参加した。

一九三四年から一九三六年まで、長征に参加し、中共中央秘書長をつとめた。

一九三八年、八路軍第一二九師団政治委員となり、抗日戦争の期間、劉伯承とともに数々の重要な戦役の指揮をとった。

劉伯承、鄧小平のこの大部隊は、一九四七年、黄河を渡って、華中の戦略要地大別山地区に挺進、国民党軍にたいする人民解放軍の全国的な反攻の火ぶたを切った。鄧小平は総前敵党委員会書記として、劉伯承、陳毅らとともに淮海戦役（解放戦争のなかの最大戦役の一）を指揮し、敵軍五十五万をせん滅。つづいて長江渡河戦役をも指揮し、当時の国民党政府の首都南京を攻略した。そのご、劉伯承とともに、西南地方の解放にも赴いている。

一九五六年、八回大会で中共中央総書記に選出されていらい、一九六六年までずっとこのポストにあったが、「文化大革命」のさい、国家主席の劉少奇とともに迫害をこうむった。一九七三年、職務に復帰し、一九七五年、中共中央副主席となったが、一九七六年、またもや迫害をこうむり、一九七七年にふたたび職務に復帰した。鄧小平は、一九七七年の十一回大会で中共中央副主席に選出され、一九八二年の十二回大会のあと、中共中央政治局常務委員会委員、中央顧問委员会主任に選出された。

一九七八年十二月の十一期三中総いらい、鄧小平は、中国の発展のために、中国の特色をもつ社会主義を建設するという新たな道を切りひらき、中国共産党と人民共和国の歴史に新たな一ページを開いた。

鄧小平は夫人の卓琳との間に、息子二人と娘三人がいる。余暇にジョッキング、水泳、ブリッジなどを好む。



陳雲

一九〇五年生。江蘇省青浦県（いまは上海市の管轄）の人。十三回大会で、鄧小平の後をつぎ、中央顧問委员会主任となる。中央指導機構の「若返り」のため、鄧小平、李先念とともに第一線から身を引き、第三期中央委員会の職務にはつかなかった。

陳雲は貧しい農民の家庭に生まれ、四歳の頃、両親を失った。一九一九年、小学校

を卒業したが、貧苦のため学業をつづけることができず、上海の商務印書館に見習工として働き、そこで労働運動の組織者として革命の道に入った。一九二五年、日本の資本家が中国の労働者を殺害したとき、これに反対する「五・三〇」運動の組織者のひとりとなった。のちに上海労働者の三回にわたる武装蜂起に参加し、一九二五年、周恩来の紹介で中国共産党に加入。一九三二年には、全国総工会（労働組合の全国的組織）党フラクションの書記となり、建国後も多年にわたって全国総工会主席をつとめた。

陳雲は、一九三四年から中央政治局委員となった。

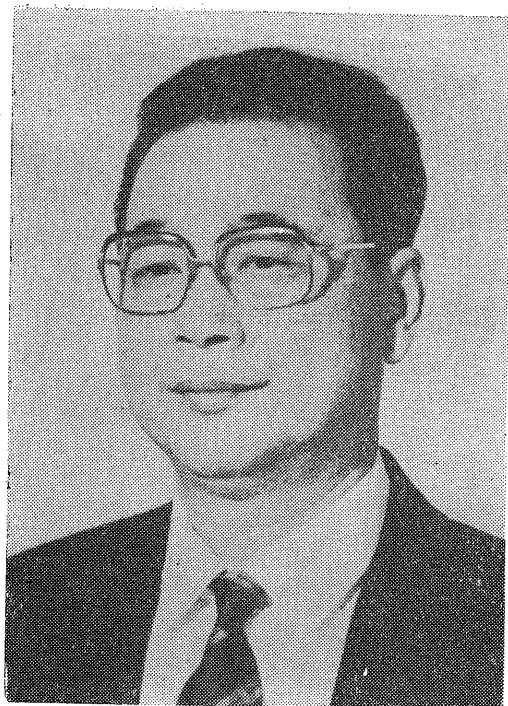
一九三三年、上海から江西・福建省境地区の中央革命根拠地に移った。一九三四年、赤軍の長征に参加。一九三五年一月には、歴史的意義をもつ遵義会議（中央政治局擴大會議）に出席して、毛沢東の正しい主張を積極的に支持した。遵義会議のあと、上海に派遣されて、党の非公然活動の回復にとりくんだ。

建国後、陳雲は政府の副総理兼財政經濟委員会主任として、全国の財政・經濟活動を主宰した。

古顔の革命家である陳雲は、各級指導幹部の若年化にとくべつ関心をよせている。一九八二年、十二回大会の席上、指導幹部の隊列には重大な端境期の問題が存在すると警告し、「この問題をいま解決しないか、あるいはうまく解決できなければ、中国における共産主義の事業には曲折が現われるかもしれない」と述べた。

陳雲には、党建設についてのすぐれた論著がある。「文化大革命」にひどくゆがめられた党の作風を是正し、党のすぐれた伝統を復活させるために、中央規律検査委員会第一書記として大きな努力をつづけてきた。

陳雲は、郷里である蘇州の評弾を好む。夫人の于若木も古參幹部である。



李鵬

一九二八年生。四川省成都市の人。一九四五年、中国共産党に加入。十三期一中総で中央政治局常務委員会委員に選出された。

李鵬は、新中国成立直前の一九四八年、ソ連のモスクワ動力学院に入学、やがて中国在ソ留学生総会主席となった。一九五五年に帰国後、東北地方の二大発電所の技師長、工場長と東北電力管理局の副技師長を歴任。一九

六六年から、北京電力管理局局長となる。「文化大革命」の動乱期には、北京・天津地区の電力供給正常化に貢献。一九七九年から一九八三年にかけて、電力工業部副部長、部長、水利電力部第一副部長となる。

李鵬は、一九八二年の十二回大会で中央委員、一九八五年の十二期五中総で中央政治局委員、中央書記処書記に選ばれた。一九八三年からは、國務院副総理、中央財政經濟指導グループ成員として、エネルギー、交通、素材などの工業部門を主管。いずれも中国国民經濟の重要部門で、近年、わりに速い発展をとげている。一九八五年からは、国家教育委员会主任をも兼ねている。一九八七年十一月二十四日、國務院総理代行となる。

李鵬は西側のある新聞記者から、「親ソ派」ではないのかと聞かれて、「わたしは中国人で、中国共産党員だ。わたしがすすめているのは中国共産党の路線、わたしがよりどころとしているのは祖国の利益である」と答えている。

李鵬の父李碩勳は中国共産党の初期の党員で、中国共産党の指導した一九二七年の南昌蜂起に参加したが、李鵬が三歳のとき、海南島で国民党に殺害された。一九三九年、周恩来は、当時十一歳だったその子を重慶に呼びよせ、学校へ通わせた。

李鵬の趣味は読書。ロシア語が得意で、英語も独習した。夫人は電力の専門家、息子二人と娘一人がいる。



喬石

一九二四年生。浙江省定海県の人。十三期中総で中央政治局常務委員会委員に選出された。

喬石は、一九四〇年、十六歳のとき、上海で中国共産党に加入し、上海地下党の区学生運動委員会書記をつとめ、一九四五年から上海学生運動の組織者のひとりとなる。

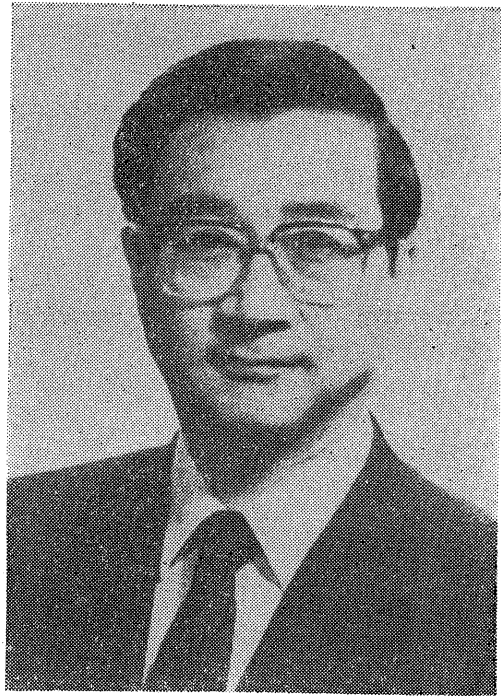
新中国成立後、喬石は、政治—技術—

政治という経歴をたどっている。解放直後、かれは浙江省杭州市党委員会青年委員会書記となり、中共中央華東局青年委員会の責任ある仕事をも担当。

一九五〇年から一九六二年にかけては、工業分野に転じて、中国最大の鉄鋼企業鞍山鉄鋼建設会社の技術処処長、西北地方の新興企業酒泉鉄鋼会社の設計院院長を歴任。

一九六三年からは中共中央対外連絡部に転じ、一九八二年まで勤務。一九八二年から中央書記処書記候補、書記、中央弁公庁主任、中央組織部部長、中央政法委員会書記を歴任。一九八五年、中央政治局委員に追加選出さ

れ、一九八六年、國務院副総理となる。
ここ三年来、喬石は中央党風刷新指導グループの活動を主宰している。



胡啓立

一九二九年生。陝西省榆林県の人。十三期一中総で中央政治局常務委員会委員に選出された。

胡啓立は、一九八二年、十二回大会で中央委員会委員に選ばれ、のちに中央書記処書記、一九八五年には中央政治局委員となる。

近年、胡啓立は中央書記処の常務書記として、中央の重要な政策決定に参与し、いまま

思想・理論宣伝面の指導活動にあたっている。

胡啓立は、一九四八年、中国共産党に加入、一九五一年、北京大学機械学部を卒業。その後、長期にわたって青年活動にたずさわり、全国学生連合会主席、共産主義青年団中央書記処書記候補を歴任。「文化大革命」で迫害され、中国で最も貧しいと言われる寧夏回族自治区の西吉県と固原地区におろされて、労働に従事した。

胡啓立は、一九七七年から一九七八年まで清華大学副学長、一九七八年から一九八〇年まで共産主義青年団中央書記処書記、全国青年連合会主席、一九八〇年から一九八二年まで天津市市長、一九八二年から一九八三年ま

で中央弁公庁主任のポストにあった。



姚依林

一九一七年生。安徽省貴池県の人。十三期一中総で中央政治局常務委員会委員に選出された。

一九五〇年代のはじめから、中国政府の年若い部長として、重要な経済活動にかかわりを持ち、いまなお国家計画委員会主任を兼ねている。

姚依林は、早くも一九八〇年、経済管

理体制改革のテンポを速める問題について、国营工業企業の自主権拡大、競争の幅広い展開、商業物流ルート
の拡大、銀行の独立経営、税制の改革、計画的指導のもとにおける市場調節など、多くの意見をわりあい系統的
に提起していた。

姚依林は、清華大学の卒業生で、一九三五年、中国共産党に加入。当時は、北平市学生連合会の党フラクシ
ン書記として、北平の学生の抗日・民主・愛国をめざす運動の組織者のひとりであった。

姚依林の経済活動とのかかわりは、戦争の年代にさかのぼる。まず一九四六年から一九四九年までの解放戦争

の時期に、晋察冀（山西・察哈爾・河北）辺区政府財政經濟弁事処副主任、華北人民政府工商部部長を担当。

一九四九年の建国後は、貿易部、商業部副部长、部長、国务院財政貿易弁公室副主任を歴任。一九六六年、「文化大革命」が始まってからは、ポストをはずされて、ほぼ七年間も仕事がなかったが、一九七三年から対外貿易部第一副部长、商業部部長、国家計画委員会主任、中央財政指導グループ組長を歴任、さらに中共中央副秘書長、中央弁公庁主任をつとめ、一九七八年から国务院副総理となった。

姚依林は、一九七七年の十一回大会で中央委員、一九七八年の十一期三中総で中央書記処書記、さらに一九八五年の十二期五中総で中央政治局委員に選出された。



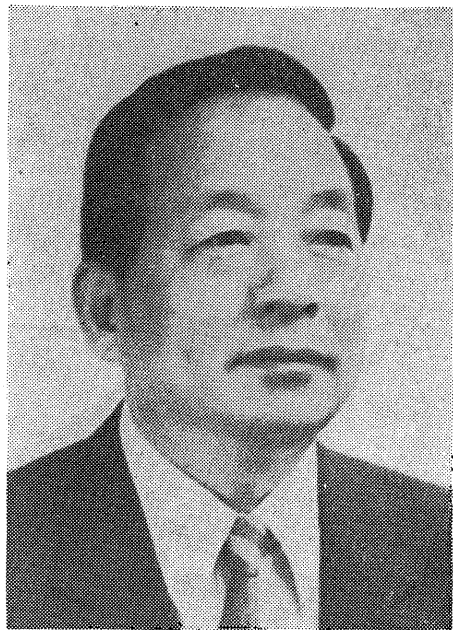
万里

一九一六年生。山東省東平県の人。一九三六年、中国共産党に加入、活動に参加。師範学校卒業。十三期一中総で中央政治局委員に選出された。

抗日戦争の時期には、一九三六年から東平県で地下工作にたずさわり、東平県党委員会書記、泰西地区党委員会宣伝部部长、組織部部长、魯（山東省）西區党委員会宣伝部副部长、冀魯豫（河

北・山東・河南）区第二、第七、第八地区党委員会副書記、同地区党委員会書記を歴任。解放戦争の時期には、一九四七年から冀魯豫区党委員会委員、秘書長、南京市軍事管制委員会財政委員会副主任、經濟部部長、建設局局長を歴任。建国後の一九四九年からは西南軍政委員会工業部副部长、部長、建築工程部副部长、都市建設部部长、北京市党委員会書記、副市长を歴任。「文化大革命」で迫害されたが、一九七三年から仕事に復帰し、北京市党委員会書記、同市革命委員会副主任、鉄道部部长・党の臨時指導グループ組長、輕工業部第一副部长・党の中心グループ第一副组长、安徽省党委員会第一書記・省革命委员会主任、省軍区第一政治委員を歴任。一九八〇年からは、国务院副総理兼国家農業委员会主任・党グループ書記、中央財政經濟指導グループ成員、中央外事活

動指導グループ副组长、中央緑化委员会主任、国家人民防空委员会主任をつとめる。万里は第十一期、第十二期の中央委員で、第十一期中央書記処書記、第十二期中央政治局委員、中央書記処書記。



田紀雲

一九二九年生。山東省肥城県の人。一九四五年、中国共産党に加入、活動に参加。十三期一中総で中央政治局委員に選出された。

一九四五年以後、魯（山東省）西南区の第三抗日中学で戦地後方勤務の活動に従事、冀魯豫（河北・山東・河南）区朝城県第一区の土地改革工作グループ組長、冀魯豫区戦地後方勤務総指揮部會計、贛

（江西省）東北行政公署財政処會計を歴任。一九四九年から貴州省軍事管制委員会財政接收部機密文書主管秘書、貴陽人民革命大学クラス担任教師、貴州省財政幹部研修班クラス担任教師、貴州省財政庁秘書科副科長、科長、弁公室副主任、主任、計画科科长、予算処処長、同省財政庁副庁長、西南局財政弁公室財政金融処副処長を歴任。一九六九年から四川省革命委員会財政貿易経営管理組副组长、同省財政局副局長、局長、党グループ書記、同省財政庁長・党グループ書記を歴任。一九八一年から國務院副秘書長、國務院機關党グループ成員を歴任。一九八三年から國務院副総理兼國務院秘書長、國務院機關党グループ書記、中央財政經濟指導グループ成員、副组长をつとめる。田紀雲は第十二期中央委員、中央政治局委員、中央書記処書記。

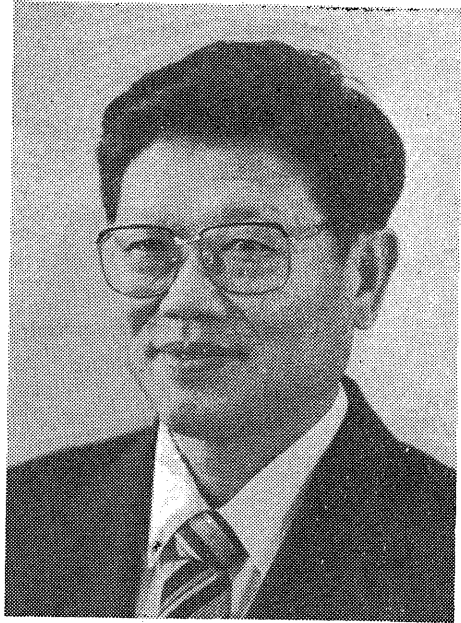


江沢民

一九二六年生。江蘇省揚州市の人。一九四六年、
中国共産党に加入、活動に参加。十三期一中総で中
央政治局委員に選出された。

一九四七年、上海交通大学電機学部を卒業。一九
四九年から上海益民食品第一工場第一副工場長、上
海石けん製造工場第一副工場長、第一機械工業部上
海第二設計分局電器專業科科长を歴任。一九五五

年、ソ連へおもむき、モスクワのスターリン自動車製造工場で実習。一九五六年に帰国後、長春第一自動車製造
工場副総動力師、動力分工場工場長、第一機械工業部上海電器科学研究所副所長、第一機械工業部武漢熱間加工
機械研究所所長・党委員会書記代行、第一機械工業部外事局局長などを歴任。一九八〇年から国家輸出入管理委
員会・国家外国投資管理委員会副主任兼秘書長を歴任。一九八二年から電子工業部部长・党グループ書記などを
歴任。一九八五年から上海市党委員会副書記・市長をつとめる。江沢民は第十二期中央委員。

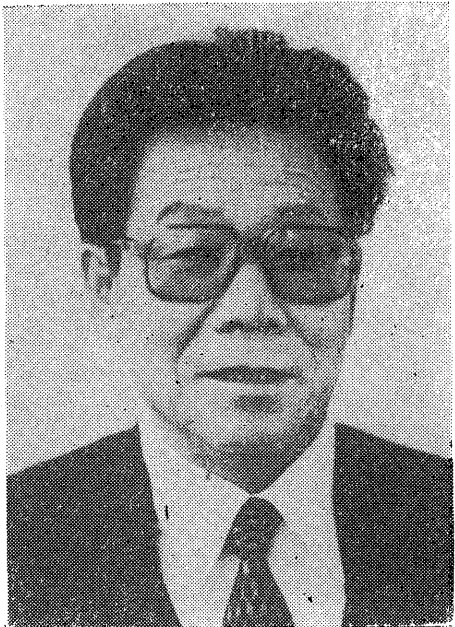


李鉄映

一九三六年生。湖南省長沙市の人。一九五五年、
中国共産党に加入、一九六一年、活動に参加。十三
期一中総で中央政治局委員に選出された。

一九五五年からチェコスロバキアのカレル大学数
理学院で学習。一九六一年に帰国後、国防部第一〇
院第一三所研究室副主任、第四機械工業部第一四一
三所研究室副主任を歴任。一九七〇年から第四機械
工業部第一四二四所研究室主任をつとめる。一九七八年から第四機械工業部第一四四七所技師長、副所長兼遼寧
省瀋陽市科学技術委員会副主任、瀋陽市党委員会常務書記を歴任。一九八三年から遼寧省党委員会書記、一九八
五年から電子工業部部长、一九八七年三月からは電子工業部部长のまま、国家経済体制改革委员会主任となる。

李鉄映は第十二期中央委員。



李瑞環

一九三四年生。天津市宝坻県の人。一九五九年、中国共産党に加入。業余大学卒業。十三期一中総で中央政治局委員に選出された。

一九五一年、北京第三建築公司に入り、労働者となる。一九六五年から北京建築材料公司党委員会副書記兼木材工場党総支部委員会書記をつとめる。一九七一年から北京建築木材工場党委員会書記、北京

市建材局党委員会副書記、北京市建設委員会副主任兼市基本建設指揮部指揮、北京市総工会（労働組合連合）副主任、第五期全国人民代表大会常務委員会委員、全国総工会（労働組合の全国的組織）常務委員会委員を歴任。一九七九年から共産主義青年団中央書記処書記、全国青年連合会副主席を歴任。一九八一年から天津市党委員会常務委員会委員・副市長、同市党委員会書記、市長代行、市長を歴任。一九八四年から天津市党委員会副書記、市長を歴任。一九八七年八月から天津市党委員会書記・市長をつとめる。李瑞環は第十二期中央委員。



李錫銘

一九二六年生。河北省東鹿県の人。一九四八年、
中国共産党に加入、活動に参加。十三期一中総で中
央政治局委員に選出された。

一九四六年から清華大学予備班、建築学部、土木
学部で学習。一九四九年以後、北京市党委員会青年
工作委員会から石景山発電所に派遣されて、新民主
主義青年団創設の活動に従事、かつ発電所党総支部
委員会宣伝委員を兼ねる。一九五二年から石景山発電所党総支部委員会副書記、書記代行、発電所党委員会書
記、一九七〇年から石景山発電所党委員会書記・発電所革命委員会主任、一九七五年から水利電力部副部長、電
力工業部副部長を歴任。一九八二年から都市農村建設環境保護部部长、一九八四年から北京市党委員会書記をつ
とめる。李錫銘は第十二期中央委員。



楊汝岱

一九二六年生。四川省仁寿县の人。一九五二年、中国共産党に加入、一九五〇年、活動に参加。十三期一中総で中央政治局委員に選出された。

一九五〇年、四川省仁寿县富家区で活動、その後、同県土地改革工作队隊長、方家区党委員会副書記を歴任。一九五四年から仁寿县党委員会組織部副部长、同県党委員会副書記、県党委員会書記を歴任。一九七〇年から仁寿县革命委員会副主任、同県党委員会書記、一九七七年から四川省乐山地区党委員会書記、同地区革命委員会副主任、一九七八年から四川省革命委員会副主任、副省长、省党委員会書記、省党委員会常務委員会書記を歴任。一九八三年から四川省党委員会書記をつとめる。楊汝岱は第十二期中央委員。

楊尚昆

一九〇七年生。四川省潼南県の人。一九二五年、共産主義青年団に加入、一九二六年、中国共産党に加入、一九二五年、活動に参加。十三期一中総で中央政治局委員に選出された。



一九二五年から成都、重慶、上海などで学生運動と労働運動に従事、その後、ソ連のモスクワ中山大学で学習、支部局宣伝部副部長、中国問題研究院研

究生となる。一九三一年から全国总工会（労働組合の全国的組織）宣伝部長、党フラクション書記、江蘇省党委員会宣伝部部长、上海工会（労働組合）連合党フラクション書記、中央宣伝部部长を歴任し、上海の労働運動、抗日救国運動の組織と指導に当たった。一九三三年から中央ソビエト区『赤色中華』『闘争』両紙の編集者、党学校副校長、赤軍第一方面軍政治部副主任、赤軍第三軍団政治委員、総政治部副主任を歴任。長征に参加。陝甘（陝西・甘粛）支隊政治部主任、野戦政治部主任、北方局書記を歴任。一九四五年から中央軍事委員会秘書長、中央直屬隊後方党委員会副書記を歴任。一九四八年から中央弁公庁主任、中央直屬機関党委員会書記、中央副秘書長兼中央書記処第一弁公室主任、中央書記処書記候補、広東省党委員会書記処書記を歴任。「文化大

革命」では迫害された。一九七八年から広東省党委員会第二書記・省革命委員会副主任、副省長、広州市党委員会第一書記・市革命委员会主任を歴任。一九八〇年から第五期全国人民代表大会常務委員会副委員長兼秘書長、同機関党グループ書記、中央軍事委員会常務副主席兼秘書長、中央対台湾工作指導グループ副組長、組長をつとめる。楊尚昆は第八期、第十一期、第十二期の中央委員で、第八期中央書記処書記候補、第十二期中央政治局委員。



呉学謙

一九二一年生。上海市の人。一九三九年、中国共産党に加入、一九三八年、活動に参加。十三期中総で中央政治局委員に選出された。

一九三八年から上海学生界救国協会格致公学グループ責任者、上海地下党格致公学党支部委員、書記、上海地下党中学区委員、区党委員会書記、華中局都市工作部連絡責任者、都市工作部書記、上海地下党市委員、共産主

幹事を歴任。一九四四年から上海地下党学生運動委員会委員、副書記、書記、上海地下党市委員、共産主義青年団上海市工作委員会秘書長を歴任。一九四九年から共産主義青年団中央の駐世界青年連合会代表、共産主義青年団中央国際部副部長、部長、共産主義青年団中央委員、常務委員会委員を歴任。一九五八年から中央対外連絡部第五処処長をつとめる。「文化大革命」で迫害され、幹部学校におろされて労働に従事。一九七二年から中央対外連絡部西アジア・アフリカ組組長、第三局局長、副部長を歴任。一九八二年から外交部第一副部長・党グループ書記、外交部部長・党委員会書記、中央外事活動指導グループ成員、國務委員をつとめる。呉学謙は第十二期中央委員、中央政治局委員。



宋平

一九一七年生。山東省莒県の人。一九三七年、中国共産党に加入、一九三六年、活動に参加。十三期中総で中央政治局委員に選出された。

一九三四年から北平大学農学院、清華大学で学習。一九三八年から延安中央党学校幹事、延安マルクス・レーニン学院教育処処長、中央党務研究室秘書、南方局学習主管秘書、重慶「新華日報」社編集

部秘書長、新華社重慶總分社、南京總分社責任者、周恩來の政治秘書を歴任。一九四七年からハルビン市警備大隊政治委員、東北總工会（労働組合連合）副主席を歴任。一九五二年から国家計画委員会委員、労働賃金計画局局长兼労働部副部长、国家計画委員会副主任、西北局計画委员会主任、第三線建設委員会副主任、蘭州軍区国防工業弁公室副主任を歴任。一九七二年から甘肅省党委員会第一書記・省革命委员会主任、蘭州軍区第二政治委員、甘肅省軍区第一政治委員を歴任。一九八一年から国家計画委员会主任・党グループ書記、國務委員、中央組織部部长をとめる。宋平は第十一期、第十二期の中央委員。



胡耀邦

一九一五年生。湖南省瀏陽県の人。一九三〇年、共産主義青年団に加入、一九三三年、中国共産党に加入、一九三〇年、活動に参加。十三期中総で中央政治局委員に選出された。

一九三〇年から湖南省瀏陽県郷共産主義青年団支部委員会書記、区委員会委員、湘東南（湖南省東南部）共産主義青年団特別委員会児童局書記、

湘贛（湖南・江西）省児童局副書記、中国共産主義青年団ソビエト区中央局秘書長を歴任。長征の時期には、中央工作団団盟宣伝部・青年部部長、中国共産主義青年団ソビエト区中央局秘書長を歴任。長征の時期には、中央工作団団員、赤軍第三軍団政治部地方工作部秘書、赤軍第十三連隊党総支部委員会書記、中国共産主義青年団中央組織部部長、宣伝部部長、秘書長を歴任。一九三七年から延安抗日軍事政治大学で学習、その後、この大学の政治部副主任、軍事委員会総政治部組織部副部長、部長を歴任。一九四六年から冀熱遼（河北・熱河・遼寧）軍区政治部主任代行、晋察冀（山西・察哈爾・河北）軍区第三、第四縱隊政治委員、第十八兵団政治部主任を歴任。一九五〇年から川北（四川省北部）区党委員会書記兼川北行政公署主任、軍区政治委員を歴任。一九五二年から共産

主義青年団中央書記処書記、第一書記、陝西省党委員会第一書記、西北局第二書記を歴任。「文化大革命」で迫害され、幹部学校におろされて労働に従事。一九七五年から中国科学院の党の中心グループ副組長、中央党学校副校長、中央組織部部长、中央規律検査委員会第三書記、中央秘書長兼中央宣伝部部长を歴任。胡耀邦は、第八期、第十一期、第十二期の中央委員で、第十一期の中央政治局委員、中央政治局常務委員会委員、中央委員会主席、また第十二期の中央政治局常務委員会委員、中央委員会総書記。一九八七年一月、総書記を辞任。



秦基偉

一九一四年生。湖北省紅安県の人。一九三〇年、中国共産党に加入、一九二九年、軍隊に入隊。十三期一中総で中央政治局委員に選出された。

一九二九年から赤軍第四方面軍第一師団第三連隊長、分隊長、赤軍第四方面軍經理処監督保護中隊長、赤軍第四方面軍本部拳銃大隊第二中隊長、少年共産主義インターナショナル連隊第二中隊長、四川省紅江県指揮部指揮長、赤軍第四方面軍警備連隊連隊長、赤軍第三十一軍第二七四連隊連隊長を歴任。長征に参加して、赤軍第四方面軍総参謀部参謀、補充師団師団長、赤軍第四方面軍補給部指揮長を歴任。一九三七年から八路軍第一二九師団教育指導連隊で学習、その後、正太（正定・太原）遊撃支隊司令員、太行軍区第二分区司令員、晋冀魯豫（山西・河北・山東・河南）軍区作戦科科长、同軍区参謀処処長、八路軍第一二九師団新編第十一旅団副旅団長、太行軍区第一分区司令員兼地区党委員会書記を歴任。一九四五年から太行軍区司令員、第二野戦軍第九縱隊司令員、第四兵団第十五軍軍長を歴任。一九五〇年から南京軍事学院で学習、その後、中国人民志願軍第三兵団第十五軍軍長、雲南軍区副司令員兼参謀長、雲南省党委員会常務委員会委員、昆明軍区

副司令員を歴任、南京軍事学院戦役学部で学習。一九五七年から昆明軍区司令員、同軍区党委員会第二書記兼雲南省党委員会書記処書記をつとめ、一九七三年から成都軍区司令員、軍区党委員会書記、北京軍区第二政治委員、第一政治委員、軍区党委員会第二書記を歴任。一九八〇年から北京軍区司令員・軍区党委員会第一書記をつとめる。秦基偉は第十期、第十一期、第十二期の中央委員で、第十二期中央政治局委員候補。



丁 関 根

一九二九年生。江蘇省無錫市の人。一九五六年、中国共産党に加入。十三期一中総で中央政治局委員候補に選出された。

一九五一年、上海交通大学運輸管理学部を卒業してのち、交通部海運局実習生となり、鉄道部運輸局、貨物輸送局の技術測量員、技師、鉄道部運輸総局技師、鉄道部部長室秘書を歴任。一九七五年から鉄道部外事局技師、副処長、計画局局長補佐、教育局局長を歴任。一九八三年から全国人民代表大会常務委員会副秘書長、一九八五年から鉄道部部長をつとめる。丁関根は第十二期中央委員。

1988.10.5.
M. Sasahara

中国共産党第十三回全国代表大会文献集

1988年初版発行

訳者——中共中央M・L著作編訳局

外文出版社日本語部

出版者——外文出版社

(北京西城区百万莊路24号)

発行者——中国国際図書貿易総公司

(北京 P. O. Box 399)

印刷者——外文印刷廠

I S B N 7-119-00474-3 / D36 (外)

I S B N 7-119-00475-1 / D37 (外)

3-J-2279

(日) 00810 (上製)

(日) 00700 (並製)

今回の大会は、次のような歴史的貢献をなした。
中国はいま社会主義の初級段階におかれている、という理論——現代中国のあらゆる問題を解決するための出発点である理論——をはじめて系統的に解決したこと、この初級段階における党の基本路線——全国各民族人民を指導し、結集して、経済建設を中心としながら、四つの基本原則を堅持し、改革と開放を堅持し、自力更生、刻苦創業につとめて、わが国を富強・民主・文明の現代化した社会主義国にきずきあげるために奮闘する——を明確に提起したこと、などである。

ISBN 7-119-00475-1